

第百一回 参議院文教委員会 會議録 第五号

昭和五十九年四月六日(金曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

三月二十七日

柳川 覺治君

補欠選任
徳永 正利君

三月二十八日

柳川 覺治君

補欠選任
柳川 覺治君

三月三十日

久保 亘君

補欠選任
松本 英一君

三月三十一日

吉川 春子君

補欠選任
宮本 顯治君

柳川 覺治君

補欠選任
國田 清充君

松本 英一君

補欠選任
久保 亘君

宮本 顯治君

補欠選任
吉川 春子君

四月二日

柳川 覺治君

補欠選任
柳川 覺治君

出席者は左のとおり。

委員 長谷川 信君

理事 杉山 令肇君

委員 田沢 智治君

久保 亘君

吉川 春子君

大島 友治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

山内 修治君

国務大臣

政府委員

文部大臣

文部大臣官房長

文部大臣官房審議官

文部大臣官房會計課長

文部省初等中等教育局長

文部省大学局長

文部省学術国際局長

文部省社会教育局長

文部省体育局長

文部省管理局長

文化庁次長

常任委員会専門員

説明員

厚生省医務局医事課長

林 健太郎君

柳川 覺治君

粕谷 照美君

中村 哲君

安永 英雄君

高木健太郎君

高桑 栄松君

小西 博行君

美濃部亮吉君

森 喜朗君

面崎 清久君

齊藤 尚夫君

國分 正明君

高石 邦男君

宮地 貫一君

大崎 仁君

宮野 禮一君

古村 澄一君

阿部 充夫君

加戸 守行君

佐々木定典君

横尾 和子君

○昭和五十九年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和五十九年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和五十九年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について(文部省所管)

○委員長(長谷川信君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

○委員の異動に伴い現在理事が二名の欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

○理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(長谷川信君) 御異議ないものと認めます。

○委員(長谷川信君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。森

文部大臣。

○委員長(長谷川信君) このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和五十九年度における国立大学の設置、短期大学の併設及び附置研究所の廃止並びに国立大学共同利用機関の設置等について規定しているものであります。

まず、第一は、大学院の設置についてであります。

これは、これまで大学院を置いていなかった北見工業大学及び図書館情報大学に、それぞれ、工学及び図書館情報学の修士課程の大学院を、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学に、医学の博士課程の大学院をそれぞれ新たに設置し、もってこれらの大学における教育研究水準を高めるとともに、研究能力のある人材の養成に資することとするものであります。

第二は、短期大学の併設についてであります。

これは、長崎大学に、同大学医学部附属の専修学校を転換して医療技術短期大学部を新たに併設し、近年における医学の進歩と医療技術の高度化、専門化に即応して看護婦等医療技術者の養成及び資質の向上に資することとするものであります。

第三は、附置研究所の廃止についてであります。

熊本大学の体質医学研究所については、近年の学術研究の進展に伴う医学の教育研究上の要請に対応するため、これを医学部に統合し、同学部附属遺伝医学研究施設の新設等、医学部の教育研究体制の整備を図ることとして、廃止するものであります。

第四は、国立大学共同利用機関の設置についてであります。

国立遺伝学研究所については、文部省の所轄研究所である国立遺伝学研究所を改組転換して、これを全国の大学等の研究者の共同利用のための国立大学共同利用機関とし、これにより遺伝学に関する研究の一層の推進を図ろうとするものであります。

以上のほか、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等に係る職員の見直しを改めることとした

しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(長谷川信君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安永英雄君 新高等教育の計画の問題について、まず質問を申し上げたいと思います。

昨年の十月に大学設置審議会の大学設置計画分科会、ここから、六十一年から六十七年度までの、いわゆる新しい高等教育の整備計画が報告を、中間報告としてされておりますが、話によりますと、三月末までに最終的な報告が出されるというふう聞いておったわけですが、これはどうなっておりますか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のとおり、六十七年度以降の高等教育の計画的整備については、昨年の十月に、大学設置審議会大学設置計画分科会、高等教育計画専門委員会の中間報告が公表されたわけでございます。この中間報告につきましましては、それぞれ関係方面に送付もいたしまして広く意見を聞くとともに、専門委員会におきまして、昨年暮れでございまして、大学関係の諸団体でございまして、あるいは地方公共団体等から意見も直接聞いたりいたしたわけでございます。それを受けて、現在、計画分科会では、中間報告に対するこれらの関係方面の意見を考慮しながら報告案の策定を進めているというのが現在の状況でございます。

当初、三月末ぐらいまでに取りまとめるといふようなことで作業を進めてまいりましたのでございますが、なお若干専門委員会での審議に時日を要しておりますので、そこまで至っていないわけでございますが、私どもとしては、遅くとも六月中旬には最終的な案の取りまとめをお願いしたい、かように考えているところでございます。

○安永英雄君 これは大臣にお尋ねいたしますけれども、今提案をされております、いわゆる教育臨調といいますが、これとのかかわりはどんなふうにお考えになっておるか。六十七年度をピークにして十八歳人口が物すごくふえてくる、これに対応する計画が出てくるわけですが、これは言いかえますと、現在の教育改革に非常に大きなかかわりを持つておる。大学教育、高等教育の面については、この十八歳人口の急増という問題の中で、大きく改革をするなら、一つの大きな実行の時期でもある、こういうことですが、今、六月には一応最終的な報告が出ると思いましたが、この臨調とのかかわりです。よく言われる、この十八歳人口の急増に対する計画実施、これについては文部省のいわゆる固有の行政責任だといった形でこれは進められていくのか、あるいは臨調とのかかわりで考えていくのか、あるいはこの点についての考えをお聞きしたいと思っております。

○國務大臣(森喜朗君) 高等教育計画全般につきまして、新しい臨時教育審議会、今、国会に設置法案をお願いいたしておりますが、ここでこの議論をいたすかどうかということについては、これは新しい審議機関の皆さんで御検討いただくことになるわけでございますが、そのことを議論するかしらぬかというところは私からは今申し上げるというところは差し控えなければなりません。ただ、全体的な長期的な教育全体に対する見直しをしていくということでございますが、当然高等教育という問題についても、これは議論の大きな柱になるであろう、こういうふうな私どもは予想をいたしておるところでございます。

今、先生からいろいろ御指摘をいただきました。六十七年度をピークとするこの対応につきましましては、これはどちらかといいますと、言葉は余りよくありませんけれども、いわゆる十八歳人口の動向を見ながら、量的な問題をどういうふうにしていくか、今、安永さん御指摘のとおり、これは文部省固有の事務でございます。したがって、

これは新しい審議機関で二十一世紀に向けて見直していくであろう高等教育のあり方、制度、そうしたものと別、現在の高等教育機関の中で十八歳人口の皆さんをどのように吸収していくのか、こういうようなことの議論、審議をお願いいたしているところでございまして、大学設置審議会の報告にもありますように、中間報告に述べられておりますように、諸般の情勢の変化を見ながら適切な補整を加えていくことが必要になる性格のものである、こういうふうに私も考えておるところでございます。

○安永英雄君 これは午後の方でまた質問をします。そのなかかわりについては別として、今はさき、いわゆる文部省がそういった、教育臨調からいろいろな意見が出るにしても、これはもう文部省の責任でやっていくというふうな言明がありましたので、その立場で今から質問してまいりたいと思っております。

この中間の報告を見てみますと、いわゆる八万六千という数字が出ています。これは一応もらった資料等でも見てみますと、五十八年度以降の規模拡大がなくて進捗率も同じだといった場合には約十一万ぐらいの数字になるように思うんですが、この八万六千の基礎というのはどういうことで見ているんですか。

○政府委員(宮地貫一君) その中間報告に述べられております八万六千程度の数字ということでございますが、六十七年度におきまして十八歳人口、これは二百五十五に達するわけでございまして、その時点で進捗率の設定いたしましたのは一応現在の進捗率、大学、短期大学を含めまして三・五・六の進捗率は確保するというような前提に立って算定をいたしました数字でございます。つまり現在の入学、五十八年度で申しますと六十一万三千余りが進学をしているわけでございまして、千分率で進捗率としましては三五・六でございまして、これが現在進捗率としては三五・六でございまして、定員超過率としては二・八というよう

な前提に立っておりますわけでございますが、それを受けて六十七年度の十八歳人口が二百五万と

なるわけでございますが、それを進捗率三五・六を確保するという前提で逆算をすれば、その時点における全体の入学者としては七十二万九千人程度が進学をするものと想定されるわけでございまして、それに対して、定員超過率として一・二八という程度を二・八というところで前提をいたしておるわけでございまして、その時点で、それ以上さらに事実上の増しをするというふうなことは考えないという前提に立って入学定員の増を算定をいたしましたものでございまして、そのおおよそ八万六千のうちほぼ半数に近い約四万二千については恒常的な定員増ということに対応をいたしておりますし、その四万二千の定員増を含めました入学定員五十三万七千の定員超過率一・二八で逆算をすれば約六十八万五千になる。しかしながら、七十二万九千という前提に立てば、さらに四万四千程度の定員増を要しなければならぬ。一応、この四万四千程度の定員増につきましましては、期間を限った定員増ということに対応したい。と申しますのは、昭和七十五年度に

なれば、さらに十八歳人口が約百五十万というところで、二百五万から五十万減少するというような事柄が想定されるわけでございまして、全体の昭和七十五年度の進捗率としては約六十一万三千、定員超過率は七十五年度では一・一四倍程度に改善をするというふうな前提に立ちまして、ただいま申しましたようなおおよそ八万六千程度の定員増を要することが必要ではないか、かように考えておるわけでございまして、

○安永英雄君 数字的にはちよつと合わないところがありますけれども、時間がありませんから、また別でだしたいと思っておりますけれども、少なくとも減になつていくということも、この八万六千の中には考慮されているとするなら、これは間違いないと思ふんだけれども、先々五十七年度以降の減というものを考えた場合に、六十七年から六十七年度の間の、この教が間違いないものであつたら、ますますいわゆる試験地獄、こういうものが起こるんであつて、現実起こりますよ、こ

れ。減の方を考へて計算の中に入れておつたらた
まつたものぢやない。生身の者が六十年から七
年までいるんですから、こういう点はまた別な
機会にやりますけれども、これは相当やばり検
討する必要があります。これは最後まで、中間
報告で出されたこの計数というのは最終報告でも
変わらないというふうに見えていますか。簡単に言
つてください、時間がありませんから。

○政府委員(宮地實一君) 全体の総数については
従来相定をいたしました数字としては要わらない
もの、かように考へております。

○安永英雄君 次に移りますが、今も報告があり
ましたが、文部省がこの中間報告を受けて実施案
をまとめて、そして臨時の定員増というものに限
つて国立大学の方に八千、これを割り当てると
いうことを考へておられることを聞いています
が、先ほど説明されました恒常的定員数、臨時
定員数約四万ですが、これの中で臨時の定員
定数、この中で文部省が引き受けるというのは八
千、これが文部省でこの実施案として出され
ておつて、既にもうその方向で各大学に検討を求
めておられるという、こういうことですが、事実で
すか、それ。

○政府委員(宮地實一君) 期間を限つた定員増に
ついて国立大学、私立大学、それぞれどうい
うな対応をするのかということ、いろいろ専門
委員会でも議論はいただいているところでござい
ますが、基本的には現在の国立、私立のおおむね
のシェアと申しますか、大体二対八というよう
なことで、国立の入学定員が大学生で申せばほ
ぼ二割程度が国立というように前提として、臨
時、期間を限つた定員増についても、国立の分
についてはおおよそ二割程度は対応すべき
ではないかというように、現実には各国立大
学で、現在の施設なり建物その他で、設備基準
から見ればどの程度ゆとりがあるかというよう
なことに、各大学に今後の対応のために、もし
現状で行くならばどういふ状況かということに
ついては各大学に、事務的な問い合わせとい

すか、調査をしております、いわば今後の六十
年度以降の概算要求の前提になる基礎資料とい
つて、そういう数字は各大学に調査をいたし
て、そのことは事実でございます。

○安永英雄君 それが非常に怖いんですよ。最後
に言われたいわゆる予算編成、明年度の。これ
で文部省の方では八千、これを一応基準
にして各大学の意見を聞いて検討しております
と、これ以上のもので出るはずないですが、大臣
にお聞きしますが、今話を聞きますと八千とい
うのは私立、公立、国立と現在の割合が大体二割
ぐらゐ、それから四万何千を計算すると八千
だと、こういうふうな考え方ですが、私は前
からこれは大学は国立がもう少しふえなければ
ぬ、この際私はふえなければ機会はないです、
国立の大学を。今まで長い間私立にばら下がり、
公立がやろうとすれば見向きもしない、こうい
うの態度というものには私は非常に不満なだけ
でも、少なくともこういう急増対策の一環とし
ても国立大学の充実ということを、設置を拡大
していくというところを、この時期を外してい
ますか。それを初めから、二割うちはいままで
負担、担当しておつたんで、今度生徒増の定数増
については二割しか引き受けませんよという態度、
こういうことが既に始まつておるとすれば、大臣
としてはその方向でいかうか。私は、国立と
いうのをふやさないやならぬと、国の責任で大学
教育というのにはやらないかやならぬというぐ
らいの自由があつていいと思う。この点あたりの
基本的な、国立大学の拡充という問題、特に施設
というものを拡充していくという考え方、これに
ついての大臣の基本的な考え方を伺ひたい。

○国務大臣(森喜朗君) 高等教育をめぐります諸
般の情勢というのは大変難しいものがございます
。今、先生の御意見の中にもございましたけれ
ども、果たしてこの進学率というのがこのまま推
移するものかどうか、これも予想でいくわけでご
ざいますし、それから、少なくとも今の日本の
経済情勢あるいは社会の状態というのも大抵今の

ままで推移していくものだという前提でこの議論
を立てていくわけでございます。したがいまし
て、いろんな要素をいたしましては、変動する要
素をかなりもろくろみながら、ある程度の計画を、
先ほど申し上げましたように、量的にどう吸収し
ていくかということ御議論を今いたしたい
わけでございます。全体的に今日までの日本の高
等教育のかわり合ひの比率は、大体、私立が八
割、国立が二割という数字を示しておるわけであ
りまして、先ほど申し上げたように、進学率もこの
ような形で推移していくという前提に立つなら
ば、国立と私立の比率もおおむねこの方向
で進んでいくものであらうという、そういうこと
の前提に立つて今御議論を願ひ、御検討を願つて
おるところでございます。もちろん若干の
変動というものは出てくると思いますが、大学と
いうものは進学者が一体どこへ進むのか、どのよ
うな部門に進んでいくのか、あるいは東京のよう
な大都市圏に集中していくのか、地方に分散さ
れていくのか、これはあくまでも受験生の気持ち
といふことが第一でございますので、それをあら
かじめ承知しながらつくっていくということは
非常に難しいことでございますが、それでも教育
に対する国の責任において、こうしたことをある
程度予測しながら、文部省というよりも、むしろ
御専門の先生方から議論をいただいているという
のが現実のところでございます。確かに先生御指
摘のように、国立大学がもっと拡充するといふこ
とは大事なことでございますが、こうして拝見を
いたしましたも、国立大学に学ばれたといひます
か、教鞭をとられた先生方もたくさんいらっしゃる
中で、私のような素人がこんなことを申し上げ
るのとはどうかと思ひますが、拡充策というの
は、教育現場というものの研究成果が上がるように
考へてあげなければならぬということももちろん
でございますし、それから、こうした財政状況の
中で量的に拡充を大学自身をしても、先ほど申し
上げたように、七十五年には今度は激減するとい
ふことになっていくわけでありまして、そのとき

のいわゆる余剰になった一体、施設や設備や人の
問題はどうかというのかということもいろいろ
しんしゃくしながら進めていかなくやならぬとい
う大変難しい、困難な問題があるということ、
これはもう先生もよくおわかりだらうと思ひん
です。そういう中で、御専門の先生方に今一生懸命
御議論をいただいております、そのために各大学の
意向や、また受け入れる場合にはどのような学問、
どのような分野で、どういふふうに進められてい
くか、こうしたこともあらうかといふと調査を
進めながら、また地方の公共団体やその他の私学
団体等々の意見も踏まえながら、今、一層その協
議を進めておるところでございます。先生の御指
摘をいただきました点も十分私も踏まえて、
関係者に対しても指導していかねばならない
と、このように考へておるところでございます。

○安永英雄君 非常に私は落胆しましたよ。急増
という問題もある、また激減していくという状態
もある。しかし、少なくとも文部省という、文部
大臣としての立場としては、ふえるときと減ると
きと考へて、大体二割は今までやってきたんだか
ら、それも妥当だろう、だから、二割というふう
なことで国立の方は引き受けざるを得ない、だか
らその検討を今からやると、これが予算に出て
くる。これじゃ非常に消極的で、むしろそういう
定数の問題とか予算の問題じゃなくて、大臣の私
は意欲、決意のほどを承つたわけであつて、それ
についての前進が、前進といひますか、意欲的な
ことはひとつも見受けられませんが、これは仕
方ないと思ひますけれども、これは今後十分考へ
ていただきたい点です。私もまたこれは質問
を続けていきたいと思ひます。

今、各大学にそういう形で検討をさしている
と、こういった場合に施設、設備——あなたの学
校には何人ぐらい受け入れられるか、そのことに
ついては予算の上でも、経費の上、施設費その
他、教授の数、そういったものについては、こう
いう割り当てをするが、大体どのくらいの消化が
できるかという検討だろうと思ひますが、そう

いった金の面、予算の面、定数の面、こういったものについてはどういう計画を立てていますか。一応、今八千百という範囲の中でお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(宮地貴一君) この臨時増分のための施策については現在検討中でございます。六十年年度の概算要求時点までにはその考え方を取りまとめたかと思っておりますが、現時点で、現有しております施設、定員等を有効利用いたしますとか、あるいは工夫をするというふうなことで、可能な範囲でどこまで受け入れられるかということについて、あらかじめ各大学の実情等も把握したいということで調査をお願いしているところでございます。そのことで、私どもとしては直ちに教育の質の低下につながるようなことは考えていないわけでございます。

それから、問題は要するに教官組織の点かと思うわけでございまして、臨時増分のための非常勤講師をどのように採用していくかというふうな点などについて、基準分科会の御意見等も聞きながら今後対応してまいりたいと、かように考えております。

○安永英雄君 もうすぐの問題です。これは文部省のいわゆる固有の責任においてやらなきゃならぬと、こうにまで言い切っておるのに、これだけの、例えば八千人引き受けると。それじゃどういうふうにするかと、こういふときに、予算の裏づけ、あるいはそういったものについては今から予算の編成までに考えますなというふうなこと、これはできますか。そういったものの裏づけがなくて計画が立ちますか。また、各大学に聞いたって出るのはないじゃないですか。予算の裏づけなしに、こういったものの設置についての文部省の計画というのは、これはナンセンスですよ。新聞等でちょっと見ましたけれども、施設、設備は一切ふやさない、教授の問題については臨時の講師あたりを入れると。とにかく全然金なしでやっていくというふうな考え方なんです、この点どうですか。

○政府委員(宮地貴一君) 期間を限った定員増について申せば、六十七年度までにそれだけふやしていくけれども、しかし、七十五年度までにはその定員は減らしていくという前提に立っておるものでございます。したがって、施設等については現有施設をどのように有効利用すればいいかというふうな事柄について御検討をお願いするわけでございまして、もちろん教官組織については必要な手当てということも考えなければならぬわけでございまして、基本的には、期間を限った定員増については、そういう前提の上のものでございまして、私どもとしても、極力、現在の財政状況の中でどういう対応をすれば最大限今後の十八歳人口の増減に対応できるかということ念頭に置いて検討をいたしているものでござい

ます。○安永英雄君 時間がありませんけれども、いずれにしろ計画は示してやらなければ、先ほどのように六月には最終答申が出るにしても、私は数えに狂いはないし、これあたりの計画を進めていくというわけですから、これはひどいですよ。ほとんど八割というのは公立あるいは私学に持っていく、自分のところは二割だけ。その八千百に対しては予算の裏づけとか、そういったものについては先が滅んでいくということを見越しておれば、これは臨時の、先のことばかり考えている。先ほど大臣にも私、質問したんだけれども、こういう急増していくという立場のときにこそ私は国立大学というものを整備していく一番大事なときじゃないですか。むしろ考えてみれば、激減していくといったときに、毅然として国立の拡充されたのがそのまま残っていく。そして私学や公立に依存しなくてもいいような体制をつくる一番絶好の時期じゃないですか。そういう消極的な国立大学の設置については私は非常に不満だ。

次に、いわゆる大学設置の形態の多様化ということで、第三セクターの方式を中間報告がやって

いますが、これも新聞報道ですけれども、文部省、これについてその方向に踏み切ったというふうなこともちょっと見たんでありますが、本格的な導入を図るという方針があるのかどうかお聞きしたい。

○政府委員(宮地貴一君) 特に地方における高等教育機関の整備ということを進めていくためには、地方公共団体なり民間との協力方式ということも今後考えていくことは必要ではないかと考えております。現に、具体的な事例で申し上げますと、例えば新潟にできました国際大学なら国際大学という場合にでも申し上げますと、地元、県なり市町で、相当例えば土地を寄付するとか、そういうふうな形で協力をいたしておるわけでございまして、現に幾つかの大学でそういう具体例も出てきておるわけでございます。私ども地方の大学の整備に当たりまして、単に従来の国立大学という形だけの整備ということでは必ずしも適切ではないんじゃないかと、私どもとしても、そういう関係地方公共団体と学校法人との協力方式というふうなことは推進してまいりたいと考えております。また、そのため認可基準等の面で検討を要する点があればそれを積極的に改善をいたしまして、それらの措置が講ぜられるように対応をいたしたい、かように考えております。

○安永英雄君 そうすると、結局、やっぱり文部省としてはこの第三セクターの方式に踏み切つて、既に検討に入っているというふうな考えでよろしいですか。

○政府委員(宮地貴一君) 基本的にはそういうものが積極的に取り入れられるように対応してまいりたい、かように考えております。

○安永英雄君 対応を期してまいりたいじゃないかと、そういった方向で踏み切つて、それについての検討に入っているかどうかということをお聞きしているんです。

があれは基準分科会でも御検討をお願いしたい、かように考えております。

○安永英雄君 助成面では、いわゆる非常に性格が変わったものができ上がつてくるわけですね。今の国立、公立、私学というのがまじり合ったような形態が考えられる。そうした場合の助成面の点で、これは検討を要する点がたくさん出てくると思うんですが、それは検討されておりますか。

○政府委員(宮地貴一君) 基本的には、学校法人が設置をする際に、地元の県なり市町村にどれだけの協力をしていたかというふうな事柄でございまして、その助成策について、何らかそういう場合に、従来とは違った形の助成策を考えるかどうかというのは今後の課題であらうかと思

います。○安永英雄君 今後の課題というよりも、第三セクターを構想し、それに踏み切つたというときには、助成という裏打ちがなければ、それのないものに文部省が踏み切つたって何の意味がありますか。ここが一番問題になるんですよ。文部省が踏み切つたかどうかという問題は、助成について今度考えなきゃならぬ、私学についても、あるいは市町村の組合立についても。いろんな形が生まれてくるので、それについて、文部省の方でこれは助成するという方針、腹ごしらえができて初めて第三セクターの方針が踏み切つたということになるわけであります。今まで公立の問題については知りません。私学については、ずたずた切つておるじゃないですか。今、第三セクターに踏み切つたということは、何らかの形で、形式はいろいろあろうけれども、助成をするという立場が、腹ごしらえがなければ踏み切つたとは言えない。たつた一つ、国立の方の負担を軽くしようと思つて、私立や公立にどんどんとかかりやない、こう押しつけて文部省の負担を軽くしようというくらいのことしか理由は無い。その点はどういう決意ですか。大臣にひとつお聞きしたいと思うんです。

○国務大臣(森喜朗君) お言葉を返すようで恐縮ですが、私学に全部押しつけて国は知らぬ

顔をしているというわけじゃありませんので、私学にある程度お願いをすることになれば、私学に対する国の助成がそれに伴ってついてくることは当然のことです。それから、今お尋ねの、第三セクター方式というふうにあえて申し上げていかどうかかわかりませんが、最近、いわゆる地方からの大学の誘致というのは非常に多いと聞いています。これはもう、都道府県あるいは市町村、まあ端的に申し上げると、北海道の一村みたいなところからも、ぜひ大学というお考えがあるんです。そういうお気持ちは大変ありがたいこととでございますが、本当に大学というのを、高等教育機関というものをなぜ必要としているのかという点についてはそれそれさまざまな理由がございまして、例えば、端的に申し上げれば、工場誘致を考えたおつたけれども、こういう経済情勢になつて工場が来てくれないので、あとは大学でも誘致して人をふやそうなんという、そういう素朴な議論もあるわけでございます。大学というのは、ただ建物を建てればよいというものじゃないのは、これはもう先生もよく御承知のとおりで、どんな学問を、どういった社会の発展、あるいは、これからの社会の変化に応じて、どういった高等教育機関が必要かというところは、これは御専門の先生方で十分御議論をいただかなきゃならぬこととでございます。

ただ、一方におきましては、こういう財政状況の中でございまして、そしてまた、臨調等で、当面はやはり大学の増設というものは、これはある程度抑制をされている今日の中で考えてみますと、それでも、地方に対する大変ニーズが強いわけでありまして、何らかの工夫でいろいろお考えいただけませんか、こういうことで、例えば県や市が土地を出しなすとか、あるいは、ある意味では別法人をつくってお金を出しなすとか、いろいろなアイデアが出てくると思ひますから、そういうアイデアが出てきた中で、本当に県や市が直接お金を出すのか、土地と建物を提供するというのか、これはそれによつて違つてくる

と思ひますから、そういうようなものを初めて受けてとめて、文部省として正式にそういう話があらば、やはり設置基準もいろいろ形態の所要の措置をとつていかなければならぬ、こういうふうな局長は申し上げておられるわけでございます。その時点で、どういう設置形態になつても、国としては全くこれを無関心でおつたわけにはいきませんので、いろいろな角度で助成をしたり援助をするということは、私は当然のことだといふふうに考へておりますので、先生からおしかりをいただきたまはつたけれども、全く文部省は知らぬ存ぜぬで、おまえらやれ、こういう姿勢をとつておられるわけはないんだというところはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○安永英雄君 時間もありませんので、それはまた屋からでもやります。

直接、本案に關係する問題ですが、遺伝学研究所の職員の出遇の問題について、これは念のためにお聞きするんですが、いつでもこういつた改組のときに職員が身分の關係から非常に給与關係で不利になるといふようなことが今までもしばしば起つたんですが、今回この問題はありませんか。

○政府委員(大崎仁君) 給与關係の問題につきましては、従来、国立遺伝学研究所の研究者につきましては研究職の俸給表の適用があつたわけでございますが、今後は大学の教職員と同様、教育職の俸給表適用を受けることになるわけでございます。個々の研究者について見ますと、若干の従来からの水準の異動があるわけでございますけれども、研究所内で十分御協議をいただきたまはつて、それを承知の上で希望された、こういうことになつておられるわけでございます。

○安永英雄君 この文部省の直轄の研究所から国立大学の共同利用機関になつて、これは私も一般的に考えますと、予算的にも非常にゆとりがでるんじゃないかと、あるいは管理運営面でも自由な立場で研究がさらに進められていくんじゃないかという、こういった考え方を持つものですけれども、これはそういった面の効果あります。

○政府委員(大崎仁君) このたび遺伝学研究所を大学の共同利用研究所に改組していただく理由といたしましては、何よりもまず遺伝学研究所といたつては全国の大学等の研究者の共同の、いわばセンターとして充実を図つてまいりたいというところにあるわけでございます。そのような観点から、例えば外部の研究者が遺伝学研究所で研究しやすいように客員研究員とか、あるいは共同研究員というふうな制度を設けて、そこで長期あるいは短期の利用、あるいは共同研究ができるようにする、さらには大学院教育への協力でございますとか、各大学院の人事交流、さらに先生お尋ねの点でございますが、いろいろの情報、資料をそこに集中、整理をし、あるいは高度の施設設備を整備をするというふうなことで充実を図り、我が国全体としての遺伝学研究所の中心としたい、こういうことでございまして。

具体的には明年度の予算で物品費だけをとりまして約一億二千万ほどの増を図つておるといふことになつておる次第でございます。

○安永英雄君 この点はいわゆる行革臨調との影響、關係があるんですね。だから結局、緯度観測所、統計数理研究所、こういったのも一応ちがつと名前が出ておつたわけですが、これあたりも将来こういった転換をやりまつか。この計画あります。

○政府委員(大崎仁君) 所轄研究所として、遺伝学研究所と同様に大学の研究体制の一環として位置づける方が適當ではないかという御指摘を受けおるものに、緯度観測所及び統計数理研究所の二つがあるわけでございます。緯度観測所につきましては、現在、測地学審議会という審議会が、これは地球物理学、地球科学全体の研究計画の御審議をいただく審議会でございますが、そこにお願ひをいたしまして、望ましいあり方を御検討をいただいておりますのでございまして、もし遺伝学研究所のような方向で、何らかの形で大学の研究体制に組み入れることが適當であるという御結論がいただければ、その方向で努力をいたした

いと存じております。それから統計数理研究所につきましても、學術審議会である程度御議論をいただいておりますのでございまして、なお統計数理研究所内部での御検討の成果もまらまして、検討を進めてまいりたいと考えているところでござい

○安永英雄君 時間も参りましたので最後にお聞きしますが、大学院の問題です。

大学院設置の問題ですが、時間もありませんから結論的に申しますと、昨年の行革法の施行で今度七月一日からこれは政令事項にゆだねられたという形で、私もこの点については残念なんです、実際は、これはまあ行革の方でひとり歩きしておるのかどうか知りませんが、肝心のこの文教委員会等がこの問題については深刻に、いわゆる国会で議論をしていくのか、あるいはこれがもう政令事項に定められていつた方がよいのか、深刻にやらなすやならぬのが、外側の行革の法律でもつて、いつのまにか七月一日から、いわゆる、もう来年度からは、この文教委員会にはこの設置法で大学院の設置がのらないんです。正確に言えば法案として出てこない、審議の対象にはならない、これは文部省の方の政令でどうん決めていくと、こういう形になつて実に残念ですけれども、今さらここで言つたつてしようのない時期に来ておりますので、ひとつこれは大臣にお願いをし、約束してもらいたいと思ひますけれども、今さらここで――今後の大学院の設置については、大学教育全般についての大きなポイントを握つておるところなんだし、これがまあやむを得ず政令事項になつたとしても、この文教委員会としては非常に大きな関心があるし、議論をしなすやならぬ、法律で出てこようとしてこまいてやらなすやならぬ私は重要な問題だと思ひます。たくさんありますよ、毎年毎年こういつた形で設置法というのがぎりぎりに出て、余り審議の期間がない。ないでも、絶対にこの大学院の問題については、これはやらなすやならぬのですよ、今の実態からいつて、それが残念がらないんであります。

すから、何らかの形で私は文部省の方で当委員会に対して、国会に対して、報告といいますが、こういうものをひとつ出してもらいたい、政令で決めてやるとしても、あるいは政令で決める前に、できれば、これは法律案という形じやなくて、文教委員会に諮るなり、これは決議とかんとか、そういうことじやないけれども、意向を聞くと、我々の意向も聞くという手だてをとつてもらつたり、終わつたらひとつその報告をこちらの方にするというふうなことを私ひとつ約束をしていただければどうかというふうに思ふんですが、大臣どうでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 国会への御報告等、委員会に対する報告等につきましては、これまた委員長や理事の皆様方、委員会の皆様方で御議論をいただき、御検討いただくことだろうと思ひます。ただ、今、安永先生が御指摘をなさいました点はとても重要なことだと考えております。したがひまして、これからは新たな設置に当たりましては、当然毎年度この文教委員会におきまして文部省所管予算の概算説明等いたしておるわけであつて、御議論をいただくわけでございますので、その中で御説明もし、また諸先生方のいろいろな御意見も賜ふことができるといふふうにも考えます。あるいは、国家行政組織法第二十二条に基づいて、国会への報告義務がございます。これに基づいて、具体的な内容につきましてはどういふふうにしていくのかというふうなことは今後政府部内において検討を進めて、先生からいろいろと御指示をいただきましたようなことに対しては遺憾なきを期していきたいと、こう思つております。

○安永英雄君 終わります。

○粕谷照美君 ただいま安永委員が質問をなさつたところ、非常に重要なことだといふふうに思つてゐるんです。文部大臣の御答弁で、私はちよつとわからないんですけれども、臨調答申の方向に国立大学そのものがねじ曲げられていくのではないかという危惧を持つてゐるんですね。これは文

部省としては、ぜひそのようにあるべきだと、こう考へての措置なのですか、あるいは臨調の答申があつたからやむを得ずうなつたと、こういうふうな理解をしたらよろしいのですか。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほども申し上げましたように、高等教育機関のあり方について新しい審議機関で御決定いただくかどうかは、これは私自身が決することでございますが、当然、大事なことは御議論をいただく柱になるだろうというところは予想できるわけでございます。で、高等教育機関はともなう大事な問題でございます。これはもう私からこの委員会でも申し上げるのにはどうもはばかるんでありますが、中村先生や高木先生や、美濃部先生や林先生、御専門の方ばかりいらつしやいますので、私のような者がとやかく申し上げるような立場でもないわけですが、新しい審議機関で高等教育機関のことについて御議論いただくことは、今、粕谷先生がねじ曲げるとか、何か圧縮をするとか、何か切り込んでしまふとかといふふうな形だけでおとりにならないでいただきたい。むしろ、いろいろと国会の議論の中にも出ておりますように、高等教育機関にもっとも意欲を持って研究に携わつていただくように、本当に二十一世紀は日本にとって科学技術を中心としてやはり将来の、未来への大きな展望を開くために学問を進めていかなきゃならぬという、こういう見地、そういう中で、むしろ高等教育機関を大きく伸び伸びと、日本の国の教育の大事な柱として守り立てていくというふうな観点からの議論も当然私は行われるべきだといふふうに考へております。したがひまして、先生の御心配の点も十分あるわけですが、何かこう臨調ということと――どうも何か教育臨調と私も言つたことないんですが、マスコミで呼ばれるものでありますから、臨調と一緒に大学教育を切つてしまふんじやないか、こういう前提で御議論をいただくというところがそういう御心配になるのではないかと。むしろ私は、高等教育を生き生きとした日本の将来の大きな力にしていきたい、こういう

気持ちでおるんだということを、ぜひ私はこの際申し上げておきたいと、こう思うわけでございます。

○粕谷照美君 教育臨調という言葉は森文部大臣から確かに出ませんでしけれども、中曾根総理が総理になられる前にはしつちゅういふ人などころでお話をしつちやつたのは記事に載つてゐるわけですね。三塚委員もそのことについてきちんと国会の中で質問をされてゐるわけですから、私は、教育臨調という言葉はもうひとり歩きしてゐるような感じがしてならないんですね。これは別に質問ではありませんけれども。

今度設置法に移ります。

私は、この設置法で国立大学を充実していこうということについては賛意を表するものであります。しかし、それにいたしまして、本当に大学の新増設がありませんね。ただ一つ長崎大学の医学部附属の専修学校を医療技術短期大学にしていく、これが載つてゐるだけなんです。しかし、この提案理由を見まして、「近年における医学の進歩と医療技術の高度化、専門化に即応して」と、こうある前段を考へてみますと、こういうところが短期大学でいいのだから、国民生活に密接にかかわる分野に關する学科でありますから、将来は四年制に持つていくという基本的な姿勢を持たないと、専修学校が短期大学に昇格をして、それでよろしいんだということにはならないのではないか、こう思ひますが、大学局長、いかがお考えですか。

○政府委員(宮地貴一君) 御指摘のように、看護学校を医療技術短期大学部といふことで短期大学にいたしまして、特に教官組織の充実というように、なことで質の向上を図つてゐるわけでございます。

将来の課題として、四年制で考へるべきではないかといふような御意見かと承つたわけでございますが、当面私ども、なお看護学校をさらに幾つも抱えておるわけでございます。順次、準備状況の整つたものから医療技術短期大学に切りかえ

ていくといふような基本的な考え方にて即して、ただいま対応してゐるところでございます。

○粕谷照美君 日本における看護の任に当たる人たちの評価といふんですか、地位といふのですか、非常に低く見られてゐるという指摘がたゞさんあるわけですね。そういう意味も込めまして、私は過密カリキュラムの弊害を除いて、内容の充実を図るために四年制に将来はしていくべきである、こういう展望を持つていただきたいと思ひます。

さて、高知、佐賀、大分医科大学に博士課程の大学院を設置して教育研究の水準を高めて研究能力のある人材の養成をする、これは当然のことです。

ところで、医科大学の大学院だけが、今回、博士課程について提案をされてゐるわけでありまけれども、学校教育法の第五十二條は大学の目的をうたつております。そしてまた、第六十五條につきましては大学院の目的をうたつております。こういう観点から立つてみますと、昨年非常に大きな問題になりました、そして今回判決も出ました東京医科歯科大学の博士号取得をめぐる金が動いたといふことについて、大学局当局は、これはどういふふうな受け取つていらつしやいますか。

○政府委員(宮地貴一君) 医科歯科大学の不祥事につきまして、確かに大妻大学の自治の根幹にもかかわるような非常に大きな問題でございます。私どもとしては深刻に受けとめてゐるわけでございます。

そのための対応策としてはそれぞれ考へてゐるわけでございますが、御指摘の博士号授与に絡んで金品の授受があつたといふような事柄については、私ども承知をいたしております。

○粕谷照美君 それでは、あつたのは一体どうい

う事実に対して金品の授受があったのでしようか。

○政府委員(宮地真一君) 医科歯科大学の事件の概要でございますが、医科歯科大学の医学部教授池田悦太郎及び横川が同学部の第一外科教授選考に際しまして、教授候補者の一人酒井から金銭を受受したということが報道されたわけでござい

その後、同大学で調査委員会を設け事態の解明を急いだわけでございますが、五十八年十月に池田及び候補者の一人でございす酒井が贈収賄容疑で起訴をされ、先般判決があったというのが具体的概要でございます。

○粕谷照美君 最初、これは博士号についての報道がなされたわけでございすけれども、そういう事実がなかったということであれば、私はまことに結構なことだと思ひますけれども、このとき医学部長がコメントをしているわけでございす。事実とすれば驚くべきことであり、組織上、博士号に絡んで疑惑などあり得ない、こう言っておられます。私も博士号取得のいろいろな基準などを調べてみましたけれども、そういうことであれば国立大学にはあり得るはずがない、こう思ひましたわけ

です。しかし、この医科歯科大学の医学部長が、うわさを聞いたこともないと、こういうふうに言っているんですけれども、なるほど博士号に關してうわさを聞いたことがなかったとしても、教授選に絡んで金が動いて、金を要求されていたというふうなうわさを聞いたこともないというふうなことで医学部長が務まるのだから、こういう感じを持っていたわけでありませう。

このことに關して、文部省としては医科歯科大学に對してどのような御指導をなさっていらつしやいますか。

○政府委員(宮地真一君) 医科歯科大学の事件が起こりましたから、具体的な指導をいたしましては、例えば業者との癒着を排除するというところで、寄附金の受け入れについて適切なチェック機構を整備いたしますとか、あるいは、さらに同様

の見地から、医療機器等の購入に際しましては合議制による対象機器の選定機構を整備するというようなこと、さらに問題の多い医師のアルバイトについては、兼業許可の適用につきましては実質的審査の機構を整備するというようなことを初めといたしまして、具体策を確立するよう大学側に要請をしたわけでございす。

それを受けまして、大学側におきましても、倫理綱紀に關する委員会を設置いたしまして、教授会において綱紀に關する申し合わせを行い、さらにただいま申しましたような事柄についてのチェック機構として四つほどの委員会を設置いたしております。

さらに国立大学全体に對する指導をいたしましては、例えば国立大学医学部の附屬病院長會議の常任委員会においても注意を喚起し、常任委員会でもその申し合わせをいたしておるわけでございす。そのほか医学部長會議でございすとか、事務局、病院事務部長を特に臨時に招集をいたしまして、各大学において、このような不祥事態のないように一層自粛自戒すべきことにつぎまして、私もどもとしても厳しく指導をいたしておるところでございます。

○粕谷照美君 無医大の解消と医学部医大の充実の反面、医師過剰論が非常に台頭しているわけでありませう。そして入学定員削減の方向が検討をされていられると文部大臣の答弁もあつたということも聞いていますけれども、厚生省来ていると思ひますが、医師過剰論というのは一体何ですか、どこからこのような数字が割り出されてきておりますか。

○説明員(横尾和子君) ただいまのところ全国の医師数は、厚生省の推計では約十八万人というふう

に承知をしております。この十八万人を人口十万人對の医師数という形で表現いたしますと、人口十万人当たり百五十二人の医師数があるということでございます。私もどもはこれの百五十二人という医師数の目標を昭和四十五年に策定いたしました。昭和六十年までに最小限必要な医師数として

目標を掲げたことでございす。したがいましめて、現時点で百五十人の目標を超え百五十二人になつていっていることをもとにして過剰というふうには考へておりません。

○粕谷照美君 過剰ではないと厚生省は判断をされているわけですね、そうすると、では、過剰といふのは、一体いつ何人になつたら過剰になるのでしょうか。

○説明員(横尾和子君) 現在の医師数の状況をもちまして医療の世界における医師の充足状況を見ますと、なおいろいろなところで医師が足りないという状況がございすから、現在の時点で過剰だといふふうには考へておりません。

将来の問題でございすけれども、厚生省の推計によりますと、昭和七十五年では、現在の養成力のままでまいりますと約二十七万人の医師、人口十万人對の表現をいたしますと二百十名になります。さらにそれ以降、昭和百年になりまして、ちようど現在の倍の、人口十万人對で三百人程度になるのではないかとこのように思つております。

私もどもは、そのことをもつてすぐに過剰が過剰でないかといふことを判断しているわけではございせん。当然医師に對する需要は、人口が高

齢化し医療の受療率が高まれば医師に對する需要もふえていくわけでございすけれども、そういうことも織り込んで將來の医師数というものがどのくらい必要か、新たに目標を設定する時期に來て

○粕谷照美君 一年間に七千五百人の新しい医師が出てくる。でも、確実にまた古い医師も七千五百人になつていくわけであります。医師の数字といふのは、九十九歳でも現業についている、百歳を超えてもおかつ医師として働いているという数字で推計をされていられるわけですか。

○説明員(横尾和子君) 先ほどの推計は、おっしゃる通りに年齢を切ることなく推計をいたしております。

○粕谷照美君 そういう意味では、百五十二人と二百だとかという数字が絶対に過剰であるとか

過剰でないとかというきちつとした定理にはならないのだと私は思ふのです。そして、どういふ科、何科の医師がどのくらいかという、こういう説得なくては、私もどもは医師の数が多過ぎるなどといふことにはなりません。

当文教委員会でも、この一月に入りまして行きました徳島医大の医学部長さんのお話を伺いますと、当県は非常に住みよいところであるのか、医師の数が非常に多くて十万人当たり二百人だ。でも過剰という言葉は一つも出てこないわけでありませう。私は過剰じゃなくて偏在が今一番大きな問題だらうというふうに思ひますけれども、全国自治体病院協議会が僻地医師の不足を訴えていると思ひますけれども、何か厚生省にそういうことについての文書が来ておりますでしょうか。

○説明員(横尾和子君) 自治体病院協議会の御調査は私もどももいたしております。それによりまして、全国の自治体病院の約半数の医療機関で、なお医師の不足を感じているという御報告をいただいております。

○粕谷照美君 半数の病院で医師の不足を訴えているといふのは非常に大変なことだといふふうに思ふんですね。けさの新聞を見ましたら、何か三重県の鳥羽市の離島で一人のお医者さんが村から追放されたといふんです。お医者さんのくせに、殺したとか何か大変な暴言を吐くんだと、こういうあれなんですか、でも、十年間それでもいていただかなければならなかつたという、こういう医師の偏在という実態があるんだらうというふうに思ふわけでございすけれども、私は文部大臣がこの医師過剰論に對して何か厚生大臣と話し合ひをするといふような答弁が予算委員会においてなされたといふことを伺ひますけれども、この点についてはどうお考へになつていらつしやいますか。

○国務大臣(森喜朗君) 今、粕谷先生と厚生省の御議論を伺つておりました。医師といふのは、適当な数といふのは一体どういふふうに見るのか、私自身も非常に疑問に思つております。今粕谷さ

んおっしゃったように偏在という面もありますし、実は私の父は田舎で町長をやっておられまして、自治体病院の責任者です。非常な困るんです。金沢からわずか三十分ぐらい離れた町なんですけれども、お医者さんが不足で、まして山間僻地、離島などというものはもう本当に困っておられる。それでも医師が過剰だなんて、こう言われるとちょっと首をかしげたい面もありまして、それから大学の中分野別に見ますと、例えば基礎医学の先生方が足りない。これは本当かどうか分かりませんが、解剖なんかは獣医学をやった人がやっておられるなんて話も時々聞きます。ちょっと驚くわけでごさいます。

しかし、当面十万人当たり百五十というふうな一応目標を掲げておられたようでごさいますから、これはもう当然達成確実だという、こういう総量的な形で言えは問題があるのかもしれないが、しかし、人口の高齢化あるいはまた医療の需要多様化、複雑化に伴って、医師に対する視点というのは、かなりいろんな角度から見なきゃならぬことだと思えます。問題のお医者さんの数がどれだけの適当かどうかというのはこれは文部省の責任ではないのでありまして、これは厚生省で考えてもらわなきゃならぬことでありますから、私はそのようなことを厚生大臣にも申し上げたんです。厚生大臣も、厚生省として、ぜひ、医師の養成計画ということもあるけれども、まず医師の一体適正数がどの程度なんだということを検討したい。厚生省の方でも検討会を設置したとか、する予定だというふうに伺っておりますが、したがって、私としてはその結論を得てから対処すべきである、こう思っているところでごさいます。

ただ私は、先日、二月十七日だったと思いますが、委員会が答弁をいたしましたのは、現実の問題として、百二十名、これは局長もそういう答弁をいたしましたようですが、百二十名定員の医学部については、教育の条件整備をやっていく上にはちょっと百二十人では多過ぎるという面が

あるんだそうでごさいます。そういう面から見て改善をする必要があるのではないかと、もしやるとするならば定員百二十名あたりのところで、研究教育の改善という見地でのあたりに少し検討を加えてみたかどうか。ただし、その地域医療の関係がございますから、地域の対応といいますが、あるいは大学自体の対応というものもございますし、そういうものを見ながら、もしやるとするならば百二十名定員のところあたりから少し定員については検討してみたらどうかと、こういう考え方を申し上げたわけでごさいます。

○粕谷照美君 私先、小学校六年生のときの同学年会がありまして、男子一組七十一人とか二組六十七人とか、それだけ入って勉強を習っていたわけ。今、四十人学級をなぜ文部省はやらないかと、こういう時代にきているわけですね。やっぱり一クラスというんですか、先生が教える人数とかというのは適正な規模があるというふうなふうに思っています。その百二十人じゃどうも余計過ぎるというのですか。なぜその百二十人というものを決めたのですか。少し甘かったのでしょうか。その辺は局長、どうですか。

○政府委員(宮地貴一君) ただいま大臣が御答弁をいたしておられますが、特に新設の医科大学について申し上げますと、最初に作り出した旭川医科大学、山形、愛媛の三医科大学は入学定員百二十人で設定をいたしました。それ以降の新設医科大学につきましては、入学定員百二十人というところで設定をいたしております。既設の大学でございますと、相当いろいろ講座やその他も充実をされていくわけでごさいます。新設医科大学の場合には、例えば附属病院につきましても、本来ならば八百床というところを大学の附属病院としては六百床ということで、残りは関連病院での実習というふうなことで対応をいたしておるわけでごさいます。特に臨床実習というふうなことが不可欠でございますが、臨床実習というふうなことから見ますと、教授一人当たりの学生数が百二十人でごさいますと、多くなつ

て密度が、どうしても濃い実習が必ずしもできないようになるかと、あるいは臨床実習のための入院患者が不足するというような問題も出てくるわけでごさいます。したがって、百二十人というのは教育研究条件から申せば、必ずしも望ましい姿でない、特に新設医科大学の場合で申せばそういうことが言えるのではないかと、かように考えております。

○粕谷照美君 しかし、今の厚生省のお話では、昭和七十五年だとか昭和百年になったらと、こういうお話なんです。数字。その間に新設医科大学を充実をさせていくんだという考えがなしに、人数を減らしていくことで教育条件をよくしようというのはいくつかおかしな感じがします。大体、国立だけそうしようというんですか。もし百二十人ということであれば、全部並べて百二十人の教育条件のところはと、こう考えたらよろしいんですか。

○政府委員(宮地貴一君) これは、それぞれの大学の講座数でございますとか病床数でございますとか、いろんな条件をそれぞれ個別に検討してみなければならぬ問題はあるわけでごさいます。それから、確かに御指摘のように昭和七十五年でございますと、あるいは昭和百年という時点

でございますと、あるいは昭和百年という時点というふうなお話があるわけでごさいます。医科大学で六年間の教育をしまして国家試験を受けて卒業研修をいたしまして、さらに一人前の医師として活躍できるというには大変、教育期間というものはそれだけ要するわけでごさいます。したがって、相当長期的な見通しに立ちまして医学部の入学定員を全体としてどう設定するかというところは検討いたさなければならぬ課題であるとは考えております。

それからお尋ねの点は、国立じゃなくて私立の場合もどうなのかというお尋ねもあったかと思いますが、私立医科大学の場合で申しますと、もちろん、教育研究条件改善をすること大変なこととございますけれども、私立医科大学の場合で申し上げれば、そこには私立医科大学が存立して

いくための経営的な観点ということもやはり入ってくるわけでごさいます。必ずしも国立の場合と同様に一概には議論ができないのではないかと、かように考えております。

○粕谷照美君 経営を考えてということよりも、私はまず、これは厚生省が考えるべきことなんだろうけれども、国民のための医療ということを考えて、いかによい条件の中でよい医者をつくっていくかという、こういう考え方に立ってやっていただきたいと思います。大学局長の答弁は私は納得ができませんが、本日はそのことに主眼があるわけではありません。

今、この医学部の入学定員の問題が非常に大きく叫ばれていく中で、私はこの医師養成が非常に、何というんですか、一貫性のない形で行われているのではないかと、このことを指摘してみたいと思うのです。

まず、医師養成は国公立大学だけじゃなくて省庁別、目的別医大というものがあつたんですね。それで、これ国が認可しているわけですね。厚生省、御存じだと思いますけれども、省庁別に三つほどあります。その三つほどある医師養成の学校はどういう目的でつくられたのでしょうか。

○説明員(横尾和子君) 私ども承知している限りにおきましては、国立の文部省御所管の大学、あるいは文部省が認可された大学のほかに、特殊な目的を持ったものとして自治医科大学と産業医科大学——自治医科大学は先ほどお話をいたしましたような特に僻地を中心とした地域の医療を担う医師の養成ということでございますし、産業医科大学は産業衛生の分野で活躍する医師の養成をされているというふうなことでございます。また、医科大学ではありますけれども、防衛医大が自衛隊の医官の確保という目的で設置されたというふうな承知しております。

○粕谷照美君 この三つの学校は文部省の指導監督というんですか、そういう範疇に入りますでしょうか。

○政府委員(宮地貢一君) ただいまお話のごさいました三つの医科大学ないし医科大学でございしますが、自治医科大学、産業医科大学は、これはいづれも学校法人として文部大臣の認可を得て設立をされているものでございまして、一般の私立の大学が文部大臣の指導助言のもとにあるという意味で、その点では全く同じでございます。ただ、防衛医科大学は、これは御案内のとおり、医師である幹部自衛官を養成するということで、防衛庁所管の医科大学でございまして、これは文部省が直接指導するという立場にはございません。

○粕谷照美君 それでは、文部省、十分承知ではないかと思えますけれども、この僻地の医者を確保したいという市町村の、自治体の願いがこの学校をつくったわけですね。先ほど安永委員が指摘されたように第三セクター方式のような感じがしてなりません。県からお金がある大学に払い込まれていくわけですからね。そして、さらに国からも助成金が出ていますね。目的を持って立てた学校なんです。まだ卒業生も何人もいませんから実績についてどうのこうのと言うこともできませんけれども、しかし、当文教委員会でも視察に行つたこともあるわけですが、これ大体的に合っているというんですか、願望で立てた大学らしい卒業生の動きになっていきますか。

○政府委員(宮地貢一君) 御指摘のように、自治医科大学は公立病院等に勤務する医師の養成と地域医療、特に僻地の医療の確保を図るという観点でつくりましたもので、それぞれ運営費については各都道府県が均等分担をするというような形でございまして、考えようによりますれば、もちろんある意味での第三セクター方式と申しますか、学校法人の形態をとっておりますけれども、実際上は経費については都道府県がそれぞれ負担をしておると、もちろん国の私大助成費も出されておりますけれども、そういうものと言えるかと思ひます。

それで五十三年以降卒業生が出ておるわけでご

さいまして、先生御案内のとおり、形態としては授業料がなく納付金、生活費相当額を貸与し、卒業後九年間公立病院等で勤務すれば返還を免除するというような形で運営されているものでございまして、僻地の医療確保という観点を十分織り込んだ運営がなされているわけでございます。ただ、具体的にそれらのものがどういう状況かということでございますが、私も承知しております範囲内では、大体、卒業生はそういう公立病院への勤務という形で対応しているように伺っております。

○粕谷照美君 先ほど厚生省のところに届いておるとおっしゃいましたけれども、全国自治体病院協議会が僻地の医師不足を訴えて、何とかして欲しいと、こう言っているわけですから、その中に、一定期間、僻地勤務行為を指導してほしいという要望が出ています。この指導というのは、これ厚生省というよりは、どちらかというところは学校そのものの指導といえますか、この辺になると思ひますが、これについて文部大臣どのようにお考えですか。

○国務大臣(森喜朗君) 自治体病院が要望しておりますことは、私は非常によく理解できます。せっかく県の県税を出資をして、何とか自治体に就職してもらいたい、こういう願いを込めて卒業生に多くの、まあ、言葉よくありませんけれども、お金をかけているわけですから、そういう意味では、義務規定というのはいろんな形であるんだらうと思ひますが、結局、単位を取って国家試験を取るまでにはいけというわけにいかぬわけですね。国家試験通らないとお医者さんとしての行為はできない。国家試験通つてお医者さんの資格取っちゃいますと、今度は職業選択の自由ということと憲法に保障されているわけですから、あつちへ行け、こちへ行けというようなことはなかなか義務規定でできない。これも医師道という道に携わるといふ立場の中で、倫理といひますか、そういう使命感といふものを持っていただくということが大変でありまして、国家試験通つてお医者さん

になった方に、一年間でも山間僻地、離島へ行きなさいというようにすることができ得るのかどうか、これどうも文部省の所管だけで、なかなかこれは考えられないような問題じゃないか。しかし、何とかそういう願望を込めて、教室の中で指導者がそういう指導をしていってもらふ。今の医学部は指導教授のもとで学問を研究しておられるわけでございますので、その先生方の指導性に私はよろこぶところが多い。また、その指導される先生方に私も期待しなきやならぬのじゃないか、こんなふうにも思ひます。

○粕谷照美君 私は、この自治医科大学病院もそうですけれども、産業医科大学というの、これは非常に問題があるというふうにも思ひます。これはお金が入るのは産業界から入っていくわけですから、逆に言うと、医学、医療が資本に弱いという形になりはしないか、それから産業資本の介入を排除することができたらどうか、こういう学問的な問題点があるかと思ひます。そういう中で空白の労働現場の衛生管理といふものが何かおきかなくなつていくというんですか、そういう心配もありませんか。

例えば、つい先日、判決が出ましたけれども、土呂久の公害に対する判決がありました。あれは小学校の先生が自分の受け持ちのクラスのある、あんなに地味な地域の子供はなぜかというふうにして顔色が悪いんだらう、体が悪いんだらうと気づいたところから家庭訪問が始まり、問題として県の教研集会に発表し、そして日教組教研で取り上げられて大きな波紋を投げかけてきたわけでありました。もともと、この先生、今、組合員でなくなりましたから、私は残念だと思ひますけれども、しかし、こういう問題点について、なぜ医師がそのことを取り上げなかったのか。例えば、イタイイタイ病にしてもそうでしたし、水俣病にしてもそうですし、また昔から、よろけと言つていましたけれども、今はじん肺病といふことで非常に問題点になっている、産業界の中で問題になっているときに、こういう学校を卒業した人たちに對し

て本当にきちんとした教育をしていただかないと、産業界に追随する医業になっていくのではないだろうか、こういう感じがしてなりません。こんなことをきちんと指導しないで医師をつくり上げていくということも私は問題だといふふうに思ひます。

また、防衛医科大学について質問をきのう防衛庁にいたしましたら、とにかく定員に足りないんですね。防衛庁には医者が一千名必要だと、しかし現役で今四百人ぐらいいきませんと、こういう話でありました。今回は五期生の卒業なんです、が、大体入学定員が八十人で七十四人ですと、こういう報告もありましたけれども、しかし、私は、考えてみますと、医者が多過ぎる、入学定員を減らさなきゃならぬと言ひながら、非常に多目的な形で医師の養成が行われているということは問題だといふふうに思ひますが、文部大臣、この辺はいかがお考えですか。

○国務大臣(森喜朗君) 自治医科大学、あるいは産業医科大学、防衛医科大学、これはそれぞれ医学教育機関としては医師養成を任務といたしておりますが、それぞれの設置の目的がいろいろな意味で特色があるわけでございますが、医師養成ということも大事なことでございますが、同時に教育研究活動ということも医師養成機関の中の大きな目的の一つでもあると思ひます。私も当時文教の仕事をしていておりましたので、恐らく、こういう要望があつてきてきたということと、本質的には医師不足、自分たちのいろんな仕事のエリアの中に医師が容易に供給できる体制が欲しいといふことからスタートしていることは間違ひはないと思つております。しかし、そういう中で、先ほど申し上げましたように特色ある医学教育を進めていく、そういう意味では私はそれなりのまた設置の意義があつたといふふうにも考えております。

確かに医師過剰とも言われておりますが、現実の問題としては医師不足ということの方が、むしろ

ろ私は社会に出てきている面では多いと思いますので、ただ、お医者さんといひましても、それぞれさつき相谷さんがおっしゃったように、皆分野が違ふわけでございますので、その辺というのなかなか強制できるものではございませんが、それぞれ立場でそれぞれの設置の趣旨を踏まえながら、医学教育の研究活動という面でも、これから一層積極的にやっていただきたいと思います。私は、そういう意味で、まだまだしばらくこうした大学が本場に医療の中に、あるいは社会の中に、どういう立場、意義を持っていくのか、もう少しやはり見守ってあげる、そういう私はまだ時期ではないかな、こんなふうに思っております。

す。それは最近も言われますように、医師は非常に専門化してまいりますと同時に、また一般化しなければならぬという要請も受けておりまして、ゼネラルフィジシャンというようなものも考へられております。また、第一次、第二次、第三次の医療ということも考へられておりますし、また、先ほどからもお話しございましたように、医師の分布という問題もござります。こういうことも考へると、決して数を人口で割ったというわけにいかない。

置つけられているものが十ござります。研究施設の敷につましましては、これはいろいろ種類がございますけれども、一応研究施設として取り扱われているものが三百二十六ござります。

進める必要があるという判断が学術審議会として感觸がございます場合には、別途検討のための会議を開くというような手順を踏みまして、予算要求あるいは必要な行政上の措置をとらしていただくという手順を踏んでおるわけでござります。

たんじゃないか。要するに、外力がある程度働いて

○国務大臣(森喜朗君) 先ほどからお話がありましたような理由で削減をするというのではなくて、いわゆる医師過剰云々ということではなくて、医学教育の現場というものの充実という意味で検討の課題ではないだろうか。ただし、先ほど申し上げたように、それはやはり大学の対応もございますし、それから各地域による新設の医科大学でございますから、その地域医療との関連も見なきゃならぬでしようし、分野のことも見なきゃならぬでしようから、そういうようなことも十分に対応しながら考へてみるべき、そういう段階ではないかなと、こういうふうに私は申し上げておるところであります。

また、最近になりました、患者が医師を選択するという傾向が少しづつ見え始めてきました。これは私は、悪徳医師を追放する上では非常にいいことじゃないか、自由競争であるべきものである、こういうふうな考へておられますので、いい面もあるということで、十分広い立場でお考へいただいた方がいいのではないかと。この点ぜひ文部大臣にも、厚生大臣とお会いになってお話しになる場合に、ひとつお考へいただきたいことである、こういうふうな思っております。

○高木健太郎君 次いで、研究所、研究施設——共同利用の方はよくいたしまして、研究所設置あるいは廃止をするときの手續をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○高木健太郎君 私、廃止ということに少しこだわりましたのは、先般、昨年でしたか、九州大学で温研とあれが一緒になりました生体防御研究所ができた。今回、また熊本でこういう廃止及びその転換ということが行われた。これらが真の大学の自治的な考へ、あるいは学問の発達による要請ということであれば、私、何も申し上げることないわけなんです。何らか臨調の響きが少しでもありまして、それから業績が余り芳しくない、内部からもあるかもしれないが、外部からの何かもあるというところで、それが動機になつて学内に何かざわめきが起こる、このことがこれを廃止して新しくしなきゃならぬような雰囲気になつていったんじゃないか。要するに、外力がある程度働いて

○高木健太郎君 ちようど厚生省の方もおいでになりますので、私、今の問題について、ちよつと私の意見を申し上げておきたいと思ひますが、今、文部大臣から検討課題ではあると、別に医師過剰であるからではない、医学教育の充実という観点から検討する課題ではあると、こういうお答えであつたと思ひます。私も同様に考へておりまして、単に医師の数が多からということでは、これは軽々に行つてはならぬと、こう考へておりま

最初、私は、研究所のことをお聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(大崎仁君) 国立大学に限りません、現在国立大学の附置の研究所が七十でござります。それから、そのほかに共同利用機関として位

○高木健太郎君 私、廃止ということに少しこだわりましたのは、先般、昨年でしたか、九州大学で温研とあれが一緒になりました生体防御研究所ができた。今回、また熊本でこういう廃止及びその転換ということが行われた。これらが真の大学の自治的な考へ、あるいは学問の発達による要請ということであれば、私、何も申し上げることないわけなんです。何らか臨調の響きが少しでもありまして、それから業績が余り芳しくない、内部からもあるかもしれないが、外部からの何かもあるというところで、それが動機になつて学内に何かざわめきが起こる、このことがこれを廃止して新しくしなきゃならぬような雰囲気になつていったんじゃないか。要するに、外力がある程度働いて

たのではないかとこのことをちよつと憂えたものですから、その点でもう一度その点をお聞きしておきたいと思ふんです。

○政府委員(大崎仁君) 御指摘のように五十七年度に九州大学の温泉治療学研究所が生体防御医学研究所ということになり、このたび熊本の実験医学研究所が医学部の教育研究体制の中に統合されるわけでございますが、両研究所とも、それぞれ研究所で研究に従事しておられる先生方が、最近のその分野の研究の進歩の状況から見まして、従前の姿では研究をさらに発展させる上で適当ではないのではないかとこのことを感じになつて、ということが出発点でございまして、もちろん、そのようなことをお感じになるにつきましては、関連分野の研究者からいろいろな御批判とか御意見とかというものが当然あらうかと思ひますが、あくまでも、しかし研究の発展ということがもとでございまして、別の観点からのいわゆる先生御心配のような外圧的なものは私どもとしてはないと申し上げられると思ひます。

○高木健太郎君 もちろん、そうであつてほしいと思ひますので、今後その点は十分注意をしていただきたいと思ふわけでございまして。

(委員長退席、理事田沢智治君着席)

ところで、このような研究部門の新しい新設が見直しをしたという場合に、今度の熊本の場合で見ますと、もとのものが六つございまして、そのうちの二つが医学の中の講座として転換になると、あとの四つが遺伝ということになっておりますが、その中の一つに生体防御というのがあるが、これは生体防御でございまして。

○政府委員(大崎仁君) 体質医学研究所に從來置かれておりました部門が医学部の講座、あるいは新たに医学部の研究施設として設けられます遺伝医学研究施設の部門に転換するわけでございまして、新しくできる部門の中に生体防御という部門を予定しておるわけでございまして。生体防御でございまして。

○高木健太郎君 ここには防御と書いてあるもの

ですから、読み直しをされた十分なこれは資料だと思つておりましたけれども、どうも防御というのと、それに当たる教授がおいでじゃないんじやないかと私は考えましたので、お尋ねしたわけでございまして。

問題は、今度はうまく遺伝生物、生体防御、遺伝病理、疫学というふうに四つの部門にそれぞれの方が、横滑りという言葉は私は余りよくないと思ひますが、適当な教授であつたというふうに私は考えなければならぬのですが、何だか横滑りであるという、例えば形態学がいきなり遺伝生物学ということになつたというようなことが、これは熊本大学でお考えになつたことであつて、私がここで取り上げる問題ではないと思ひますが、例えばの話、新しい時代の要求に合つて、より発展的に立派なものにしたいというときに、廃止にするというときには、本當のことから言えば、もとあつたものは完全に廃止にして、新しく若い、そして活発な研究をしている人をその教授にするというのが本當の姿じゃないか。もちろん、もとの教授の方がそれに対して非常に適任である、この人以外においてははないというふうに大学の方でお考えになれば、それは結構でございまして、私は、時にはそういうことが起こり得ないのではないかと、この場合には、その方はやめていただくということになるんじゃないか。この点はどうなんですか。

○政府委員(大崎仁君) 御指摘のように、既存の施設を改組、転換して新しいものをつくり出す場合の一番むずかしい点は、改組、転換した組織に最もふさわしい研究者を迎え得られるかどうかという点で、從來いろいろお骨折りをいたしておられた方の処遇ということもございまして、大学、研究所自体もいろいろその点では御苦勞をしておられるわけでございまして、私もどうしても事柄の性質として直接どうこういたしたくない問題ではございまして、その点については頭を悩ましておるわけでございまして。このたびの体質医学研究所への転換につきましては、そのようなこと

で、現にいろいろ長年研究に精進をしておられた方々がさらに研究を続けられる場を確保するということはやはり考えなければならぬことでもございまして、一面、新しい血を入れていただくというふうなことで大学でも御工夫をされて、医学部から助手等の定員がたまにあいていられるのを振りかえて、新しい医学研究施設の教授ポストを拡充するとか、あるいは退職し、転出をされた方が若干名ではございますが、おられるというふうなことも活用しまして、新しい研究施設にふさわしい研究者をお迎えするという努力をしておられるというふうな承知をいたしております。

○高木健太郎君 私、この今度の問題について言っているのはなくて、実は、その研究部門の名にふさわしくないような教授が就任されるというふうなことも間々あるように聞いております。こういう場合には文部省は口出しはできないのでしようけれども、大学の自治に任されるわけではうけれども、せひ、せひ、せひ、新しいものをつくられるならば、その際思い切つた処置をしなければならぬことあるのではないかと。

(理事田沢智治君退席、委員長着席)

まあまあ主義では本當の意味の、国民の税金を使つた大学では、これは考えなきゃならぬことじゃないかと、こう思うので特に申し上げたわけでございまして。

もう一つは、この研究部門の方が今度は講座に移られたという、これをかなり簡単に考えられてるんじゃないか。というのは、研究部門というのと講座というのは違ひがあると思ふんですが、どういふふうな文部省では考えていますか。

○政府委員(大崎仁君) これは医学部の講座でございましてから當然のことではございますが、医学部におきます教育、研究の両面にわたつて、その分野の責任を負う組織となると、こういうふうな理解をいたしております。

○高木健太郎君 そのとおりであらうと思ひます。ただ、日本の従来の教授の選考の場合には、その人の研究業績が非常に重く見られておりまし

て、教育業績ということとはほとんど見られていないと、そういうふうには私は考えているわけで、いろいろな方にもその意見は申し上げているわけですが、この場合、研究部門で、ある人が講座に行つて、果たして教育的な能力というのですか、そういうものもお考えになつてのことであらうと思ひますけれども、このこともひとつ新しく廃止するとか、あるいは中の転換をするという場合には十分ひとつ考えていただきたい。あるいはどこかで審議をされるのであれば、そういう一つの基準をつくられて、文部省としては、転換をし、廃止し、新しくつくるという場合には、これだけの注意が必要であるというふうな、そういう基準をひとつおつくりになつておいたかどうか。そうでないと、大学の自治、自治と言つても、大学の自治も誤ることあると。だから最小限そういう基準をおつくりになるということが私大事じやないかと思ふんですが、文部大臣、その点についてはどのようにお考えでございましてか。

○國務大臣(森喜朗君) 専門の高木先生が専門でない私にそのようなお尋ねをなさると大変私もつらいところでございまして、研究者の配置というのは大変むずかしい問題だと思ひます。学問、教育というのは連続性が必要だということもあるでしょうし、だからといって、常に停滯をしているといひましようか、新しい学問というものは生み出し得ない、そういう中で、そのままおられる方々を、いつまでも講座制だ、研究所だという形の中で温存しておることは、これは国家のために余りよくないというふうには私は当然考えますが、こうしたことを大学自体、研究所自体等々でお考えをいただいて、いろいろな意味で運用面でも御自身のいろいろお考えをいただくということが大学の自治というところから言えば一番よろしいのではないかと、このように考えますが、先生から御提言が今ございましたような事柄も検討をしてみることが必要であると思ひます。いろいろ多くの問題がこれによつて出てくることもございまして、文部省としても大学の自治だけで常にすべて大学に

お任せをしておくことであつても、やはり私は文部省としての責任は果たし得ないんじゃないか。何らかの形で指導していく、そういう考え方も取り入れていくということも十分私は大事なことにやないかと、こんなふうに感じました。

○高木健太郎君 最近、いろいろ教育のことについて言われておりまして、その中で、日本といふところは基準というものを余り得意じゃないし、好きでもないところがあるわけですね。だけれども、何か大事なことをしようという場合には、あらかじめそういう学識経験者なりを集めて、ある程度、その基準がもう間違いないといふような基準は永久にできないわけですが、でも、時代、時代に依つてその基準を改めていくとして、一応の基準はつくっておいて、そして誤りのないようにはしておく。もし、それが悪ければ、その基準を変えていくといふような弾力的な基準をつくっておく必要が私はあると、こういうふうに考えるわけですが、ただ面積があるとか教授は何人であるとか、そういう基準ではなくて、その中身の、内容についての、ある程度の基準を持つておく必要があるかと、こういうふうに考えておるので、一応、私のこれは意見でございまして、この点も御参考にしていただきましてその方面でお考えいただきたいと、こういうふうに思っています。

次は、研究所というものに先ほど時限があるといふこととございまして、すかつといけば廃止してしまふと、その教授はどこかにやらなきゃならぬといふことになりまして、いわば研究所の教授になった人は一種の任期をしかけていくといふふうに考えてもよからうかと思つております。そうすると、それが五年であつたらうと、とにかくなつたその部門の責任者は十年たてば自分は何らかの身の振り方を考えなければならぬといふことになりまして、これは御存じの岡崎の生理学研究所のときには、そのような任期をしようといふことを運営委員会その他で決めたことがございまして、その点、実行されているかどうか私存じま

せんけれども、これは文部大臣が小林さんに予算委員会でお答えになった中で、そういう任期をあるいは契約制の導入ということも、活気づけるという意味では非常にいいことではないかと、考えておくといふようなことをお答えになっております。三月十日の予算委員会です。これは今まだ余り文部大臣としてそういう御発言をされた文部大臣はないわけにございまして、非常に私、進歩的な若い馬力のある文部大臣でいらつたと思いますので、これはいいことをおっしゃつたと実は思つておられるわけですが、日本ではこれがやろうとしてできなかったこととございまして、

そのできない一つの理由は、公務員の身分保障といふことがございまして、この関係も一つございまして、それから研究所だけ任期制をしきまつたところで、講座の方は終身雇用制である、こういうことになりまして、その間にちがいが起くるということ、私は、もし任期制を導入されたとしたら、こういう研究所あたりのところから始めていくといふ一つの方法もあると。そうでなければ、任期制をしきまつたところ、また永久にこれはできない問題である。諸外国では大体任期制になっておるところが多いわけですから、この際、この研究所と任期制といふことについてお考えをお聞きしたいと思つております。

○国務大臣(森喜朗君) 大学の教官の人事というのは、閉鎖性をできるだけ廃して、生き生きとした教育研究活動を展開する、このことが一番大事だと考えております。したがつて、任期制を導入したり、あるいは業績を審査するといふようなやり方を入れてみたかどうかといふような、こういう御意見も事実でございます。しかし、今、先生からもうお話がございまして、大学の自治といふものが大きな一つの壁もございまして、それから終身雇用の意識といふのも強く、職場間の中では非常に流動性も高くないといふ実態もございまして、公務員制度一般における身分保障といふ問題もございまして、非常に難しい問題だといふふうに考えております。特に人事の問題は、これま

で、こうした多くの国会の議論の中で、大学の自治の根幹といふこととございまして、文部省としては慎重に対処してきたというのが正直なところとございまして、

私は、先般衆議院の予算委員会におきまして、社会党の小林先生から、むしろ、そのことを思い切つて改革をしていくことが大事ではないか、こういう御質問をいただきました。私はそういう意味では、確かに今の日本の教育の中で、研究といふものが生き生きと続けられていくという意味では、講座制あるいは学科制といふのはやっぱり閉鎖的な傾向に陥りやすいといふこともしばしば耳にいたしております。

現実の問題といたしまして、私もよく選挙区で、大学そして博士課程を取つて、大学院に学んで、まだ確実なる仕事がなく、いわゆるオーバードクターの問題でありまして、大学院まで出て博士になつたのに、なぜ仕事がないんだろうかといふことを、一生懸命にお金を仕送りしてきたお父さん、お母さんの立場から見ると、私によくそういう御質問をいただくわけにございまして、指導を受けた先生とよく相談をなさらないといけませんよといふことを、我々政治家にそういうことを頼んで、どうかいいところはいいかといふうなことで、この問題は解決しないので、指導を受けた先生方を中心にお考えいただくかなければならぬのですよと、こう申し上げながらも、実は自分の心の中には、何かやっぱり独特の世界があるのだな、気に入らなければどこにも回さない、あるいはほかにもなかなか御推薦を得られない、また、どっかの部門に移ろうと思つても、その中ではまた一つのセクシヨナリズムがある。こういうようなことも何か解決するといふことはできないものだらうかなんといふことは、私も政治家になつてから随分いろいろと疑問に感じながらいろんな検討もしてみましたが、先ほど申し上げたような前提が壁となつて隔たつていふようございまして、したがつて、双方、とんでもないことだといふ御意見もございまして、また、今、

高木先生から御指摘のように、教育という意味では、諸外国のことを考えても、そういう方向に踏み切るべきではないかといふ御意見も多々ございまして、こういうことは従来の考え方から、文部省は主体性を持たなきゃならぬとは思ひますけれども、今日のこれまでの文部省、そしてまた大学とのお互いの信頼感の中において、文部省が今積極的に関与し取り組むといふことはなかなか難しい問題かもしれないので、先ほどの御議論でも出ておりましたように、高等教育全般を見直してみたいといふことは、当然新しい審議機関で御検討いただくような重要な課題になるのではないかと考えますので、そういう中では当然我々の政治の立場が全く入れない社会でございまして、そういう御専門の皆さんで十二分にそういうようなことも御議論をいただくといふことが適当ではないだらうか、私はこのように趣旨のことを小林先生に対して答弁を申し上げたわけにございまして、同時になかなか難しい問題でございまして、ぜひ私は、そういう意味で、御専門の方々が、新しい審議機関などで大学教育全体のものを、それから先ほど安永先生でしたか、大学院の問題もおっしゃいました。そういうような問題も含めて、大学の教官、研究者のあり方といふものも十二分にいろんな方面の議論を踏まえながらいろいろと御議論をいただくといふことが極めて適当ではないか、こんなふうに私は考えておるところでございまして、

○高木健太郎君 任期制なんといふようなものは、口では言うことができて、現実的には非常に難しいだらうと思ひますが、生理学研究所ではどういふふうになつておりましたか、設立当初は任期制といふことを言つておりましたが、初はそのような運用を図りたいといふことであつたかと存じますが、手元の資料では、そのようなことをやつておるといふふうにはございせん。むしろ、岡崎の分子科学研究所が、助手は六年でかえるようにしようといふような申し合せで実行

しておるといふに承知をいたしております。

○高木健太郎君 岡崎の研究所以外にそういうところはございますか、任期制というふうなところは。

○政府委員(大崎仁君) 高エネルギー物理学研究所におきましても、加速器の運転等を担当しておられる方以外の教官につきましては、七年間というのを一応のめどとしておるといふに承知をしております。

○高木健太郎君 講座というのは非常に基礎的なものでございますから、しかも教育に關係がございいますから、これにまで任期制を持つてくるという事は、なかなか容易な事なぬこととすし、また、いろいろ弊害もあると思ひますから、急には考へられませんが、研究所の方では、内部的にそういう意見もあるということでございますから、あるいは、そういうところである程度できる部門もできてくるんじゃないかというふうに思ひます。

そこで、私ちょっとお尋ねをしたいことがございいます。先般外人教師の任用ということが認められて、現在、日本にどれくらい外人教師が正式に任用されておられるでしょうか。

○政府委員(西崎清久君) ただいま先生がお話のように、五十七年に特別立法がございまして、現時点におきましての国立大学の外国人教授、助教授、講師は合計で十六名になっております。

○高木健太郎君 その中で欧米というところは何人ぐらい来ておられますか、外国を抜けてです。

○政府委員(西崎清久君) 欧米關係でございいます。

○高木健太郎君 ええ。

○政府委員(西崎清久君) 欧米關係で申しますと、米國關係が五人でございいます。それから、西ドイツが二名でございいます。それから、英國が三名というふうになっております。

○高木健太郎君 その中には医学部關係の人はおられますか。

○政府委員(西崎清久君) 医学關係につきましてはお一人が耳鼻咽喉科關係でございいます。その他はおられません。お一人でございいます。

○高木健太郎君 その耳鼻咽喉科は教授ですか。

○政府委員(西崎清久君) ただいま申し上げました耳鼻咽喉科關係は欧米ではございまして、中國の方でございまして、講師でございいます。

○高木健太郎君 御存じのように、日本の医学というのは明治時代に始まりまして、西洋医学を導入して、その際は東大も、あるいはその他の大学におきましても、主としてドイツでございまして、けれども、英國からもウィリス等の立派な學者を呼んで、その方々から開発された、あるいは教養を受けたという事は皆さん御存じのとおりでございますが、その後、医学關係はほとんど外国人の教官というのがないわけでございます。私、医学は少なくとも世界で冠たるものであるというふうにも思つておりますし、私もある意味ではそう思つております。全部が全部、日本の医学がトップレベルにあるというわけでは私はないと、大いに學ぶべきところがあるんじゃないかと、この思ひます。

そこで、もし医学の方でこのような研究所であつて、任用制がとられて、そうして十年なり五年なりを日本で勉強、いわゆる教育をする、研究をするという人が呼べれば、こちらから何人かの留学生をやるよりも、はるかに私は効率がいいんじゃないか。そうして、非常に研究の能率も上がるんじゃないか。こういう意味で、外人のそういう教授をこういう研究所に招致するというような方向に進んでもらいたいという気がするわけです。

それと同時に、もう一つは、もしもそういう任用がでないというふうな、なかなかそういうことは難しいでしょうからして、例えばゲストプロフェッサーとして、客員教授として医学部の臨床の先生をこちらに呼ぶということがあるわけですね。その呼んだときに、その人は手術をしようと思つてもライセンスがないからできないというところになります。本當の意味のそういう學術交流とい

うのはできかねるというふうなこともあるんじゃないかと思ふ。

その点、最初の件につきましては文部省の方から、後の件につきましては厚生省の方からひとつお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(大崎仁君) 外国人の研究者を研究所等に招聘するという点につきましては、從來から一年程度の期間ではございまして、若干の予算措置がなされておりました。大体百名前後の研究者を各研究所に招聘をいたしておるといふ状況がございいます。ただ、残念ながら医学關係につきましてもは余り例がないというのが実情でございいます。

○説明員(横尾和子君) 臨床の外国人医師を客員教授とした場合の医師法上の取り扱いでございまして、日本の医師免許を持たない教授である場合には、その御指導はいわゆる肩越しの指導ということにとどまると思ひます。

○高木健太郎君 もう余り時間がございせんからあれですが、アメリカの話でございましてけれども、アメリカに日本の人が臨床家でいきますが、その場合にアメリカのライセンスは持っていないわけですね。ところが、その病院あるいは大学においてはライセンスなしで、その病院の中に限つては医療行為ができるというふうな内部で決められていくわけですね。そういうことは日本でもできないものかどうか。余りに、というのは、日本の患者が今度も心臓の手術に行きますけれども、向こうの先生にやつてもらうわけですね。自分の体を向こうの先生に預けてでも手術してもらう先生であるのに、その先生がこちらへやつてくればそれは手も触れさせない、肩越しであるというのは何となくこれは片手落ちじゃないかというふうな気がしますが、いかがでございいますか。

○説明員(横尾和子君) 先生のただいまのお話は、研究組織としての、あるいは教育機關の医学部の中での限定されたお話しというふうに考えますけれども、医師の免許については、現行法上はそういう教育關係だけの限定免許という形にはなっておりませんので、御指摘のようなことをすると

すれば法律の改正等々の措置が必要にならうかと思ひます。

○高木健太郎君 ぜひ、その法律の改正をしてでも、お互いの利益のためにやっていたきたい。ひとつ厚生省は文部省と御相談いただいて、これは教育機關でもあり、あるいは病院の医療機關でもあるわけですが、その両方で、その内部においてはできるのだ。外の一般開業というふうなことはできないにしても、學問の交流、文化交流という意味ではそういうことができるようにしないという、普通の研究ならできるけれども、実務的なことはできない。これは医療に限ったことではない、ほかにもこの程度のことはあるんじゃないか、こう思ひますので、ひとつ文部大臣にも、そういう教育機關の中、あるいは文部省の管轄しておられる医療機關の中、大学の附屬病院、こういう中では、向こうからおいでになった方に實際そこで治療もしていただける、手術もやつていただける、こういうことをひとつ厚生省とお話し合ひの上で何か可能にしていけたらば非常に私はお互いのためにいいんじゃないか、こう思ひます。文部大臣ひとつ御所感をお伺いしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○國務大臣(森喜朗君) ただいまのお話も含めて、高木先生から大変いろんな角度からの御示唆をいただきました。感謝を申し上げるわけでありま

す。

私も時々難病とか心臓の手術で母さんに抱かれた赤ちゃんが飛行機で遠くアメリカへ行くとかドイツへ行くなんていうようなニュースを見ておつて、先生、呼んだ方がある意味では安く上がるし、まず、危険な子供をそうやって動かすこと自体に非常に矛盾を私自身も感じておりましたが、しかし、国内にはそういういろいろな意味での医師法という歯どめもあるわけでございます。そういうふうな形で医師法ができたというのは、やはり長い歴史や現場の中から、いろんな面から出てきたという、それは正當な理由もあるんだらう

と思いますが、治療行為は難しくても研究行為ならばいいということも考えられるわけでございませうが、こうした問題も新しい問題点として私は大変勉強になりました。先ほど申し上げておりますが、新しい審議機関などで、そうしたような問題、高等教育機関の研究のこと、治療のこと、よく総理も国会答弁で申し上げておりましたように、各省にまたがる諸機能というようにことをよく私自身も答弁申し上げてまいりましたが、こういうようなこともやはりこれは大いに議論をしてみる大事な問題点だろう。特に私は、今度の新しい教育改革は二十一世紀を担う青少年にふさわしい教育のあり方ということをお願いしておりますが、同時に、日本の国がこれから国際化のためにどんな役立ちができるのか、日本の教育はどうやって世界全体のためにあるべきなのか、こんなようなことも議論をしてまいりますと、当然、こうしたところにも問題が触れてくるだろう、こう考えます。大変、御提題をいただきました問題として、文部省としても十分これは私共は取り組んでみる大事な問題であろう、こう受けとめて、今後ともいろんな角度で研究をしてみたい、こんなふうに考えます。

○高木健太郎君 終わります。

○吉川春子君 最初に、時間が大変少ないのでお答えは簡潔明瞭にお願いしておきます。

まず、政府は第六次定員削減計画を立てて、文部省において六十一一年までに国立学校などで四百七十九名の職員を減らすとし、今回の法改正でも四十二名の定数削減が行われようとしております。私はその計画に強く反対で、むしろ、職務の遂行上定員をふやさなければならぬ職場がたくさんあるということを指摘したいと思ひます。

具体的なか例で申し上げます。

最近、大学へ入学してくる学生たちは、彼らの多くは幼少から始まり、かつ長かった受験競争の間に受身的で無批判な記憶中心の勉強がすっかり身につけてしまっているとの批判も多いわけですが、こういう傾向の学生を迎えて、群馬大学では

教養課程の一般物理実験において、群馬大学方式というユニークな教授法を取り入れております。学生がじっくり構え、納得のいくまで時間をかけて勉強することを可能にしています。これは、受験勉強に明け暮れている現在の平均的な中学生、高校生に最も欠けている点で、この教育方法は日本物理学会誌第三十二巻十二号にも紹介されて高い評価を受けています。学生たちの反応も、物理実験は本当に自分たちでやる勉強であり、人から教えてもらうだけだった私にとって本当に新鮮な感じがして、もしかすると本当の教育とはこういうものかもしれないと思うようになったと好評です。

ところで、この授業を担当しておられる教授の一人から次のような訴えがあります。

群馬大学教養部では、物理、化学、生物の学生実験を実施しているが、教養部足元から十八年経過した現在に至るまで一名の教室付職員も配置されていない。そのような劣悪な条件下で、現在、物理、化学の両教室はそれぞれ前、後期各四回、一回三時間、生物教室は前期のみ二回の学生実験を実施している。学生実験には教官の学生に對する直接の指導に加え、別記のような専門的な内容を含む業務が付随する。例えば、実験室の清掃、整備。二、実験装置の整備。三、実験器具の貸し出し。四、試薬の調整、ガラス器具の洗浄。五、実験装置、器具類の帳簿整理。六、実験用資料の印刷。七、実験報告書の整理。物理、化学の両教室では、それぞれやむなく定員外職員を一部教室予算を削いて雇用しているが、学生に直接接し、教育上の責任を持つ職務を担う人が大学の正規の職員でなく身分的に不安定な日々雇用の職員であることは好ましいことではない。さらに、現在問題となっている定員外職員の三年雇用導入が決まれば、実験装置の整備、試薬の調整等の高度な技術が必要とする業務を来さず遂行できる人材を確保することは不可能に近くなる。さらにこのような職種の別、入職して三年という時期は仕事に慣れて、ちょうど業務に対して軌道に乗

れる時期でもあり、このときに雇用を打ち切るというのは全く不合理であると言わざるを得ない。というのが訴えですが、文部省からいただいた資料によれば、国立学校の非常勤職員は五十八年七月一日現在で七千三百三十人います。これらの人々の中には今述べた群馬大学の例のような、教授の片腕になって学生指導を含む専門的な仕事までやって余人ももってかえがたいか、あるいは日々雇用にないまじない例も全国にはたくさんあると思ひますけれども、そういう実情を文部大臣は御存じですか。

○政府委員(西崎清久君) ただいま先生のお話の点でございしますが、定員外の日々雇用の職員は、本来的には季節的業務あるいは一時的、変動的なプロジェクト等に伴う職に……

○吉川春子君 実情があるかどうか、知っているかどうかだけでいいです。

○政府委員(西崎清久君) 従事していただくわけでは、先生、御指摘のような、ある程度、教務関係で、あるいは医療関係で、専門的な業務に従事しておられる方々がおられるということは承知いたしております。

○吉川春子君 それでは、そのことはお認めになりましたので、文部省は文入給一〇九号の通達で、日々雇用の職員についての採用の抑制、新規採用については長期にわたる雇用にならないようにというふうに言っていますが、これは各大学に對して非常勤職員の雇用期間を二年か三年で打ち切れということを押しつけているのですか。

○政府委員(西崎清久君) 日々雇用の定員外職員につきましては、処遇の改善等につきましては、従来からいろいろ問題があり、私も努力をしてきたわけですが、しかし、形態としては一年雇用ということも原則でございまして、頭打ち等の給与の問題がございました。一方、常勤化と申しますか、長年にわたる勤務形態というものが片や弊害としてある。この二つの問題について我々としては解決を図るべき課題であったわけで

ございます。

そこで、今、先生が御指摘の通達におきましては、新規の雇用の日々雇用の方々につきましては、再雇用の年限を長期化にわたらないようにという学内でのコンセンサスができた場合、そういう大学機関においては、給与の頭打ちにつきまして若干の是正を図るというふうな処遇改善の方向きの措置をとることを協議いたしまして、私どもとしては措置をしておるわけでございします。したがって、私どもは、長期にわたらないようにという指導はいたしておりますが、何年の期限でということにつきましては、学内でのコンセンサスの結果によると、こういうふうな考え方をとおるわけでございします。

○吉川春子君 人事権はただいま官房長もお答えになりましたように、大学の自治の大切な一環です。この二年で打ち切れ、三年で打ち切れということとは、文部省としては、人事の介入であるから押しつけてはいないということではないのですか。イエスカノーだけでいいのです。

○政府委員(西崎清久君) 年限については私どもは具体的に申し上げませんが、学内におけるコンセンサスで、通常の場合三年というふうな期間での協議が整っておる例が多々ございします。その期間については妥協的なものと私どもは考えておるわけでございします。

○吉川春子君 年限について文部省は押しつけていないという答弁でした。私は、定員外職員の雇用期間を三年で打ち切ることには強く反対ですけれども、文部省はその大学のコンセンサスに基づいてやるべきだと、こういうお考えなわけですか。

次に伺いますが、群馬大学においていわゆる三年雇用の導入について学内のコンセンサスが得られていないと、こういう問題について伺いたいと思ひます。

私の手元にこういう文書があるのですが、群馬大学職員組合委員長 高野庸殿 おたずねの件「非常勤職員の雇用期間を三

年以内にすること」を昭和五十六年一月二十二日の部局長会議で決定または了解したかという件)についてお答えします。

一月二十二日と限らず私の在任中に、そのような決定をしたことも、了解をしたこともありませんが、記憶違いの可能性をおそれ、内研岩井所長にも確かめてみましたが、全く同じ見解であります。当時出席しておられた他の部局長も、同じように述べておられるようです。

もし必要なら、そして可能なら、当時の部局長会議の記録を御覧いただければ幸いです。部局長会議の記録は、評議会記録のように構成員全員の確認を得る手続きをしていますが、事務局が作製したものを学長が査読し、修正すべきものは修正して、捺印の上保存される習慣になっております。

昭和五十九年三月五日

如 敏 雄

前学長がこういうふうに言っておられますが、学長も知らない間に決められた三年雇用は、大学の意思で決まっているとは言えませんね。

○政府委員(西崎清久君) ただいま先生御指摘の点でございますが、私どもの方に学長名での文書が参っておりますが、五十六年一月二十四日でございますが、非常勤職員の手続きについては、「二月二十二日開催の部局長会議において、下記のとおり取り扱うことが了解された」と公文書で学長名でいただいておりますわけでございますが、私どもとしては、この点について、文書による内容でございますので、部局長会議において取り扱うことが了解されたという理解をいたしておるわけでございます。

○吉川春子君 そうしますと、私が今読みました、その当時の学長のこの文書についてはどうお考えですか。

○政府委員(西崎清久君) 私どもは、ただいま先生のお話しの内容をよく承知しております。ただいません。したがって、公文書における学長名の内容を私どもは理解をし、それが妥当であろうというふうに考えておるわけでございます。

うふうに考えておるわけでございます。

○吉川春子君 この公文書には学長の欄に捺印がありますか、学長が了解しているという捺印がありますか、署名か。

○政府委員(西崎清久君) 学長名の公印も捺印されております。

○吉川春子君 捺印されておりますか。

○政府委員(西崎清久君) 捺印されております。

○吉川春子君 この原議書のことでですか。

○政府委員(西崎清久君) 私が申し上げておりますのは、一月二十四日付で文部省の人事課長あてに提出されておる公文書に、学長の公印が押されておることでございます。

ただいま先生がおっしゃっておりますのは原議書の問題であると思います。で、原議書につきましては、群馬大学におきましては、学内の専決規程におきまして、大学と文部省等の公の機関における文書についての専決として事務局長に委任をいたしております。学内手続としては、専決規程により事務局長によって処理されておることと、学内手続の問題として事実でございます。

○吉川春子君 その当時学長であった方が、明確に自分は知らなかったというふうにはっきりこの文書で出しているわけですが、文部省に出されているその公文書には捺印してあるということと、学長が知らない間にその文書、学長の印あるいは署名が使用されたということになりますね。

○政府委員(西崎清久君) 一月二十二日に部局長会議が行われたということと、それから、公文書の決裁手続において事務局長によって決裁されたということと、それから、文部省に公文書が学長名で出されたことというのは、それぞれ別の問題でございます。取り扱いとして、一月二十二日における部局長会議において非常勤職員の取り扱いが一目から四項目にわたって了解されておることとは、学長名の公文書にあるとおりであるというふうに私どもは理解をしておるわけでございます。

○吉川春子君 それは、事実とその公文書との間に違いがあるわけですが、もし——もしとありますが、現実には学長が、その当時の学長がそういうことを否定されているわけですから、このことは事実とすれば大変な問題だと思いますが、いかがですか。

○政府委員(西崎清久君) 順序を追って申し上げますと、一月二十二日に部局長会議が開催され、そこにおいて非常勤職員の取り扱いが了解された。これが一つでございます。そのことについて文部省に文書を出す必要があるということと、その文書を出すのについて、学内の決裁上の扱いとしては、事務局長の決裁で処理されておると、これが第二段階でございます。そして、第三段階としては、事務局長の決裁に基づく文書が専決でございまして、学長名で公印によって文部省に提出されておると、こういう手順で行われておるわけでございます。その間に遺漏はないというふうに私どもは理解をいたしております。

○吉川春子君 そうしますと、学長は、自分は知らなかったというのをはっきり言っておられて、これは虚偽の文書ではなく本物の文書なんですけれども、それにもかかわらず、そういう学長が知っていたかのような文書が文部省に上がっている。その形があるから文部省としては、内容ともかくとして、それは学内のコンセンサスがあったものと認める、こういうお立場ですか。

○政府委員(西崎清久君) この非常勤職員の取り扱いについて学内のコンセンサスがあるという問題は、この部局長会議における取り扱いでそのような扱いが了承されたというところに学内のコンセンサスがあるということでございます。

○吉川春子君 そうすると、その大学の長である学長はそういうことを知らなくとも構わないんだというのが文部省の御意見ですか。

○政府委員(西崎清久君) 部局長会議におきましてコンセンサスが取り行われたことは、学内において当然学長にも事実上の問題として報告され、学長も承知しておられるはずでございます。その

承知しておられる事情については、事実関係として私どもは捕捉することは難しいわけでございますが、少なくとも学内の手続において決裁規程に基づいて文書が作成され、文部省に提出され、学長の公印で公文書が出ておるわけでございますから、これら一連の手続においては、私どもは正当に処理されておるというふうに理解をしておるわけでございます。

○吉川春子君 全くお答えが私納得できないし、おかしいと思うんですね。本来は、そういう部局長会議があつて、それで、そこで納得されたということは、学長にも通じているということとは、一応推測できますけれども、群馬大学の場合はそういうことがあつたんだと、部局長会議で仮にそういうことはあつても学長は知らなかったという、そういうことがあつても学長は知らなかったという、それでも、それをもって公文書に判を押してあるからということと押し切るということとは、すごくおかしいと思うんですね。学長が本当は知らなくとも構わないんだと、こういうのが文部省のお立場ですか。

○政府委員(西崎清久君) 学内における学長なり評議員会なり部局長会議あるいは教授会という関係につきましては、学内自治の問題として、それそれの大学における意思決定なり、いろいろな意思決定に至るコンセンサスの問題として、お任せをせざるを得ないというのが私どもの立場でございます。しかし、この点につきましては、いろいろの機微にわたる点もありますので、私どもも調べさせていただいたわけでございますが、部局長会議等が事実行われ、それが正当な手続によって文部省に公文書として出ているということが判明しておりますので、その点については群馬大学における取り扱いとしては正当なものであるとして私どもは取り扱いをしておる、こういうことでございます。

○吉川春子君 調べたということですが、調べた結果、部局長会議の結果について学長は知っていますか。

たというふうな文部省は調べがついたんですか。

○政府委員(面崎清久君) 先ほど申し上げましたとおり、部局長会議におけるコンセンサスで了解をされたということ、そのことが学長さんのお耳にどういう形で入ったか、あるいはどういう内容で入ったかという点については、事実関係の問題として私も承知はいたしておりません。

○吉川春子君 承知いたしております。

○政府委員(面崎清久君) そのとおりでございます。

○吉川春子君 そうしますと、ここに前学長が自分では承知していなかったということが明らかになっているわけですから、大学の自治権というのは学長にあるわけでしょう。そういう方が知らなかったというところは重大だと思ふんでね。この点について文部省はもう少し調べて、そして、もし学長が知らなかったとしたら、新たな措置をとるべきじゃないんですか。新たな対応をするべきじゃないんですか。

○政府委員(面崎清久君) これは、私が申し上げるまでもなく、先生の方が御承知でございますが、大学における自治の問題といたしましては、教育公務員特例法その他におきまして管理機関の定め等がございます。したがって、学長限りで大学が運営されておるわけではございませんし、評議会なり部局長会議なり教授会、それぞれの機関の権限その他が総合的に構成されて、大学の管理運営が行われておるということでございます。したがって、私どもとしては、大学の意思決定に基づき文書の提出に当たり、それぞれの大学における取り扱いの態様が違ふと思うわけでございます。群馬大学におきましては、部局長会議における非常勤職員の手配が、部局長会議でいろいろと議論され了解されておるという取り扱いにおいて、大学における一つの意思決定のプロセスが重要な段階として処理されておる、こういうふうな理解をしておるわけでございまして、その点において部局長と学長の間の意思疎通がどういうふうに行われたかにつきましては、群馬

大学自体の問題として御処理をいただいております。うふううに考えるわけでございます。

○吉川春子君 端的にお答えいただきたいんですけれども、そうすると、その部局長会議で決定されていって、学長が知らなくてもそれは構わなかったということですね。

○政府委員(面崎清久君) 大学における意思決定につきましては複雑多岐にわたる問題がたくさんございます。したがって、群馬大学本部におきましては文書処理規程をつくっております。学長の処理すべき事務につきましては、事務局長に処理を任せているもの、庶務部長に処理を任せているもの、いろいろと、学長さんがみずからは責任を負うけれども、実際の事務処理は部下職員に処理を任せておるという事務がかなりあるわけでございます。そういう一環におきまして、本件につきましても、学長は知りにならなかったかもしれない。その辺は私どもは実情をつまびらかにいたしておりますけれども、やはり学内における取り扱いとして、学長さんがいろいろな面でお任せになっておる実情というものはあるというふうに考えております。

○吉川春子君 時間がなくなりましたので、ちょっと残念ですが、全く今の文部省の御答弁は、大学の自治ということに勝手に解釈して、それで自分の都合のいいようにだけ使っているというほかありませんので、納得できないんです。

最後に、文部大臣にお伺いいたしますけれども、三月十日の衆議院の予算委員会、田中委員の質問に対して文部大臣が、三年を限度とする任用については、学内のコンセンサスを得て決めたので、遵守していくことを期待すると、こう言っておられます。文部省が期待されるかどうかは勝手なことで、仮に学内のコンセンサスを得て三年雇用を導入したとしても、部門によつては、最初に申し上げましたように、三年雇用になじまない、こういう判断を大学がした場合に、その期間を超えて同一人物と契約を結ぶことも、これは学長の持つ人事権の活用として当然許されるべきだと、そこも大学の自治の範囲だと思ひますけれども、いかがですか。そこだけお答えください。

○国務大臣(森喜朗君) 日々雇用は、先ほど申し上げたように、一年が限度でございまして、それをどれだけにするかということについては、先ほども答弁を官房長がいたしましたとおり、学内のコンセンサスを得て定めるとことが基本でございまして。したがって、これらの先ほどからの御質問に対しては、官房長の御答弁どおりであると、こちらから申し上げるしかございません。

○吉川春子君 じゃ、これで終わりますけれども、要するに、三年雇用の問題についても、大学のコンセンサスを得て大学の自治の問題だということが文部大臣の御答弁と承つていいわけですね。

○国務大臣(森喜朗君) この問題につきましては、先ほどから官房長が申し上げておるとおりであるというふうな御理解を……

○吉川春子君 官房長には群馬大学の問題しか私、聞いていないんです。

○国務大臣(森喜朗君) 各大学においても同じでございます。

○吉川春子君 いや、その学長が知らないという問題についてだけ聞いてわけですから……

○小西博行君 私は、国立大学を充実していくということは大変いいことだというふうな考えでおります。特に、最近ではテクノポリス構想というのがございまして、現在、九地区が一応認可されたというふうに聞いております。そういう意味では、この地方の国立大学をこれから先どのような充実していくかと、これは非常に大きな問題だと思ひます。

そこで、まず一点お伺いしたいわけでありまして、いわゆる筑波大学とか、あるいは新設の医科大学なんかで今やっておられます新経営方式というのがある。筑波大学方式というふうな考へていただいても結構だと思ひますが、従来の学

校管理方式に比べてどのような利点があり、あるいは欠点があるか、その辺の評価についてまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(宮地真一君) 筑波大学や新設の医科大学の方式がどういふふうに行われているのかというお尋ねでございますが、筑波大学については、先生御承知のとおり、学部、学科、講座制にかえまして教育のための学群、学類と研究のための学系の設置ということで、教育機能と研究機能を明確にいたしておるわけでございます。そのほか副学長を置きますとか、あるいは参事会、人事委員会の設置などを筑波大学では考えたわけでございます。

また、新設の医科大学については、副学長制でございまして、あるいは参事会の設置が見られますように、いずれも組織運営上の新しい仕組みが導入されております。これらの点は、ほぼ機能としては私も定着しておると思っておりますし、教育研究なりあるいは厚生補導など、大学の機能に就いて効率的な運営が確保されるというふうなことから、さらにまた全学的な立場からの意思形成が円滑に行われるというふうなことで、さらに参事会で申せば、大学内だけではなくって、いわば広く学外の有識者の意見を反映させるというふうなことで、積極的に評価できる点が多いんじゃないかと、かように考えております。ただ、いづれにいたしましても、この新しい仕組みが、それを導入いたしました趣旨に即して円滑に運用されていくためには関係者の不断の努力が必要なかれでございまして、今後とも一層の工夫、改善が図られるようにせねばならない、かように考えております。

○小西博行君 産学共同という言葉は、これはもうかなり昔から言われております。地元の産業にいたしましても、どうしても新しい技術といひますか、研究体制といひますか、そういうものに協力していただきたいということで、今日まで実際にやっておるわけですが、特に最近のテクノポリス構想というのがございまして、遺伝子組み

かえりもろん入りますでしようし、それからその他、IC、LSIと、こういう電子産業、非常に高度な技術が要求されている。現実問題としては、なかなか大学の先生がいろんな意味で指導をする時間制約というのが結構ございまして、その辺が大変難しいということも聞いておるわけでありまして、その辺の点から、これから先、特にこの産学共同というような面でプラスになるのかどうか。この方式が、その点をもう一回お伺いします。

○政府委員(宮地貴一君) 具体的な点で御説明申し上げますと、例えば新しい新構想の大学としてつくりました長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学というようなところは、特に実習でございまして、そういうような面で産業界と密接な連携をとって運営をいたしております、そのことが卒業生の評価についても大変高い評価をいただいております。さらに、これはまだ学生受け入れにまでは至っておりませんが、高岡短期大学を先般設置法改正で御承認をいただいております。また、高岡短期大学の学をいたしておりますけれども、高岡短期大学の場合同、地元の産業との密接な連携ということを念頭に置いておまして、いわば地元と非常に連携をして、大学なりあるいは短期大学でもそうでございますが、運営をしていくということは今後とも必要なことだと思っておりますし、そういう点は、大学のあり方としても、そういう方向へ進まなければならぬのだと、かように考えております。

○小西博行君 大臣、お聞きのように、産業界も大学の運営について参加してやっていると、これが筑波大学方式といいますが、私は新しい方式じゃないかと、このように考えておるわけです。私自身は広島出身でありますから、今、広島大学の話が余り出ませんでしたので、その辺も踏まえて、これから先の新しい大学づくりという面でお考えがあらうら聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 筑波大学のお話を今、小

西先生からいただきましたが、当時、私も筑波大学法案の審議の中に衆議院にありましたので、そのときにもいろんな議論が出ましたが、要は、多様な高等教育機関がこれからあつていいんじゃないかと。国立学校設置法の中の枠の中ですべて大学というのはあるべきなんだという概念から、もう少し自由闊達な教育機関がこれからできていいんじゃないかと、こういうようなことから、その一つの皮切りといひましようか、そういう意味で筑波方式というのが出てきたわけでございます。

先ほど安永先生のときの御議論にも出ましたけれども、地域の自治体と既設の私立大学が合合うケースもあるでございまして、あるいはそういう産業といひましようか、企業がいろんな形で、また自治体とタイアップしてやるという方法もあるでございまして、これからいろんな形で設置の主体が多様な形で出てくることは、極めて学問を進めていく上において私は歓迎すべき事柄ではないでしょうか。また、おしかりもいただきますから、何もかもすべて国家公務員として研究者を常置していくというやり方は、そうした産業と地域自治体と、もちろん国の方もお手伝いを申し上げて、そしていろんな形で三位一体となつた新しい二十一世紀を展望するにふさわしい大学機関がこれから出てくることをむしろ期待をいたしたい、こんな気持ちでございます。

○小西博行君 それでは、大学の教養課程とかあるいは語学教育、これは大臣にお願いをしたいと思ひます。

この大学の教養課程については、大臣の方から見直してみたいというようなのが、これNHKでしたか、録画撮りのときに発言されておりますけれども、教養課程というのに対してどのようにお考えなのか、まず一点お願いします。

○国務大臣(森喜朗君) 私は、たまたま各党の代表の皆さんで教育改革に関するNHKの討論会がございまして、教養課程を見直してということではなくて、例えば教養課程に対する意義もあ

りますし、またそれに対する疑問もあるという意見がたくさんありますから、先ほども何回か申し上げましたが、高等教育機関のあり方というのは、これから日本の教育を見直していくために大きな柱になり得るであろう、そういう意味で高等教育機関の大学院の問題もありましたし、先ほど高木先生から任期制のようなお話もございましたし、そういういろんなものを議論をなさっていく中に、確かに教養課程というのは、一考案すべき、一考察してみようという問題ではないだろうか、私はそういうふうな引用として申し上げたわけでございます。教養課程につきましましては、大学教育の根幹にかかわる問題でございますから慎重な検討をしていかなければなりませんけれども、確かに幅広い教養課程を身につけて専門に進んでいくということは理想的でありますけれども、現実には各大学を見てまいりましても、実際に教育を受ける子供たちといひましようか、生徒の、学生の話を聞いてみても、何か高等学校の延長ではないだろうか、あるいは高等学校の焼き直しではないかという意見も現実の問題として我々には耳にいたすわけでございまして、大学の就学の年齢という意味でのそういう幅、柔軟性とも絡み合わせて、教養課程あるいは単位をどういう形でとっていくのか、そういうようなことも含めて教養課程の問題も検討に値する私は大事な問題ではないかと、こんなふうに考えておるわけでございます。

○小西博行君 確かにそういう面もあると思うんですが、例えば工業高校から大学の工学部の機械科なんかに入つてまいりますね。そうしますと、ダブつた面が出てくるわけですね。ほかの学生はもう普通高校から入つてきておりますから、それは全く新しい感じでもって勉強するわけですが、もう既に工業で大半をやっている、同じに近いような講義をしている、こういうものはちよつと困るんだと、こういうような御意見もあると思うんですが、特に私は語学問題ですね。語学は、いろいろな調べてみたんですが、

第二外国語というのは大体二単位から四単位ぐらい選択必修という形でとらえている大学がかなりあるわけなんです。この辺についてはどのようにお考えでしょうか。果たしてこれぐらいの単位で十分なのか、あるいはどうなのか、その辺のお考えをひとつ。

○国務大臣(森喜朗君) 実は私も大変、小西さん、うかつでございまして、第二外国語まで必ずとらなけりや卒業できないものだと思ひまは思つておつたんです。きょう実は先生からの御質疑があつて、大学局長に意見を聞いたら、大学設置基準上は第一外国語のみが必要で二単位、第二外国語は各大学の自由な判断に任せてあるんだと、こういうことでございまして、それなら学生時代あんなに苦労するんじゃないかなと、このう自分は思つたわけでございます。しかし、学問をどれだけやつたら、単位をどれだけ取つたら外国語がすららできるというものでございませぬし、どちらかといひましよう、今の外国語教育は、必ずしも会話などには通用してないんじゃないかという世間の評価もあるわけでございます。したがって、単位数が少ないとか多いとかということは、また、これだけが所要の絶対的断でちよつと申し上げにくい問題があると思ひます。

文部省自体がどういう指導してきたかにつきまして、もし必要がございましたら大学局長の意見を聞いてみていただければと思ひます。

○政府委員(宮地貴一君) ただいま大臣がお答えしたとおりでございまして、それぞれの大学がみずから大学の教育課程なり教育目標に照らしまして自主的に判断をするということでございます。恐らく、大学教育をやるためには語学というものも、やはり一つだけでは必ずしも十分でないという判断が多くの大学の場合にはあるということとが前提になるのではないかと思ひます。

○小西博行君 大臣、私も工学部で教えています、大体、単位を落とす連中というのはドイツ語

ですね。まずドイツ語で落とすと。それから、例えば物理。大体落とすもの決まってるんですね。数学とか。先生の方もブライドがありまして、厳しくやるせいもあるんでしょうけれども、大要、私は語学、学校によっては非常に厳しく決めている場合がありますからね。英語がろくにできないんだけれども、ドイツ語もさっぱりだめだと、こういう感じが非常に多いのですからね。私はこの辺をもう少し軽くして、選択を自由にさせてあげようという形をとらないと、形だけはちゃんとできておるんですが、実質的にはほとんど効果を生んでいないという大学もあるんじゃないかと思えますから、その辺も実態をずっと調べていただきます。少し変えていただきたいと、そういう感じがしておるんですが、約束はしてもらわなくても結構ですが、どうでしょうかね。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほど申し上げたように、各大学が自由に判断をすることだと思いますが、修学のことも、単位の取得の限度といましようか、科目の選定、学科、学部のある方、私は高等教育機関はもっとも自由奔放に柔軟であっていいんじゃないかなあと、そういう私は希望を持っております。

○小西博行君 次に移ります。

共通一次、これはよく新聞にも出ておりますが、この共通一次試験のいろんな批判、もっとも効用もあると思うんですが、これに対して率直な御意見をまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 当時といたしましては、やはり非常に高等教育に進む進学率が高くなつて、そして受験地獄という社会現象をもたらし、そういう中から、この共通一次を採用されました。もう一つは大学の試験は大学の自主性にお任せしておたわけでありまして、学問は深めれば深めるほど難しくなつてまいりますので、いわゆる社会に言う難問奇問というものが当時出てきた。そういうことを何とか解消すべきで、出題した大学の先生が解けなかったなんという。これは本当かどうか分かりませんが、新聞などによ

くそう言われたものであります。そういうようなことを少し解決をするという意味で、高等学校でまあまあこのあたりを、適正な教養を身につけ、学問を身につける、この程度の進捗状況ではないというところに一つの線を引くと、そういう状況を見るということ、到達度を見るというのがこの共通一次の最初の目的であつたと思ひます。ただ、問題がこれと同じ条件で同じ日と同じ時間でやるというところで、北海道から沖縄までありますから三十数万人、これをマークシート方式というところがいいか悪いかがまず一つ問題あると思ひます。それから、進む教科によつて、文科、理科、芸術大学等とございまして、これが全部五教科七科目をやるといふのは非常にハードではないかという意見もございします。そういう意味と、もう一つ私は大事なところは、二次試験との組み合わせが、むしろ高校生にとって非常にこれが過重になつてゐる。しかし、現実の問題としては、二次試験のあり方も、これ全部大学の先生方がお考えになることとございまして、当時、私たちが自由民主党の文教部会でお願ひをしておつた、要望しておつた制度とは若干違つた方向に行つてゐるということは正直私は残念でしうが、ないんです。できれば共通一次は学問の到達度を見ていただく、あとは学生の個々の私的人格や、あるいは高等学校時代にいろんなことを学んできた、そんなことを聞いていただく、余り学術中心に選ばれない方がありがたいなあ、実はこういう気持ちでございましたけれども、現実には国立大学協会を中心として、やっぱり学者、先生といひますから、そういう先生方がおつくりになつておやりになることとございしますから、我々からあせひ、こうせひと言えない。もうこれは当然のこととございしますが、いささか、評価はしなきゃならぬ面もたくさんございしますが、現実の問題として少し改善をしていかなければならぬ、そういう時期に来てるような、そんな私は感じを持っております。

○小西博行君 これは実際に実施の日時というの

は四月十三日に正式に決定されたんでしよう。おくれたんですかね、少し。
○国務大臣(森喜朗君) 繰り下げたんです。
○小西博行君 繰り下げをしたわけですね。これは案外、受験する人は、もう少し早く一次試験やつてもらつて、そしてゆっくり二次試験に備へたいとか、こういうような御意見もずいぶんあるというのを聞いておるんですが、その辺の実態はどうなんでしょうかね。
○国務大臣(森喜朗君) これは六十年度から一月二十六、二十七日に繰り下げるといふことで、大体、国大協の皆さんの考えがまとまりましたので、近くそのことを正式に要項の変更をいたしました。こう思つておるんですが、御指摘どおり、高校生にとつては、もっと早くすべきだといふ意見はあると思ひますが、基本的にはちやうど降雪期でもあるといふこともございしましたし、私大の試験との絡みもありましたし、そして一番大事なところは高校長協会の皆さんの御意見を中心に、こういう考え方に国大協のいわゆる先生方がお考えをおまとめになつたと、こういうことでございします。

○小西博行君 大いにこれは改善をしていただきたいというのが私の希望でございします。特に私学と国立大学と受験の科目なんていうのは、ちやうどかけ離れ過ぎてゐるという感じがしてございします。その辺もよく検討していただいて、十分に改善していただきたいと、そのことを申し上げまして、もう時間とございしますから、やめておきましよう。

○委員長(長谷川信君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。
午後一時二十分まで休憩いたします。
午後零時二十一分休憩

午後一時二十分開会
○委員長(長谷川信君) ただいまから文教委員会

を再開いたします。
去る四月三日、予算委員会から四月六日及び七日の二日間、昭和五十九年度一般会計予算、特別会計予算、同政府関係機関予算中、文部省所管について審査の委員がございました。
この際、本件を議題といたします。
予算の説明につきましては既に聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願ひます。
○久保亘君 予算に関連して質疑をいたします前に、一、二点ちよつと文部大臣の御答弁をいただきたいことがあります。
一つは、既に国会に提出されました臨時教育審議会設置法案に関連して、法案自体に関する質疑はこの法案の審議の段階でやりたいと思つておりますが、再三にわたつて審議会設置法案の提出前の段階で各党の意見等を求めたいといふことを総理も文部大臣も言つてくれたんであります。が、このことはどうなりましたでしょうか。
○国務大臣(森喜朗君) 今、久保さんから御指摘をいただきましたように、このテーマは幅広く、そして国民的な広がりといふことを第一にいたしたい。でき得れば法案を提案する際に各党の御意見を十分踏まえて――これは総理の言葉でございしますが、できれば各党の御了解を得て提出をしたいといふようなことも総理は答弁しておつてございします。しかし、御承知のように政府提案でございします。それから、あらかじめ各党と御一緒に、形はどういう形になるかわかりませんが、各党に御相談することは可能でございしますが、例えば各党と御一緒に共同提案というふうなことは、これは政府提案としてはできないわけとございします。三月二十七日までには一応、一般法案提出の期限になつておりましたので、それまでの間に各党にいろいろ御相談を申し上げ、そして何らかの形で、一緒に出すという形はとれないにしても、御了解をいただいた方向でやりたいといふことで、党を中心に作業をいたしておる次第でございします。まだ総理の理想とは、若干、時間的なことから

○国務大臣(森喜朗君) 今、久保さんから御指摘をいただきましたように、このテーマは幅広く、そして国民的な広がりといふことを第一にいたしたい。でき得れば法案を提案する際に各党の御意見を十分踏まえて――これは総理の言葉でございしますが、できれば各党の御了解を得て提出をしたいといふようなことも総理は答弁しておつてございします。しかし、御承知のように政府提案でございします。それから、あらかじめ各党と御一緒に、形はどういう形になるかわかりませんが、各党に御相談することは可能でございしますが、例えば各党と御一緒に共同提案というふうなことは、これは政府提案としてはできないわけとございします。三月二十七日までには一応、一般法案提出の期限になつておりましたので、それまでの間に各党にいろいろ御相談を申し上げ、そして何らかの形で、一緒に出すという形はとれないにしても、御了解をいただいた方向でやりたいといふことで、党を中心に作業をいたしておる次第でございします。まだ総理の理想とは、若干、時間的なことから

○国務大臣(森喜朗君) 今、久保さんから御指摘をいただきましたように、このテーマは幅広く、そして国民的な広がりといふことを第一にいたしたい。でき得れば法案を提案する際に各党の御意見を十分踏まえて――これは総理の言葉でございしますが、できれば各党の御了解を得て提出をしたいといふようなことも総理は答弁しておつてございします。しかし、御承知のように政府提案でございします。それから、あらかじめ各党と御一緒に、形はどういう形になるかわかりませんが、各党に御相談することは可能でございしますが、例えば各党と御一緒に共同提案というふうなことは、これは政府提案としてはできないわけとございします。三月二十七日までには一応、一般法案提出の期限になつておりましたので、それまでの間に各党にいろいろ御相談を申し上げ、そして何らかの形で、一緒に出すという形はとれないにしても、御了解をいただいた方向でやりたいといふことで、党を中心に作業をいたしておる次第でございします。まだ総理の理想とは、若干、時間的なことから

緯も必要でございまして、各党に御理解をいた
いてそれから出すという形には、まだまだ
そこまで熟さないというところもございま
したので、党を通じまして各党の皆さん
との間で、いろいろ御議論をいたした
ようでございます。そういうことをある
程度踏まえまして、お約束の三月二十
七日という国会提出の期限が参りました
ので、一応、党と党の間の協議を進め
た段階で提出をさせていただいたと、こ
ういうことでござい

○久保亘君 党間の協議の問題について、私
どもが承知しておりますことは、与野党
間のこの問題に関する協議が法案提出
前に行われたというふうには聞いてお
りませんけれども、この問題については
審議会設置法の中身にもかかわってま
いますから、いずれまたその機会に詳
しくお尋ねをしたいと思います。

もう一点は、予算にも関連をして教育
基本法の精神ということがしばしば言
われるのでございしますが、教育基本
法の精神とはどのような受けとめ方を
文部大臣としてはなさっておりますか
でしょうか。

○國務大臣(森喜朗君) 今日、戦後の日本の教育
行政は憲法そしてまた教育基本法を遵
守しながら、各教育関係の御協力を初
めといたしまして、地教行政、すべ
ての法律のもとに教育行政が進めら
れていくわけでございます。一番、教
育改革の中で、これは総論のいろいろ
な御発言からきてることなかもしれ
ませんが、戦前同様にすることはない
かと、教育基本法を踏みにじるの
ではないかと、いろいろな御懸念も
ございましたし、国会の議論の中
でもそうした疑問点も出ておりました
。したがって、この教育改革はあく
までも二十一世紀に向けて我が国
社会に対応する教育の実現を期して、
政府全体の手で教育のあり方を
見直していきたい。そういうこと
で総論のもとで諮問機関を置くとい
うことになったのでございまして、そ
うしたいといういろいろな見直し
がいろいろある意味で誤解を生む
点もあると

いう点もございまして、憲法そして教育
基本法の精神をしっかりと守って、そ
うして新しい教育の見直しをしてい
こうと、こういう基本的なスタンス
でこの設置法をお願いしております
。こ

○久保亘君 教育基本法は憲法に基づいて定め
られておりますが、教育基本法の中で
行政と教育とのかわりについて、教
育行政の任務というものは教育の条
件整備である、こういうことが明示
されております。そのことを十分御確
認をいただいているという立場に立
って、これから予算にかかわる質問
をさせていただきます。

私がお尋ねいたしますのは、文部省
からいただきました五十九年度「予
算額(案)主要事項別表」のページに
従って質問をさせていただきます。

最初に教職員定数の改善についてで
あります。全国各県で、今、行政改
革に基づいて定数減の対策として、ど
んどん削減をされております。定数
の中に、各県の事情に基づいて、県
単で上積みされております定数がござ
います。この県単で上積みされてい
る教職員の数は全国でどれくらいに
なりますでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 各県ごとに
県単定数がどれだけあるか、とデー
タを今ここで持ち合わせておりませ
んので……

○久保亘君 全体でわかりませんか、大
まかな数字でいいです。

○政府委員(高石邦男君) これは各県によ
ってばらばらでございますが、東京
のように二千人余りの県単定数を持
つておられるところもございまして、
これを全部トータルいたしますと約
七千強でございます。

○久保亘君 これは、それぞれ各県の
実情からして本来は標準定数の中
に入れてもらいたいたんですが、
国全体の基準として認めてもらえ
ない。しかし、教育を進めていく上
にどうしても必要だということから
生まれてきて、本当ならばこれは必
要な定数として認められるべき性
格のものであったと文部省はお考
えになっておりますか。

○政府委員(高石邦男君) これは県の事情
でいろいろ要素がありまして、例え
ば急速に児童生徒数が減少してい
くような地域においては若干調整
をしたいということ、あるいは、標
準法の定めるところがございまして、
逆に、標準法の定めるところが
定数まで十分定数が置かれてい
ないという県の事情もあるわけ
でございます。したがって、この
県単定数が標準法の基礎として
当然算入されて計算されなければ
ならない、こういうふうには一
概には言えないと思っております。

○久保亘君 何か、また後で私が無理な
ことを言うんじゃないかと思つて、
そんなに心配しないで答えてくだ
さい。

これは、この定数というものが上
積みされなければ、その県の教育
をやる上に非常に困難である
から定数を足して、国では予算上
認めてもらえないけれども、県が
独自の経費をつぎ込んでやって
きたので、教育のために欠かす
ことのできない定数として上積
みされたものである、このことは
文部省は理解を示すべきじゃ
ないんですか。それは勝手にや
つたんで、本当は置かないか
ぬのだ、こういうお考えですか。

○政府委員(高石邦男君) 県のそれ
ぞれの事情で県単定数を置かな
ければならないということで、
相当な努力を県でなされまして、
県単定数が置かれていくという
事情はそれとおりだと思いま
す。ただ、これを全国的な標準
の学校編制基準であるとか、教
職員の配置等基準の中で全部
それをカバーできるような基準
を設定するということは、い
ろいろな難しい問題がある
かと思ひます。

○久保亘君 そこから先のことはいい
んです。今、文部省に言うのは、
あなた方も大変だと思ひ
ます。

ただ、私は、行政改革がこの県
単の定数をねらい撃ちしている
、これはやっぱりよくないと思
ひます。これは文部大臣、ど
うお考えになりますか。

○國務大臣(森喜朗君) 教育の実
質的責任、教育行政を進めてい
く責任というのは県教育委員
会

あるいは市町村教育委員会等
にあるわけでございます。す
ので、厳しい中でそういった
工夫を凝らしておられるとい
うことは、それなりに教育の
現場を大切にしているという
市町村、県の姿勢のあらわれ
でありまして、私としては
評価をしたいと思います。

ただ、このことと、行政改
革との兼ね合いで、これを
切り込んでいくという、そ
ういう考えで私は進めてい
るのではなくて、日本の国
全体のやはり行政改革を進
めたい、そういう方向でや
つておるわけでございます
。具体的に言え、確かに
学校現場あるいは教育関係
に及ぼす影響は極めて大
きいわけでありまして、そ
このところは私も予算編成
の中に当たって、この今御
議論をいただいております
義務教育諸学校の教職員
の定数等の改善の中でも、
できる限り地方の皆さんに
御迷惑がからないように、
また、教育行政がスムーズ
に進むように、そういうこ
とを配慮しながらこの予
算措置もいたしておる
ところでございまして、行
革そのものが教育に特別
に、教育の現場に定数の
切り込みで当たっている
、こういうふうには私
どもとしては解釈はいた
していません。

○久保亘君 先般、中国地方のある
県に参りましたときに、
県の地方における行革の
対象として県単上積み
分の定数を外す、これ
でいかなければもう定
数の削減ができぬとい
うようなことをお話し
くださった県の責任者
もいらつしやいました
。そういう形で教職員
の定数がねらい撃ちさ
れていくことは、はな
はだ残念なことだと思
ひます。私は、行政改
革というのは、必要
な部分にもっと力を入
れるという面もなければ
ならぬ、こう考えてお
ります。この点は、今
後の定数改善に当た
って、県が独自に努力
している部分について、
今、大臣が評価でき
るというお話をござ
いますし、そういう立
場に立って各県の教育
行政を指導できるように
文部省の努力をお願い
したいと思います。

次に、第五次定数改善計画が五十七年から行革関連特例法によって改善増が抑制されているはずであります。五十七年から五十九年度、年度の予算でもって終わります行革関連特例法で抑制された改善増の数は全国で何人になりますか。

○政府委員(高石邦男君) これはなかなか計算が非常に難しいわけでございます。と申しますのは、四十人学級を昭和六十六年度までに完成するというところで、各年度ごとの定数は予算で決められた中を政令で定めるということになっておりまして、一番当初の青写真、それと比較してどうかという議論がよく行われますけれども、その青写真自体も、児童生徒数の変動がかなりありまして、相当厳密な計算をしていかなきゃならないというところで、なかなか一概に幾ら抑制をしたというのを申し上げることが非常に難しいわけでございます。

ただ、一般的に当初の十二年計画で考えました数字と現在の抑制期間中の数字で申し上げますと、例えば五十七年度の場合では、当初計画は六百人程度であったのが三百人、五十八年度が五千人であったのが三百人というように形でございます。そして、それぞれの年度でかなりの変動があるわけでございます。

○久保亘君 これは十二年の計画があつて、毎年毎年、文部省としては、その十二年計画に基づいて改善増を計算されているはずですから、そういう立場での抑制された数というものはきちっとわからないうちにおかしいんじゃないですか。そうしない、十二年という非常に長い計画で、私もそのことにも不満があるんですけども、それでも第五次定数改善計画が進行していくならば我々もそれを進めていかなければならぬと、こう考えておるんであります。それがこの三カ年にわたって非常に抑制をされてきた、こういうことなんでありまして、文部省はもつとこのことについて正確に把握しておかなきゃいけません。今言われただけでも、五十七年度六百人ふえるところを三百で抑えた、五十八年度は五千人ふえ

るところを三百で抑えた、こういうことですね。そうすると、こうして五十九年度まで抑制が続いておられます。三カ年間で抑制された分、本来五十九年度で到達していなければならなかったはずの定数から減っている分は、行革関連特例法の期間が終わります六十年度以降において、ことしで終わるんですから、六十年度から先において抑制されておつた分はどういう計画で回復措置がとられますか。

○政府委員(高石邦男君) これは来年度の予算要求の時点、すなわちことしの夏の段階までいろいろな基礎の児童生徒数を正確に把握しなきゃならぬと思っております。

まず、五十九年の五月一日現在における児童生徒数がどうなっているかということ、それから、それをもとにして、これは数式で割り算してすぐ出せませんので、各市町村からどういう実態の、四十人にした場合には学級編制になって人が必要かと、そういう基礎データの調査をしていかなきゃならない。そういう積み上げをいたしまして、夏の段階までに六十年度の概算要求の内容を決めていきたいというふうに考えているわけでございます。

したがって、非常に一般的に言えますのは、児童生徒数の減少が十二年計画で見ましたときよりも、かなりもつと減少するという傾向があります。したがって、その減少の目減り分と、それから今後四十人学級によって改善を図ろうとする内容、それから教職員の配置率の改善によって図ろうとする内容、そういうものを総合的にあわせて全体の教職員定数の計画を考えていかなきゃならないということでございますので、当初計画の十二年計画との足し算、引き算だけで今後こうなつて、こういう数字でこう歩きますというのを今の段階で申し上げられないという状況でございます。

○久保亘君 それは非常におかしなことです。少なくとも行革関連特例法による抑制がなかったら進んできている状況というものがあるんです

よ。そして、六十年度ではここまで行くというものがあつて、六十年度に到達すべきものが三年間抑えられてきたためにずつとおくられていく。このおくられていく分をどういう計画で回復しますかというのを私は聞いています。当初の計画よりも数字が違つてきたとかそんなことを聞いているんじゃないです。それは、当然十二年間の長い計画ですから、その間にはいろいろな変化があるから、その変化に合わせていくことは当然ですが、特例法で抑制された分は回復せにやいかぬです。その回復をどこで追いつかせるかということをお聞きしているんです。そうしないと、十二年計画が完結しないでしょう。

○政府委員(高石邦男君) おくれた部分を含めて、そして今後六十六年度までに達成しなければならぬ数値を含めて、今後の総合的な計画をつくつていかなければ、六十六年度に四十人学級の改善の目標は達成しないわけでございます。したがって、そういうものの総合的な計算をしていかなければならぬと、全体計画で申しますと、当初の青写真では全体計画数が、いろいろな自然減、それから四十人学級に伴う定数増、配置率の改善、こういうものを含めて約五万と推計したわけでございます。そして、現在の時点で五十九年度末までに増員したのが三万一千七百五十四、約三万二千。これだけは既に五十五年度から五十九年度まで歩いてきているわけでございます。したがって、差引き二万ということになるわけでございます。その二万の歩き方につきましては、今後どういふふうな形で行くか。そして、その二万というのは本当に二万必要であるかどうかというの、実は児童生徒数の減少がかなり激しいという推測もありますので、そういう基礎的な変動の要因を全部調査した上で、夏の時点までに明確にしていきたいと、こういうふうに思っている次第でございます。

○久保亘君 十二年計画をつくられるときには児童生徒数の全般の部分はわかつておるんですよ、実際の数。それでそんなに大きく狂うような

計画を文部省がつくつておられたはずはないんで、余りそこばかり力説せぬ方がいいんです。あなた自身が行革関連特例法によって三カ年間抑制を受けてきたと、この説明書にも書かれておるんだ。だから抑制を受けたという以上は抑制を受けた事実がなければいけません。その受けた抑制分は十二年計画が完結するのには支障がないようにやりますということをお聞きの方は約束されれば、細かい数字でどうのこうのということは要らないんです。抑制分は必ず六十年以降の計画の中で追つて回復させて、十二年目に完結する段階では当初の方針どおり、目的どおり終わりますと、こういうことを言っていただけばいいんです。

○政府委員(高石邦男君) その件につきましては大臣がしばしば予算委員会の席でも申し上げておりますように、六十六年度までには当初計画は達成するという方針は変えていないということでございます。したがって、具体的な今後どういふような形であるかというの、ことしの夏の時点でそういう基礎データの整理をいたしまして上で対策を考えていかなきゃならないと、こういうふうに考えているわけでございます。

○久保亘君 それじゃ、ことしの夏、そういう十二年計画の完成年度までの計画を私どもに示してください。いいですね。それはいいですか。○政府委員(高石邦男君) 今の時点で六十年度以降各年次ごとの割り振りの数字を正確に織り込んだ中身というのをつくり上げるといふことは非常に困難かと思つております。ただ、六十年度に一体どういふ形の考えで定数要求をしますと、それは予算要求で決まりますのでお示しできるかと思つております。

○久保亘君 年次計画をやっている文部省が完成年度までの計画を数字でつくれるというのとはどういふことですか。それならもう最初からこの第五次改善計画はその場当たりになつていくつもりでやつておつたのですか。そんなことはないと思つたがね。

○政府委員(高石邦男君) これも国の財政状況にも関係いたしますので、例えばそれを六十一年でやるのか、六十二年でやるのか、六十三年でやるのか、これは児童生徒数の自然減との絡みもあるし、財政状況の影響もあるということでございますので、文部省がこういう計画で必ず五カ年間、これからの六カ年間はこういう歩み方をいたしますという内容の計画を出すのは非常に問題があるうかと思っております。

○久保良君 地教委や学校指導するときのあなた方の、非常にあなた方なりにはっきりとした強い姿勢というのがあるのに、どうしてこういう問題になったらいまいにして、年次計画の数字さえも完成年度までのやつもつくれませんというような、そんな弱腰になるんですか。もともと十二年計画はちゃんと数字があつたでしょう。あつてつくられておつた。それがこの行革関係で年次ごとには変更されていった。また事情の変化もある、数字の。そういうことはわかつておるんですよ。しかし、年次計画である以上は、完成年度までの計画というものを、毎年その年に変更が起つたならば、その変更を基礎にして、六十六年度までどう行くのかというのにつくっておかないと年次計画にならぬじゃないですか。そんなその場限りのことで理屈をつけながら、何か大蔵省に大変慮したようなそういう言い方をしておつたんじゃない、私は文教行政の責任は果たせないと思うんですよ。別にあなた方はここで私に返事をされたから、それを言質にとられると来年から今度また困るというようなことを考えられる必要はないんですよ。これは国全体の財政事情の中でまた変更せざるを得ない状況に追い込まれたら、それはそれなりにきちっと説明すればいいんじゃないですか。そういう逃げ腰で、何かあまいにしておけばいいというやり方なら私は定数改善は完結しないと思う。期待にこたえられないと思う。もう少しきちんとした態度でやれませんか。

○国務大臣(森喜朗君) たしか昨日だったような気がいたしますが、久保先生も予算委員会にいら

つしやいましたので、私が申し上げたことをお聞き取りをいただけたかと思いますが、先ほども高石局長から申し上げたように全体の十二年計画、そして六十六年に完成をしたい。この全体計画は変更いたしております。ただ、今、久保先生がお尋ねのところは、三年間抑制をしたと、その分を六十年以降、六十二年以降のようにのせていく計画を、まあ、数字でもいいから、後から一々そんなことをこたわらないから、それをなぜ出せないのかというそういう御質問であらうというふうに承知いたしました。ただ、局長は先ほどから何度も申し上げておりますが、児童生徒の動向、それから教職員のいわゆる採用の状況も出てまいりますし、それから退職の問題もございますし、とにかく三年間抑制されたその翌年の次の六十年からの、この数字は最初のところが非常に微妙だと思ふんです。

一方では、ここでもまたおしかりをいただくかもしれないが、別に大蔵省の立場に立つわけじゃありませんが、予算委員会ですと大蔵大臣の答弁を私も聞いておりました、もちろん行革関連法案は五十九年度で一応消えるわけでありますが、まだ引き続きかなり厳しい財政状況にあるという、こういう回答を大蔵大臣もしておられますから、そういうことも政府の部内者としては十分頭に置いておかなきゃなりません。したがって、そのことと、財政状況が全体的にどのような来年度の予算の編成のシーリングがかかってくるのか、従来どおりやっていくのか、その辺のことがまだはっきりいたしておきませんし、そして先ほどから申し上げたような幾つかの諸条件を考えますと、六十年のスタートのところはともて大事だと思ひます。したがって、その六十年のところだけはもう少し時期を見て、七月、八月の概算要求のところで、初めていろんな諸条件を勘案して設定がでます。そうすれば三年間の分を六十、六十一、六十二に振り分けるのか、もうちょっと五年間に延ばすのか、六十六年まですべてやるのか、そのあたりの基本的な考え方も恐らく六十年

の予算編成の概算要求時にある程度の私は見通しはできるだろうと思ひますが、現時点の段階では、そうした全体の計画を今申し上げることはなかなか難しいと、こういうことを述べておるわけでありますので、久保さんもそのことをよくわかつておられてお尋ねになつておるわけでありますが、私も、これは、私は特に政治家として申し上げるわけでありますが、この十二年間というとてもない計画を立てたのは、当時、文教部長の私だったんですから、私もこれを責任において何としても進めたいという気持ちがあるわけでございますので、八月の概算要求時にそこら辺の事情をいろいろ勘案をして、今後六十六年までどういうふうにするのか、当面、二、三年の計画にするのか、あるいは五年ぐらいの計画にするのか、全体の計画変更するというのではなくて、あくまでも六十六年までの計画の中で、もう一遍どういう積み増しをしていくのかということについては、いましばらくお待ちをいただきたい、こういうことでございますので、どうぞ御了承をお願いしたいと思ひます。

○久保良君 今、大臣が言われたことでも気になること一つあるんです。この行革関連特別法が延長になるのではないかと、私もそのことはわかりま

じや困るから私は聞いておるんで、これは大臣の方はよくわかつておられると思うんで、六十六年に完成すべき第五次改善計画をおくらすことはない、そのことのために文部省としては全力を挙げて頑張ると、こういう決意はいささかも変わらぬということをそれじゃ言っていただけですか。

○国務大臣(森喜朗君) 私も再三、もう久保委員は何回もお聞きになったと思ひますが、あえて竹下大蔵大臣あるいは山口主計局長の前で、おしかりをいただきますが、十二年計画、六十六年の最終年度は変えませんが、この何回も委員会でも申し上げておるの、今、久保さんがおっしゃったそのとおりのことなんです。行革関連法を延ばすとか延ばさないというようなことは、こんなところで議論することではございせんし、そしてまたそのことは国会が当然議論があつて踏まえてのことでございますから、私もとしては今先生がおっしゃるとおり、この計画で何としてもやり抜きたい、こういう気持ちを常々予算委員会でも私は明言をいたしておるところで、その意欲をどうぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○久保良君 それではひとつ頑張ってください。次は教員研修の充実、七ページ以降のことになります。この中で免許外教科担任教員の研修が計画されておりますが、免許外教科担任というのが今実数としてどれぐらいありますか。

○政府委員(高石邦男君) 人数ということよりも、教科外担任の許可件数というところで申し上げますと、国語から各教科全体に及びますが……

○久保良君 全体合わせた数でいいです。

○政府委員(高石邦男君) 合わせて約四万五百万程度でございます。

○久保良君 そうすると、免許外教科担任教員の研修補助という予算が組まれておりますが、この免許外教科担任の教員の研修を行わせることによつて、これが免許外担任という立場から解消に向かうのかどうか。この研修によつて免許外担任であることは変わらないが、免許外担任がうまくいくようにということなんです。どちらですか。

○政府委員(高石邦男君) 先生も御存じのとおりに、正式の免許状を持つてゐる人がすべての学校に配置されて教育が展開されることが望ましいという基本的な考え方は持つてゐるわけでございませう。しかし、定数の事情によつては免許外の教師によつて授業を担当せざるを得ないという状態が生じてゐる。したがって、その際におきながらにならないように、そういう先生方がその内容について十分な研修を積んで児童生徒に対する教育が滞りなく展開されるようにと、こういう趣旨でこの研修事業を展開してゐるわけでございませう。

○久保亘君 では、これは免許外担任の教員を解消していくということには直接は役立たないですね。そうすると、やっぱりそれは定員ですか、そういうもので解決する努力をしなければ四万を超える免許外教科の担任の実態を解消することはできないと、こういうことになりませうね。わかりました。

その次は、「道徳教育の充実強化」というところで、新たに「校長等指導者養成実践講座」、「中央講座」というのが組まれておりますね。こういうのは何をやるんですか。校長などを今から生徒指導の養成をやるための「中央講座」を開いてやるというのはどういうことをおやりになるのか。それからこの生徒指導の充実強化に当たつての予算の前提になつてゐる説明を見ますと、児童生徒の問題行動が非常に多くなつてゐるから、こういうことをやらねばいかぬという書き方になっておりますが、これはそういうようなところから割り切つてよいものかどうか。むしろ、その後の道徳教育の問題も含めて今お聞きしてゐるんです。道徳教育の中央講座というのがございませう。この道徳教育の問題などが児童生徒の問題行動の未然の防止とか、そういうような対策法的なもので考えられてゐるということではないか。むしろ、児童生徒の問題行動の原因に深く切り込んで、その問題の解決に当たらなければ、問題行動が多いからこの生徒指導の担当者をもう少し集

めて講習をやらうとか、あるいは道徳教育を充実強化しよう、そういうことに力点を置くことのみで解決できるのかどうか。特に、そういう目的で道徳教育の充実というところで、校長等指導者養成実践講座中央講座が新たに開かれるのは、これはどういふものであるか、ちよつと説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(高石邦男君) 青少年の非行対策について、生徒指導の強化を図つていくというためにはいろいろな手を考えていかなければならないと思ひます。その中の一つとして道徳教育の充実ということを考えてゐるわけでございませう。ですから、これが決め手になるということではなくして、その中の一つとして考えてゐるのです。

そこで、先ほど道徳教育の実態を調査いたしましたところ、なかなか道徳教育が他の教科ほどに十分な現場における定着をしていない。というのはどういふふうな教えたらいふかといういろいろな問題がございませう。そういう点の研修が十分でないということ、よく三点セットと申し上げておられますが、一つはそのリーダーになる校長、教頭の先生方にそういう面の教育研修をやつていくというのが一つ。それからもう一つは、現場に密着して学校、家庭、地域ぐるみの研究指定校を指定いたしまして、実践活動を伴う研究の実を上げていきたいというのが第二点。それから第三点は、郷土の偉人伝、それから郷土の伝記、そういうもの、身近な教材を取り上げる教材開発を考えていきたい。こういう三点セットの一つとして中央における校長、教頭の研修をこの事業等で取り上げようとしてゐるのが新しい予算要求の内容でございませう。したがって、御指摘のように、生徒指導全体についてそれだけで十分であるとか、それだけで対応しようというふうなことはなくして、その中の一つとして取り上げようというふうな考えでゐるわけでございませう。

○久保亘君 時間が余りありませんから、詳しいこといろいろお聞きできませんが、もう一つ生徒指導の問題の中で、この十二ページのところに、「集団宿泊訓練推進事業」というのが新しい事業として予算が組まれております。これが総理大臣がしばしば言われる放牧教育とかいふようなものと関係あるんですか。

○政府委員(高石邦男君) 直接関係はございませう。前々から文部省ではグリーンスクールというふうな形で少年自然の家等を使ひまして子供たちの宿泊団体訓練を通じて教育の実を上げていきたいと、こういうことを事業として展開してきていたわけでございませう。これをもちと発展させていくということ、今この事業はそういう施設を利用いたしまして学校教育の一環として実施をする。要するに、授業中に実施をしていくというところで、この事業をもちと学校教育の中に位置づけていくという発想が一つでございませう。

それから何といつても、最近の子供たちが自然との触れ合いが非常に少ないということから、子供たちをもちと自然との触れ合いの中で心と体を育てていくというねらいが一つ。そして団体生活をもつていくことを通じていろいろな体験をさせていく、こういうねらいでやつてゐるわけでございませう。その後、こういう考え方を、ずっと前から文部省内にございまして、それを来年度飛躍的に拡充していくという予算要求をしたのがこの事業でございませう。

○久保亘君 この「集団宿泊訓練推進事業」というのは新規の事業というところで、大要、最初の予算説明の中でもわざわざここで読み上げられた中にも入つておりますがね。それでどんなことをおやりになるのだからと思つておりましたら、予算額二百万円、新規事業。それで、しかもこれ調べてみますと、「集団宿泊訓練推進事業」、予算二百万、これは文部省は四百万要求して二百万に値切られた。何度もゼロにされて、最終的にやつと二百万でとまつたという代物なんですよ。それであなたの方の予算の総括説明書の中にわざわざうたい上げるにしまして、余りにも予算の組み方や大蔵省との折衝の仕方というのはお粗末なんじゃないですか。

○政府委員(高石邦男君) これは先生に大変な誤解がございませう。その上に四億一千七百万という推進事業がございまして、これが実は公立小中学校の対象校約千校を対象にして、一週間程度の青年の家、少年自然の家等を使って学校教育に位置づけて事業を展開しようという事業費に対する補助、市町村に対する補助でございませう。その三分の一に相当する金額が四億一千七百万でございませう。後の二百万というのは、その事業を展開していくために、ただやれやれと言ふだけではいかんといふ、いろいろな形の事業展開をしたらいいかといふいろいろなパンフレットをつくらたり、そしていろいろな事業のモデルをつくらたり、そしてどういふやり方をしたら効果があるかといふような調査研究をやる、そういうための経費でございませう。これはオール全体を含めての事業であるといふふうに御理解いただきたいと思ひます。

○久保亘君 今までは、そうすると、この教育訓練の推進事業に関するそういう今あなたが言われたようなことはおやりにならずに、ただ自然教室の推進等ということとやられておつたんですね。指導方針もなく。今度それをやろうと言はれるんです。新規事業を。しかも四百万ぐらゐかるだらうというので予算要求されたら、そんなものやらぬと言はれて何遍も大蔵省にはねられたでしよう。そして一番最後にやつと二百万残してもらったという予算ですよ。それじゃやつぱりだめなんじゃないですか。まあ、しかしそれはそれでいいです。

その次は、今度は大臣にお尋ねしますが、「義務教育教科書の無償給与の推進」ということで、ことしも四百五十五億七千万の予算をお組みになつておりました大変結構でございませう。「義務教育教科書の無償給与の推進」ということでこの予算をお組みになります以上、よもや逆推進というやうなことは将来にわたつてないものと考えますが、ひとつ教科書無償についての大臣の所信をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) これも先ほどの教職員の

定数と同様に大変大きな問題でございまして、久保先生を始め多くの先生方からも御質問ございまして、また私どもに対する激励もちょうだいをいたしております。大変私どもも感謝をいたしております。先生に今さら、またここにいらっしゃいます委員の皆さん方に、この経緯を御説明を申し上げるまでもないこととございしますが、教科書の有償無償については非常に国民的にも幅広い、いろんな意見がございまして、しかし文部省といたしましては、やはり義務教育のこの精神の広がりという意味からいいたしても、教科書を無償給与していくという姿勢は大事にしていきたい。臨調の答申もございまして、また中教審の意見もございまして、そして私どもも与党の自由民主党の中のものな従来の考え方の練り合わせもございまして、そういうことをすべて踏まえまして五十九年度予算はそのまま措置をいたしたところでございまして、今後も引き続き文部省といたしましてはこれを堅持していくということで努力をしていきたい、こう考えておりますが、本年度のこの予算、五十九年度の予算を編成する上におきまして、来年度の予算編成、六十年度の予算編成、つまりことしの夏の時点で、もう一度各界の意見に耳を傾けつつ適切な対処をする、こういう申し合わせになっておりますが、私自身としても文部省としても、先ほど申し上げたように、何とか無償継続を進めていきたい、なお一層努力をしたい、逆噴射にならないようにしたい、こう思っておりますのでございまして。

○久保亘君 大臣並びに文部省のお考えはよくわかりました。ぜひ、そういうことで御努力をいただきたいと思っております。

次は十六ページ、「幼稚園教育の普及充実」に関する項の中で、新たに「幼稚園教育要領に関する調査研究」費が計上されております。なお、二十ページへ参りますと、「学校教育制度等調査研究」費が前年度よりも四千万ふえまして八千百万円計上されております。これらの問題は、本来教

育改革にかかわる問題なんじゃないでしょうか。

新たな審議機関をつくって、教育改革にかかわるいろいろな審議を通じて方向を見出していききたいとされております文部省が、部分的にこうして「幼稚園教育要領に関する調査研究」とか、あるいは「学校教育制度等調査研究」というのは新規のものとして「教育制度特別研究」というので五千百万組まれております。これは、新たな審議機関の設置とはどういう関係になってくるのでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 幼稚園の保育内容は、制定されて二十年以上たつという中身で、幼稚園の教育を受ける子供たちが、保育所と含めると九〇%を超えるという状況になっているわけでございます。したがって、現在幼稚園で教養している保育内容がこれでいいかどうかというのとは前々から実は論議の対象になっておりまして、この内容については専門家の研究会を設けて十分研究をしていく必要があるということをおかねがね思っていたところでございまして。

そこで、この経費自体は、そういう内容の調査研究を進めるといふことでございまして、具体的に、これをどう変えるというところまでいく基礎的なデータ整理という調査、そういうものもございまして、したがって、むしろ、いろいろな論議が行われれば行われるほど、そういう基礎的なデータ調査というものは蓄積していかなくやらないというふうな思っております。そういう予算の執行をしたいと思っております。

それから、学校制度の特別研究の予算でございまして、これも中教審の四十六年答申の先導的志向といふことで、教育内容に対してはいろんな例外をも設けて調査研究を進めてきたわけでございます。ところが、なかなか、教育内容だけではなくして、例えば幼稚園と小学校、それから中学校と高等学校、そういうつなぎ目の現行制度下における弾力的運用、改善といふものができないかというのを少し実証的にいろんな調査研究を進めておかないと、ただ何もデータなしで、こうした

い、ああしたいと言ってもできないということ

で、これまた基礎的なデータを調査研究していくという内容として当然文部省が常日ごろからやっておくべき事柄である、それを一歩進めて、こういう教育改革のいろんな論議も行われるような雰囲気もございましたものから、事務的にこれを並行してやっていきたい、こういう予算の内容でございまして。

○久保亘君 どうもわかりにくいのですがね。特に学校の制度にかかわるものを、わざわざ今年度新たな予算を計上して、特別研究ですよ。それをおやりになるというの、これは教育改革の新たな審議機関を考へておられる文部省の場合に、その新たな審議機関のこれは専門委員会的な役割を果たすのですか、何か関係あるんですか。

○政府委員(高石邦男君) この予算要求をして予算化したときには新機関との連携を別に考えていたわけではございません。幼稚園と小学校のかかわり合いだとか、中学校と高等学校のかかわり合い、そういうものを私立学校等では、かなり実質上一貫とした教育の仕組みをやっている、そういうような実態がどうであるかということ、そして幼稚園と小学校の附属的な関係に位置づけられて、保育内容とか小学校の教育の展開のことを考えていく、そういうようないろんなデータを整理していくことを通じて、今後、抜本的に教育制度の体系の問題とか制度の区切りの問題というように議論が出てきたときには、貴重な資料として利用されるであろう、こういうことを予想してつくっていただいております。予算で計上を願ったわけでございます。

○久保亘君 これは、そうすると教育改革のため新たな審議機関の先取りみたいなものでは、私は、こういう問題は今あなたが言われた幼稚園と小学校のかかわり、中高のかかわり、こういうものこそ今度新たな審議機関で教育改革の問題として検討してもらいたいということを書いておられたんじゃないですか。それがもうそういうものと関係なしに、文部省は文部省でやるんだ、こう

いうことでおやりになるならもう結構ですよ、どうぞやってください。

これは大臣ね、審議機関とかかわりなく、こういう特別研究機関というものは、研究の体制というのがとられるのではなくて、むしろ教育改革の問題として、これから論議されていく問題なんじゃないでしょうかね。

○政府委員(高石邦男君) 大臣のお答えの前に申し上げたいと思っておりますが、新しい審議機関で学校制度の問題についてどういう事項を論議していただくかというのはいくつか決まるわけとございまして、この予算を計上したときには、今後、何らかの機関で学校制度の問題は当然論議の対象に上がってくることを予想されておりましたので、これを三カ年間ぐらいの継続的な事業として、いろんな基礎データを蓄積していきたい、こういう発想が基礎にあつたわけとございまして、したがって、ではどういう面の調査をしたらいいかというの、今後の新年度以降におけるあり方として研究していかねばならないと思っております。したがって、新しい機関が発足すれば、学校制度にかかわる事項でございまして、それらの動向も十分勘案しながら、これを有効に利用していくという次の展開を考えていかねばならない、そういうふうな思っております。ただ、これを予算化したいきさつは、先ほど申し上げたような基本的な基礎データを整理していきたいというところからこの予算が計上されたということとございまして。

○国務大臣(森喜朗君) 新しい教育改革を進めるといふこの審議機関は、まだどういふことを諮問するかということについては、御承知のとおり決定しておるものではございせん。しかし、予測できることは、いま久保さんがおっしゃる通り、教育制度全般に対していろんな諸制度の見直しがあり得るだろうという予想はできるわけでありまして、その中では当然幼稚園の問題も含めて学制全体の問題も議論になってくるだろう。これは予算委員会の審議の中でもこの議論は何回も出

たところでございます。今御審議をいただいているこの予算の中の幼稚園の教育要領等の調査研究というのは、あくまでも文部省固有の事務であります教育、学術、文化に関するものでございまして、その中で審議機関がどのような議論をこれから展開していくかといふこと、文部省として幼稚園の問題はいかにあるべきか、そして今、高石局長たまたまつなぎのところでちよつと強調し過ぎたものでございまして、いささか誤解を受けたかもしれませんが、教育の内容、例えば幼稚園は系統立って文字を教えるのか悪いのかとか、いろいろな御議論があると思っております。そうしたことを議論をしていくということでございます。したがって、新しい審議機関でこうした問題がこれから議論をされれば、今、高石局長が申したように、その資料の材料を提供することに必要なるかもしれませんけれども、そのことは全く私は、関係は別だと思ひます。新しい教育機関はもつと長期的な問題を議論をしていかなきゃなりませんし、その議論に入り、また、あるいはそれを具体的な政策として生かしていく間にかかりの回数といひますか、時間が必要になってくるわけでありますから、教育はあくまでも間断なく教育の勉強というものを少しでもよくしていくこと、こういう姿勢で、この幼稚園の問題も、従来の文部省の固有の事務として研究、調査を進めていくこと、こういうものでございまして。

○久保亘君 この教育改革の問題について、文部省がせつかく教育改革の問題を、国民的な合意を得られるようなものを、これから国民参加のもとに、この英知を集めてやろうという段階で、文部省の方が先回りをして一つの方向をつくっておくというふうなものにならないようにね。特に教育制度に関する特別研究などというものは、そういうことは十分配慮をしていただきたい。

それから、時間が余りありませんので、心身障害児の問題でね。これも新規の予算で、「心身障害児適正就学推進研究校の指定」というのがありますが、心身障害児の適正就学というのは、これ

はどういう意味ですか、適正就学というのは。その文部省の考える適正就学ということだけではいかぬのじゃないか。

もう一つ、心身障害児の理解、認識の推進というために一億一千二百万の予算が組まれておりまして、そして「一般の小・中学校の教師及び児童・生徒並びに保護者の心身障害児に対する理解認識を推進するための啓発事業」ということになっておりますが、これはどういう啓発をこの行政の仕事としておやりになるのでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) 心身障害児は、その障害の程度に応じて、養護学校であるとか、盲、聾、学校ないしは特殊学校、そういうところに就学をさせて、その本人の最大の適性能力を引き出していくというところで教育を展開しているわけでございます。ところが、なかなか親の立場になりますと、それに対する十分な理解、認識をされないまま、とにかく普通学校に入れたいというような方もかなりいらっしゃるわけでございます。したがって、まず「心身障害児適正就学推進研究校の指定」というのは、親と子供が、就学する前にそういう学校に体験入学をしてみよう。一体どういう教育をしているか、どういふふうな教育されているかというふうなことを知ってもらうというふうな機会をぜひ設けたいということでも要求しているのが、この「心身障害児適正就学推進研究校の指定」の事業でございます。

それから、一般的に就学義務を養護学校等において実施をいたしました、依然としてそれに対する正しい国民の理解がまだ十分に徹底してないというふうなことで、いろいろなパンフレットをつくったり、PR資料をつくりまして、その内容の適正な理解を進めるための事業を展開するといふようなことが後段の内容でございます。

○久保亘君 きょうはね、予算に關してお尋ねする方ですから、余りここで論議するのはもうやめておきますが、この「適正就学」というのを役所の側から一方的にお考えになることは非常に問題があると私は思っております。これは親の側の

要求、子供の本当に願っていること、子供たちの将来にどうかかわっていくかというふうな問題、そういう点を真剣に考えなければならぬ。そういうこととあわせて、心身障害児の理解、認識ということについて、一般の小・中学校の教師や児童、生徒といふこととあわせて、これは文部省の理解、認識を推進するために、大いに努力をしてもらわねばならぬ問題だと思っております。

次は二十四ページ、ここへ「英語教育の振興」ということで英語指導主事助手の招聘七十人、これはアメリカ人に限ることになっておるようでございます。それから、英人英語教師の招聘というところで、今度はその下の欄の英語教師の招聘は、これはイギリス人に限ることになっておるようですね。そしてアメリカ人の方は、なぜ英語指導主事の助手はアメリカ人に限定され、英語教師の招聘はイギリス人に限定されるか。それから、この英語指導主事助手の招聘の費用は一人百五十万円、英人英語教師の招聘の方は一人七十五万円、これはどうしてアメリカとイギリスで百五十万と七十五万の差があるのか、そこをちよつと説明してみてください。

○政府委員(高石邦男君) まずアメリカからの外国語教育としての英語教育を習得した者を招聘しているわけでございますが、これは都道府県教育委員会に英語担当指導主事の助手として配置いたしました、中学校及び高等学校における英語教育の改善に資することを目的として実施をしているわけでございます。この招聘の内容が帰国の旅費補助二分の一、給与費の補助三分の一ということ、都道府県に對して国が助成をするというふうな内容になっております。

それから、英人英語指導教員は、日本と英人との間の文化協定の趣旨に基づいて、日英兩國の友好親善及び相互理解の促進を図るとともに、我が国における英語教育の一層の充実に資するため、若手の英人教師を招聘いたしましたして高等学校等に配置するというところで、五十三年度から実施しているわけでございます。

そういうことで、実はその動機が若干違つておりまして、それから運用の仕方が若干違つていて、そういうようなことから、こういう単価の差があるわけでございます。そして、往復旅費をイギリスの場合には出している。そして、給与は受け入れ校で負担をするということで、給与についてはこつちに來た市立学校とか県立、そこが負担するというふうな仕掛けにしておるものから、そういう金額の差が出てくるわけでございます。

○久保亘君 そうすると、アメリカの場合は給料も払うの。

○政府委員(高石邦男君) さようでございます。

○久保亘君 あ、そう。

じゃあ給料を払うにしては、今度はえらい安いんじゃない。一年間で百五十万、旅費まで含めて百五十万で来るんですか。

○政府委員(高石邦男君) 給与の三分の一でございます。三百六十万の三分の一という積算でございます。

○久保亘君 あ、そう。

もうあと時間がわずかですから、まだちよつとお聞きしたいのがあと二十点ぐらいあったんですが、重要なことだけ要領よくやつてくださいます。答えはできるだけ要領よくやつてくださいます。

一つは、育英奨学制度の改善に伴う予算が計上されております。これは法律が別にあります。法律は目下衆議院にあります。ところが、この育英会法の改正が予算と同時に出ていくということのために、新学年度の生徒、学生が奨学資金を受けることについて支障を生ずるおそれはないかということなんです。一体どういふやり方で生徒や学生に迷惑がからぬように奨学資金の募集や採用決定をおやりになるおつもりか、そのことをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(宮地實一君) 御案内のとおり、今国会に日本育英会法の改正をお願いしているわけでございます。法律成立後、奨学生の募集採用を行うこととなりますので、法律の成立がおくれました場合には奨学金の交付もおくれ、学生、生

徒の就学に支障を来すおそれがあるのではないかと私も憂慮をいたしております。

○久保巨君 それは大蔵省として無責任じゃないですか。大体、予算と重大な奨学金制度の法改正を一緒に出しておいて、通らなければそれはもう生徒や学生に重大な影響を及ぼすだろうと、そんなことを文部省が言っておったんでは、これは私は文部省は責任のあるやり方ではないと思う。四月から新しい学生が入ってくることはわかっている。もし重大な制度上の改正が必要なるならば、なぜ予算編成に間に合うようにそういう制度改正をおやりにならないんですか。同時に出しておいて、しかも、予算審議が国会では先行することは十分御承知のはずなのに、そういうことをおやりになって、奨学生の募集採用決定に支障を来したこの責任は文部省が負うべきものではありませんか。

○政府委員(宮地貫一君) 私どもとしては、新しい制度が一日も早く成立を見まして、交付の事務が取り進められるようなことを願っております。ございまして、いわゆる在学採用と申しますか、新規採用の場合には推薦書類の印刷発送、あるいは学校における推薦事務、育英会における審査、採用者の決定を経まして奨学金の交付ということになるわけでございまして、その間、やはり相当の時間を要するわけでございまして。なお、予約採用の場合には、あらかじめ昨年度に予約採用候補者の決定を行っておるわけでございまして、法案成立後、本人からの進学届けの提出を待つて本採用をするということになるわけでございまして。私どもとしては、これらの事務が支障なく行われるようにするためには、法案の成立を一日も早いことを願っております。制度改正を政府としては決定しておるわけでございまして、この法案が今国会で成立しないというふうなことは、私どもとしては、政府側としては、そういう事態はないものと考えておるわけでございまして、政府全体として制度改正を決定いたしておりますので、私どもとしては、その成立を期す

とということでお対応をいたしておるところでございます。

○久保巨君 大蔵、文部省としては、何というか、越権的な言い方じゃありませんか。特に今度の改正は奨学金に有利な制度を導入する。そして、従来の無利子貸与の奨学生の数を九千人も減らすという中身になってくるんですよ。そういう大きな改正を、これは国会がもう通すものと決まってるんだ。それで予算組んだんだと、通さなかったら国会の方が悪いんだと言わんばかりの、そういう言い方でおやりになるのは、これは文部省の責任回避だと思わね。文部省としては、もしそういう重大な改正を国会で十分審議を尽くして結論を出してもうというのなら、少なくとも前の年にこの改正を出さなきゃ、予算と同時にならば、これは文部省としては大蔵省は手落ちだと思わね。このことについては文部省の誤りを認めていただかないといかぬのじゃないでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 新しい事柄を実施するに際しましては、予算要求をいたしまして、政府として予算が決定をされ、その予算を執行するための法律制度の改正を当然に必要とするわけでございまして。先生の御指摘は、制度の改正をやるならば、あるいは法律をあらかじめ議論した上で予算計上すべきではないかという御趣旨にも伺えただけでございますが、通常、予算計上と制度改正とはやはり内容的には並行して行われるべきものではないかと、かように存じます。

○久保巨君 もし、そういうお考えならば、予算の成立について私どもは少し改めて検討しなけりやならぬと思ひます。そういうことで、予算で決まったんだから、この法律は通せ、こういうことでは困るんです。特に、この有利子制度の問題については、これは考え方のいろいろあると思ひます。人数ふやしたんだから、もっと多くの生徒に奨学制度が適用できるんだというメリットを強調

される向きもあります。それも一つの見識だとは思ひます。しかし、従来の奨学制度を根本から変えるものなんです、有利子制度というのは。そういう重大な変更を予算と法律と同時に出した場合に、そしてこれが予算よりも前に成立する可能性がないことはわかっていて、国会の審議の慣例に照らして、わかっておいて、そういうことをやった場合には、これはもう奨学金を受けようとしておる生徒や学生にとっては大変な問題です。それを、我々は法律が通らなかつたら憂慮すべき事態になると思っている、そういうふうに関き直られるとちよつとぐあい悪いです。これはやっぱりこの種のものについては文部省として、この学校の教育、特に進学する生徒、学生に対して迷惑を及ぼすことがないよう国会の十分な審議が行われるような今後のその法律の出し方や予算の出し方について配慮をする、今度のやつは、そういう点では文部省としては十分な配慮がなかったという点を私は認めていただかないといかぬのじゃないかと思ひます。これ大臣いかがですか。

○国務大臣(森喜朗君) 今、久保さんの御質問の中にもございまして、今度の育英事業のこの制度を変えようことは、対象人員をできるだけ広めたいという気持ちがある第一にございまして。これは久保先生一つの見識だといふふうにおっしゃってくださって大変ありがたいうわけでございしますが、もう一つは、国のお金を借りるわけでございまして、やはり財政のこういう時期の中で、対象人数、授業料をふやそうということは非常に難しいことではございまして、そういう中でも何とかして対象人員をふやしたい、授業料をふやしたいという御発想からこの制度をお願いをしておるわけでございまして、そのために財投資金を投入することによって、卒業後ならば返還能力というものが出てくるであらうし、そういう中で三多程度の利子をお願いをしたい。もちろん学生時代にお返しをいただくなら、これは無利子で従来どおり結構ですよ。あるいはまた単価も上げて

おりますし、高等学校につきましては、これは外しましよ、あくまでも従来どおりでいきましょ。いろいろ、新しい制度に踏み切るときでありますから、工夫は凝らしてあるわけでございまして。したがって、あくまでもこれは予算を伴う制度でございまして、確かに先生がおっしゃる通りに、もっと早くからこれを出しておきたい一つこのこともまた見識だろうと思ひますが、予算に伴う制度の改革でございまして、予算案を先に御審議をいただくというのとは私どもは従来としての方から見ればやむを得ないのではないかと、こういうふうに思ひます。したがって、確かに先生から見ると国会に対してこれは失礼ではないかという御意見も十分私にはわかります。が、何といたしても予算に関連した新しい諸制度でございしますから、やはり本予算のこの御審議をちょうだいし、成立をいたしましてから、この法案をお願いするというのが私どもから見ると、またやむを得ない一つ国会審議の形ではないかといふふうに、国会の審議のことではなくて、提出をするという時期のことを踏まえて、そういう考え方しかできないわけでございまして、決して、これをやってくれないと困るんです。困ることは困るんです。しかし、やってくれないければ、これは国会の責任だと、そんなことを申し上げているわけじゃありませんので、ただただ、どうぞひとつこのいう財政状況下の中で、有利子貸与といふものの、学生時代にお返しをいただければ無利子であるということなどいろいろ工夫をいたしておりますという文部省の苦衷と誠意をぜひ理解をいただいて、何とか速やかに御審議をいただきたいと切なるお願いを申し上げ次第であります。

○久保巨君 これ、私、有利子制度を評価したんじゃないよ。そういう一つの見識もあると、こう言っただけです。それで、私どもとしてはこれはもう大変な問題だと思ひます。それで、この問題については、これは少なくとも文部省として、法案が

まだ衆議院で実質審議にも入っていない状況と聞いております。そういう中ではこれは非常に影響が出てくる。これは大学局長言われたように影響出てくる。それでは因るから、影響が出ないような措置をとってほしいと思うんです。とってほしい。そして何らかの結論を得た場合には、その結論が出た後、少なくとも奨学生となった生徒や学生にかなる経済的な迷惑もかからないようにやってみてほしい。時間がありませんからもうそれ以上のことは申し上げませんが、文部省として、この種の問題の扱い方については十分ひとつ今後そういう支障を来さないようにするにはどうすればいいかということを考えてもらわないと、仮にこの法律改正案が成立しない場合は一体どういうことになるのか、これはもう私は深刻な影響だと思ふんです。だから、そういうこともお考えになった上、少なくとも従来よりも生徒や学生が悪い影響を受けないようにやってみてほしいと思います。

最後に、ちょっと時間が経過しましたが、一点だけ。

せっかく文化庁にお見えいただいているそうです。からお尋ねをしておきますが、第二国立劇場の設立準備のために建設設計競技賞金七千万円が計上されておりますが、これは恐らく第二国立劇場、これはオペラを中心とするものと聞いておりますが、その劇場の設計コンクール的なものをおやりになるんじゃないかと思うんです。それで、この建設設計競技はどんな方法でやりになるんですか。

それから、特にこれは、新聞にも、ある方の御意見が載っておるのを拝見したことがございますが、特にオペラを対象とする第二国立劇場の設立ならば、広く国際的にこの建築設計競技に参加を求められるつもりかどうかですね。そういう措置をおとりになれば、この建設の段階で第二国立劇場が国際的なものとしての評価を受けるし、また日本の第二国立劇場が国際的に宣伝をされるためにも大変大きな役割を果たすだろうと思うのです。

が、この建築設計競技の中身について、時間がありませんので、ひとつ簡単によろしくございませうが、わかりやすく説明してください。

○政府委員(加戸守行君) 第二国立劇場の設計競技につきましては、本年度当初に設置を予定しております設計競技審査会におきまして応募要項等を決定いたしました。その応募要項に従って応募された設計競技の中から最優秀作品並びに優秀作品を選定いたし、その最優秀作品の当選者に将来の設計に当たっていただくという考え方を基本としておるわけでございます。

そこで、今、先生おっしゃいましたように、国際コンペ等の実施についての御意見等も承知しているわけでございまして、我が国の建築士法の建前といたしまして、一定規模以上のものにつきましては我が国の一級建築士の資格を持つている者が設計あるいは工事監理を行うという建前がございまして、それから日本におきます耐震構造といったものが、特殊な地震国でございまして、そういった面の特殊技術が要求される。あるいは気候の変化が激しい日本につきまして、高度な冷暖房計画というもののについての配慮も必要とされる。あるいは舞台に関する防火規定とか、あるいは客席の配列等につきまして欧米諸国と異なる特殊な法規制等がございまして、そういった諸般の状況からいいますと、我が国の実情を十分承知しない外国人が単独で参加していただくということは極めて困難ではなからうかと考えているわけでございます。しかしながら、オペラ劇場、もちろん日本でも初めてのものでございまして、欧米の古典的な伝統芸術でもございまして、そういった観点からは、設計競技におきまして、そういったアイデアと考え方をお持ちの外国人の参加ということとを排除する考えはございまして、なるべくならばそういった日本人と共同していろんな考え方を取り入れるような応募の形というのも工夫してみたいと思つておるわけでございまして、さらに外国の方々の御意見も十分取り入れられるような方向

で考慮していききたいと考えている次第でございませう。

○安永英雄君 前の本委員会におきまして大臣の方から所信を承ったわけでございまして、あの当時は、いわゆる教育臨調——臨時教育審議会、この構想、設置については検討中というところだったわけですが、これが二十七日に最終的に決定を見ておるといふ段階を今迎えておるわけですから、改めてこの問題について質問をしたいと思ひます。

そこで、衆参の予算委員会等の質問、論議を見ましても、この審議会で大体何を審議するのか、どういうことが審議されるのか、それを盛んに質問をしておりますけれども、なかなか手の内を見せない。私は初め、例えば昨年の七月あたりの総理の発言等を見ますと、当面の、現在、学校における暴力問題、家庭暴力の問題、あるいは非行の問題、落ちこぼれの問題、あるいは登校拒否、こういったいわゆる教育の荒廃というものをひとつ教育改革をやつて一日も早くこの問題を解決したい、これあたりを特に強調をされておつたので、あの当時としては私は明らかにそういった当面の教育の荒廃と、これを立て直すためにはこれは全力を挙げなきゃならぬし、そのためには文部省に任せられない、総理の直轄の審議会をつくるというふうなことを言われておつたのであります。だから私は、このできた審議会はそういった問題について、いわゆる生の問題がこの審議会にかかっていくのかというふうにも思つた時期もありました。また、そういう意味で予算委員会等では質問をされた人もおつたようですよ。ところがだんだん、どういふわけかわかりませんが、今や二十一世紀の話になってしまつておるわけですよ。つかみどころがない。何をここで審議されるのかというのが私自身もわかりません。今でもわかりません。

これは、いろいろ今から聞いてまいりますけれども、いわれるこの審議会に対して諮問をする、その諮問の内容なんですよ、問題は、この問題について多少お聞きしたいと思ふんですけれども、あるときは、これは大臣もそうなんですけれども、大学の教養課程の短縮というふうなことも考へておる、あるいは飛び級というふうなものも考へておる、これもすべて審議会が審議すべきものだと思ふ。きょうも大学院の問題とかあるいは教授採用の問題とか、いろんな問題も、これは審議会が審議されるでしょう、こういうことである。いはまた問題の教授の任期の問題等についても先ほど苦しい話があつておりました、必ずしも直ちにこれに切り込むというふうなことは考えていないようなことでしたけれども、これもまた、この設置される臨時調査会でやられるでしょうと、こういうことで断片的にはつんばんと出てくる。その都度それがマスコミに載つていく。だから、一体、審議会が何を審議されるのか、こういったものについてはほんとに我々としてもつかみかねるんですよ。今でもつかみかねる。これは十分今後確かめていかなければならぬと思ふんですけれども、私は、そういった意味で、どうしても探してみますと、明確に出てくるのは二月六日の総理の施政方針演説の中で出てくるんですよ。それが教育改革の視点というふうな形で、教育理念、幼児教育、六・三・三・四制を初めとする教育制度、教育内容、次は教員の資質の問題、入試制度、海外子女教育、家庭や社会教育、言いかえれば、国会に対して、我々に対して示されたものが、断片的なものは別として、ある程度整理されたものがこれだけなんです。こういった問題について内閣総理大臣の諮問に応じて改革案を調査審議する新たな機関を設置するということですから、設置の趣旨、しかも、この中で審議すべき内容というのはこれだけしかないんです。したがって、まず大臣にお聞きしますけれども、この審議会で取り扱う審議の内容、諮問をするときの内容、この問題についてお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) 戦後の日本の教育は私は輝かしい成果をもたらしていると思ふんです。世

界の国からも日本の教育に對しては大きな評價も得ておりますし、そういう意味では私は、戦後はみんな努力をして平和と民主主義、そのことを基調にしなから、今日の教育の成果が日本の現在の繁栄につながっている、このことは安永先生にも私はお認めをいただけるのではないかと思います。みんなで努力をし、みんなで頑張つてこまて来たんです。しかし、いかに輝かしい制度でも、どんなに立派な制度でも、いろんな意味で世の中が変化をしてまいりますと、きしみが出てくると思ふんです。先ほどからも、午前中いろんな議論が出ましたように、高等教育機関も大変大きな成果を得ていることは間違ひございません。しかし、一方においては、その高等教育を目指すためにいろんな社会に對しての、受験などを中心にした病理現象が現実には起こっているわけであります。私は、大臣に就任をいたしましたから、国立大学協会や私学の先生方とも何回かお話し合ひをいたしました。が、試験のことだけを改革するのなら、レベルを下げる、試験科目を減らす、いろんな技術的な改善はあると思いますが、しかし、學術や學問がそのことによつて低迷をするようなことがあつてはならぬという議論になると、確かに私ももちやうちよせざるを得ないんです。しかし、現実の問題として、高等教育がすばらしくなつてきても、社会におきます先生が、先ほど御指摘されましたような、いわゆる病理現象というのは現実にあるわけでございますから、いかなる諸制度でも、今日の日本を考へてみますと、十年前あるいは二十年前、三十年前、考へたこともないようなことが現実に行われている。高学歴化社会もそうでしょうし、情報化社会も、都市化社会も、あるいは国際化という問題もございすし、現に試験管で赤ちゃんがでけるといふ時代になつてしまふ。そういうような激しい変化の中に、教育というものを一度それに対応できるように見直しておくと、ということが大変私は大事な政治的課題だといふふうに考へます。

も公明党さんも——順序は間違つておるかもしれないが、どうも衆議院と参議院とは違ひますの
で、順序は別といたしまして、共產党の皆さん
も、いろんな意味で教育改革を出していらっしゃ
らない政党はないわけでありませう。そういう国民
的な要請に対して、二十一世紀なんて簡単ににおつ
しゃったんですが、もう十六、七年先の話でござ
いますから、二十一世紀を担う子供たちの教育とい
うものがどのようにあるのか、そして、その教育
がいろんな行政部門とどのようにかわり合い
があるのか、こういうようなことを長期的に一度
御検討いただきたい、そのためには政府全体が長
期的な展望に立つてこのことを構えていく必要が
ある、こういうことで総理の諮問機関として法案
の設置を今お願いをいたしましたわけでございます。
おしかりいただくかもしれませんが、ここから
まず申し上げさせていただきます、どういふことを

審議するのかということについては、これは當然
審議機關の諸先生方がいろんな角度で御検討い
ただくことでございますが、総じて、今、私が申
上げたような事柄なども含めて、この審議機關に
御検討いただく課題につきましては今後慎重に検
討をしていかなければならぬ今段階だと考えてお
ります。まず、この審議機關という土俵をおつく
りいただいて、そしてこの土俵が先生方の御協
力、御論議の中で国会でまず設置をいただいた時
点で新しい審議機關の先生方も御入選を申し、お
選びを申し上げて、その先生方の御自由な御論議
から始めていただきたい、このように政府は今考
えているところでございます。

○安永英雄君 わかったようなわからないような気がするんですがね。私の質問は、この委員会ができて、そして大臣、係になっているわけでしょう。何という名前に正式になるのか後で御答弁願いたいと思いますが、そこで、総理の七項目ぐらゐの項目も、それも入っているんだというふうな意味で、とにかく委員になられた方が自由にひとつ検討して、その中でそういったテーマ、いわゆる答申すべき内容についても話し合いましたら

と、こういうふうに私は聞いたわけで、今は何も
ない、出たとこ勝負で、文部省なり文部大臣な
り、担当の大臣として、委員会ができたなら、この
委員会ですべてこれこういうことについてひとつ皆
さん方の検討を煩わして、何日までで答申をひと
つお願いしますというふうなことでなくて、自
由にとにかく皆さん方——何を取り上げるかどう
か別として、今おっしゃったのはどうも意味がわ
からないんですけれども、強いて言えば、この法
案の中に「目的」というところを書いてあります
が、せんじ詰めれば、この「目的」のところ、こ
れに合うような答申をしてくださいというんでし
ょうか。抽象的にやられるんですか。具体的に
されるんですか。具体的には出さないというふう
に私は今とつたんですけれども、そうした非常に
抽象的なことで、どうぞあととは皆さん方という
ふうになさるんですか。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほど先に越旨みたいなことを申し上げたので、かえって御懸念が出たの、かも知れませんが、まず設置をしていただいて、そしてスタートをいたします前に、当然どのようなことを御審議をいただくかということは、もちろん政府としてお願いすることになると思えますが、このことにつきましては、今この設置法そのものを御議論いただく中で、国会の先生方の御議論もいろいろあるわけでございましょうし、ま

た政府といたしましても、どういう事柄を御審議をいただくかについては今慎重な検討をいたしておきます。ただ、総理の施政方針演説の本身は、例えば教育の議論が起こり得れば、今先生がおつじやつたような理念や幼児教育やいろんなことがございます。ただし、このことを直接やつてくださいということじやありませんけれども、二十一世紀に向けての、そういう新しい教育がいかにあるべきかという御議論をいただければ、当然こうした事柄も御議論をいただく対象になるでしょう。ということを総理が施政方針演説の中で述べられたものであるというふうに私は承知をいたして、いるところでございます。したがいまして、まず審

議機関というものをつくつていただく。私どももいたしましては、どのような審議形態にするかというところについては、新しく審議に加わつていただく諸先生の御意見をできるだけ尊重して、先生方御自身で御決定をいただくことが一番私は、よくいろいろ言われますように、政治が介入をしたり、不当な介入であるというようなく御懸念や御心配があるわけでございますので、できる限り審議会が自主的にお考えいただくことが私は一番妥当なことであろうというふうに考えているところでございます。

○安永英雄君 確かに今おっしゃったような民主的な、お互いに話し合つてやってくださいということ、これはちよつと今まで審議会、これは性格が違ふ審議会もありますけれども、中教審に仕たつて、いわゆる行革の臨調に仕たつて、こういうことはありませんでしたな。こんなの初めてですよ、あなたの考え方は。しかし、早く設置法上げてくれと。まず土俵をつくつてくれと。後の話はその人たちに任せるといふのは、私はこれは審議会をつくる意味ないと思うし、法的にもちよつとおかしい、まあ、法的とは言わないけれども。こんな審議会あつていいだろうかと私は思うんですよ。極めて自由な審議会だといふふうにとれる面もあるけれども、これは他の審議会とも関連してきますよ。

例えば中教審の問題等につきましても、これは激しい文部省の注文があったでしょう。後で私は独れてまいりたいと思うんですけども。免許法の問題あたりはひどいですよ。これは審議会としての性格は多少違いますけれども、文部省の方で、この教員の免許制度について諮問をしますのだから、ひとつ検討してくださいというはあるけれども、この後についておるのは、どういふのかも、私もびつくりしましたよ。教員のいわゆる「諮問検討事項審議用試案」というのがもう早速ついておるんです。「教員の養成及び免許制度の改善について」の諮問に關し、審議のための參考資料として一つの具體的試案を示せば、次のお

りである。今度出ておる免許法そのままそっくりです。違つておるのは「特修」とか「標準」とか、このところだけが違つて、そのままそっくり法律案でこのとりに出さないと言わんばかりに答申を出しておいて、これ法制化して今度出ておる。私は後でこれしますけれどもね。こういうのが今までの例ですよ。中教審だつて、委員の皆さん、まず自分のテーマ設定から始めてくださいというふうなことは初めてですよ。私はこういう審議会というのは初めてで、いかにも政治の権力が入らないようにとか、非常に民主的なこととでございいますので、早く設置してくださいという、私は何か差別されておるような気持ちがしまして信用できないという気がします。これは私の感じですよ。

したがって、時間がありませんから、抽象的な何らかの諮問事項は出すということでしたから、それはそれでとどめておきますけれども。

そうですね。ここでひとつ、今さっきちよつと答弁、大臣されたけれども、文部行政の専権事項とか文部省固有の事務だとか言われるけれども、実際は、本当は文部省の事務あるいは行政上の責任というのは、これはもう教育関係から学芸の問題、文化の問題すべてが私は文部大臣の所管の固有の仕事だと思うんです。あえてこの中から私のところでございますといえば、何を考えているのかといえば、これはやっぱり今の審議会というものを考えておられるんじゃないか。胸張って文部省省庁としては、すべてがわしのところの全部の責任なんだと言うけれども、その中で、先ほど言ったような屋上屋を重ねるような審議会ができ上がる。そこでは、今の話では、ある程度まとまっていはいきましようけれども、どういう結論が出るのか、どういふことをやってくださいというのか、わけのわからぬ審議会が始まってくる。私はそういつた審議会に対して日本の教育という問題の全責任を持っている文部大臣が、あるいは文部省が、もう手を挙げてこの審議会の設置に賛成をされる理由がわからない。これは衆議院、参議院通じての

予算委員会等でも、この問題についてはいろいろ質問をしておる。しかし、あるときは予算獲得のためにというふうなことを強調された面もある。あるいは政府全体としてというふうなことを言われる。あるいは国民総がかりというところまできておる。そうすると、これは文部省というところの仕事というのはどうなんだろうというふうに考えます。私も、先ほどからしょっちゅう使いつけております、これは文部省の固有の仕事なのに分けております、これは。文部大臣と総理大臣そこ置いておいて、総理大臣の方の所管と文部大臣、文部省固有の仕事については、私はそんな気がしてならぬのですがね。そして聞くところまでするものと、文部省の持つてゐるあの中央教育審議会、これは何か休ませるそうですな。休ませるものとかなんとかいうふうなことを聞きますけれども、これはもう各方面からいろいろ質問の角度が違うから、あるときは各省よく保育所と幼稚園の、労働省と文部省の關係でこれができないと、そんな話ができぬと。例えばということでしょう、ちゅう出される。労働省と。そういう点を力説されて、どうしてもこういう審議会つくらなければならぬというふうに強調されるときがあるかと思えば、教育改革については膨大な金がかかるんだと。その金は文部省自体じゃなくて、そういつた機関に預けておいて、そこから金出してもらうということ、これは文部省として望ましいというふうな意味の答弁もあったように私は議事録見ました。これはいろいろ質問の角度とか、その場その場の時間的な問題等もあって、それぞれのところを力説されたんだろうと思うんですけれども、もう事ここに来れば、もう手を挙げて賛成して、これは一日も早く上げてくれ、これはいいんだというのをもう少し整理して、きょうは文部大臣の方から、これをどうしてもつくらなければならぬ文部省としての立場というものを明示していただきたい。

○國務大臣(森喜朗君) 安永先生の教育にかける

情熱、大變多岐にわたる御意見の開陳をいただきました。それからお答えをしいいかちよっと迷うわけでございますが、要は新しい機關を設置をしたいという私は先ほど趣旨を申し上げたわけでありましたが、繰り返しになりますけれども、今後におきます社会の変化や文化の進展に対応する教育を実現するということがやはり緊急かつ重要な国民的な私は要請であろう、そういうふうに私どもは受けとめているわけでありまして、これはお立ち場が違つても、どの政党のどの政治家の皆さんも、そのことが緊急の課題であるということについては私は間違つていないと思つてゐるわけでありまして。したがつて、社会の変化に対応して教育の実現を期していくという必要は学校教育だけではなくて、ゼロ歳からいふ必要は生涯にわたる教育全般のことを教育改革の対象にしなければならぬものだというのがこれが一番の私は大事なポイントだろうと、こう思うわけでありまして。たまたま、その中で先生から今おしかりをいただきましたけれども、幼保の問題とか、総理が言いましたように、学卒後の雇用のあり方などは、たとえとして申し上げましたけれども、こうした問題を避けて通れないということとはたくさんございますし、もちろん文部省と厚生省で話つければいいことだといひますが、先ほども確かに高木先生から外国の大学の先生が日本で手術をできるようにというときに、いわゆる医師法の問題が出てまいりましたけれども、いろんな問題がいろんな各行政部門にみんななかかり合ひを持つてゐる。お互い確かに申教審のやり方で今日までやつてまいりましたけれども、例えば幼保の問題にいたしましても、厚生省と文部省と両方のいふゆる代表する有識者といひうことになつて、結局足して二で割るような面論併記のような答えしか出てこないということになつて前に一歩も進んでいかないわけでありまして。したがつて、政府全体がやっぱりこのことに参加をするということが私は大變重要なことである、こういうふうな私どもは政府としては認識をいたしたいまして、文部省固有の事務にとどまらないで、

關係行政各部の施策との関連をも考慮して総合的に検討する必要がある、こういうスタンスを持っているわけでございます。

もう一つは、何もなくやみくもにと、こういうふうには先生はおっしゃいましたけれども、これも国会で何回か御答弁申し上げましたが、これまでの中教審の議論を踏まえていきたい。ゼロからのスタートではなくて、中教審の御議論を踏まえて総合的に今までの問題の視点を若干変えてみる、検討の角度も考えてみる、こういうことでスタートするわけでございますので、決して屋上屋下という考え方にはならない、私はそういうふうにご考えているわけでございます。

先ほど先生からも御理解をいただきましたが、ちよつと後の駄弁が少し多かったので誤解を生んだのだと思いますが、審議会に何も諮問しないかどうかという点といたしましては、諮問の事項はお願ひをすることになるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、今そのことについて一生懸命に検討をいたしておるところでございます。それが先ほど総理の施政方針、あるいは私も国会の答弁等で申し上げる。そうしていろいろな事柄なども踏まえつつ、二十一世紀に対応する教育はどのようなあり方がいんだろかということと、一つの機軸にした諮問をいたしたい、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○安永英雄君　いろいろおっしゃったけれども、文部省としては文部省が本来果たさなければならぬ仕事、いわゆる教育行政遂行のいろんな変化によつてもう限界がある、どうしてもああいうところでないといふ文部省自身では解決できないという弱音を吐いているんですか、これ。私はそんな気がするんですが、隣の労働省と話し合つて、話がでない、一つの例でしようけれども、実に情けないですな、そのくらいのこと。また総理の一声が必要なら総理のところへ飛んでいったらどうですか。総理の前で労働大臣と文部大臣対決してこの問題片づけるというくらいのことがあるてい

んじやないですか。わざわざこんなそれこそ屋上屋を重ねるというような、私は思います。

すべてのとにかく教育関係については最高の責任者、最高の文部省は責任。しかし、いまさっきの述べられたけれども、どう考えたところで、もう文部省の限界に達して、とても遂行できません。そういうことでこちらの方に審議会をつくるんですという、私はそういうふうにしかならないんですが、なぜこれをせにやならぬのかまだ理解できないんですが、もうこの時期に来て設置法をつくって提案しておるという段階で、もうざっくりとらんと言っているんじゃないですか。特にこれは文教委員会ですから、参議院ではここであるいは審議するかもしれないという話も聞いています。手

ざっくりとらんと言っているじゃないですか。手には負えませんと言っているじゃないですか。例えば一つの問題と言われた保育所と幼稚園の一元化という問題はできませんか、この審議会にかけなければ。もう一回、私は不明確です。まだわかりません。なぜ文部大臣が、また局長もおればあれもおるですけれども、実に私は情けないような気がするんです。文部省の責任のあるものを総理の諮問機関に持つていつて、これはさうでしよう。答弁見ますと、そこで諮問をする。さうすると、これは尊重すると言つて総理がそれを受ける。受けてそれから、大臣の答弁じゃなかったかと思ふんですけれども、それによつて関係閣僚会議か何かを開いてそしてそれが予算になり法律になつていく、こういう形というのを説明された議事録を私は読みました。違つておれば言つてください。諮問が上がつてきた、答弁を得た、それは大いに尊重しますとなつてゐる。尊重した後どういう運びになるんですか、これは。

○国務大臣(森喜朗君) 今の御質問に対してお答えを申し上げます前に、文部省がもう限界でそして教育を何かちよつと言葉はよくありませんけれども、何か文部省でもうやれなくなつて、そして総理に任すんじゃないか、こういう御心配をいただきましたが、逆でございまして、むしろ教育は大変大事で、教育がまさに各行政機能の中で、もちろん皆同じそれぞれの固有の事務を持つておりますが、どの役所にも深いかわり合いを持つて、むしろ教育は文部省が今一番重要な意味では行政部門の中で重要な段階を迎え、非常に大きなウエイトを国の施策の中に占めてゐる、こういうふうにして、総理が政府全体の立場でこうした問題を長期的に検討しようというところでございまして、が、総理だけのおやうになるということであれば今の先生のようなそうした御不審も出るかもしれないが、この法律案の中にわざわざ文部大臣の意見を反映するような条項も幾つか織り込まました、事務局には文部事務次官を充てることにいたしましたり、従来の八条機関にないような工夫をいろいろ凝らしておりますのも教育がいかに大事か、ちよつと言葉はききだけれども、まず今日の内閣の中で、まさに文部省は主役なんだ、こういう私どもは意気込みを持つておりますし、そういう国民的な要請を踏まえてこの問題に対処しておるんだということを、これは先生も十分そのことを御承知おきをいただいておりますが、あえて私も文部大臣としてそのことを先生に申し上げておきたいと思ひます。

○安永英雄君 それにしても日本の教育そのものに全責任を持つてゐる文部省、文部大臣、これが先ほどの説明その他で手をやいておる、総理に言わせやうなつておらぬ、文部省は弱腰だ、あばら家、雨漏りしてゐるやうなものだというふうな例

も何か外で演説されたことも書いてありましたけれども、みそくそとにかく総理から言われて、おまえのことは限界がある、これ以上はおまえのことは任せられぬ、おれのところに持つてこいと、こういうのが大体実態じゃないですか、総理の考え方は。それについて私は文部省怒るべきだと思ふだけども、怒らずに主体的に私どもが握つておりますと言つたつて、中教審もちゃんと持っている。私はどうもやっぱり納得できない。先ほど私もわかるだろうとおっしゃつたけれども、私はまだわからぬですね、この点は。何でもあそこを持つていったのか。どえらいものが出てきますよ、あそここのところ。どんなものを審議してもいいような形で。例えば免許法の問題にしても、私はちよつと触れたいと思ふんです、時間がありませんから。

これはたまたまと言つておりますが、文化教育の懇話会ですか、総理が私設で。あそこあたりの報告書あたりも見ました、あなたのところの手の元の中教審の中間報告あたりを見ましたも、教員の資質の向上、こういった問題については全部触れていきますよ。そして、別にこの何といひますか、免許法とか、その制度をいじるよりも、むしろ教員が腹いっぱい研修できるような教育環境というものをつくるべきだというふうな意見が非常に強い。強いですよ。私はちなみに聞いてみました。どうか。今度の免許法を出して予算の上では何を付けています、これ。ただ免許法だけで、これに伴う予算というのはいくらもありませんよ。例えば、この免許法については。単位をふやす、現役の教員は勉強しろと。大学院出たまでの単位を取れ。どこで取ります。いつ取ります。どこで勉強します。今の教育現場見てみなさいよ。取りに行かためには定数の相当の充実をして代替の先生を置いて、大学でも勉強に行かせるといふ予算をつけていますか。何もついていない。第一その単位を与える大学、研修に行く大学、これがありませんか。きょうはもう時間がないからすぐ聞きますけれども、膨大な、とにかくこの免許法で一つ

の上の段階を取らうと思へば、これはふさわしい教育機関も必要だし、施設も必要だし、いろんなことを準備しなきゃできない問題です。私はこれは新聞情報ですから、だれが言つたか知りませんが、現職教員の研修に対する自発的な意欲を助長することを図つたと、そのために出したんだと、こういうことを言つてゐる。これが私は役人根性というものですよ。官僚というものです。競わして、そしてもう一つ取らにやあ上の名前がついたところに行けぬと。そういう意欲をこんな発想で、教員のいわゆる資質の向上というものを図ろうなんというふうなことは、私は、これは今までの例がたぐさんあるでしょう、こんなもの、勤評から学テから。ちよつとして競わせる。小手先のことで、二十一世紀を目指して教員が本

当に力をつけていくためにはこんな小手先で免許法をやつて、もう一つ取らぬとだめなんだというふうな、こんなことで資質の向上を圖つていくというふうな、そういう私は役人根性はやめてもらいたい。ましてや、これは先ほど、何が出るかわからぬけれども、教員の資質の向上というのは、総理もあの演説の中にも入れてあるように、また今後の教育の発展のためには教員の資質の向上というのはいくら必要ですよ。これは大きな審議をするときの中心にならなかならない。それが小手先で三つぐらいに分けて、今、朝から晩までフーフー言つて、今の教育の荒廃その他の問題を必死にやつてゐる。とてもじゃないが今から大学に行こうなんというふうな余裕はない。こういうたものにはこの免許法を出す。しかも、この前、答弁見ますと、大臣はこれは文部省の固有の事務でありますから、審議会とは関係ございせんので、これは進めまますと、こう答弁がありますが、今でもさうですか。そんな小細工はだめですよ、これ。本当に教員の資質の向上を図るためには、勉強できるような、資質を向上できるような環境、大学をどこそこに行つたら、いつでも公開してゐるところで単位をとれるやうになつていまして、その旅費はどうなるのだ、代替の先生、生徒

を休ませるわけにはいきませんから、単位を取る定数というのは相当な数になると思ふけれども、そういう準備、そういうものを全部準備して、そしてこれはすぐに何も役立ちませんよ。この免許法が改正になって、改正した途端に教員の資質の向上なんというの図られるはずがない。じつくりやらなきゃならぬ問題ですよ、これは。

もう一遍聞きますけれども、大臣、固有の事務とは言つても、これは一たん決めたら後帰りはできませんよ、こういう方法でやつたら。単位、一生懸命取つて、何日行つて、こうやつてテキスト何ぼ書いて、論文何ぼ書いてら單位が何ぼになる。そんな仕事の中で本当に教員の資質の向上図れません、そんな競わせたような形で。私はそういった意味で、もう一回、ひとつこれは私は撤回してもらいたいと思う、この免許法。する意思ありませんか、大臣。

○國務大臣(森喜朗君) 教員の資質能力の向上を図るということは、常に教育の基本的な課題でございます。いかなる教育、どのような諸制度を完備いたしましたしても、教育の最大の影響力は先生にある。これはもう先生方皆さん御承知おきをいただけることだろうと、こう思います。したがいまして、今度をお願いをいたしました免許法の改正につきましては、いわゆる教養審の答申に基づきまして新しい免許法の改正を提出をいたしましたものでございまして、このことは今先生からも御指摘がございましたが、文部省固有の事務でございますし、新しい教育審議機関は長期的なテーマを取り組むものでございますので、文部省といたしましては、持っております固有の事務につきまして、教育行政につきましては間断なく進めていくということが私どもとしては正しいと考えておりますので、撤回するという考えはいたいたしません。ぜひ国会において御論議をいただきたいと、こうお願いをいたす次第でございます。

○安永英雄君 それじゃ、そこまで言われるんなら私はもう一回聞きますがね。文部省の固有の事務、固有でない事務、はっきりしてください。

○政府委員（齊藤尚夫君） 補足して御説明を申し上げます。

今回 新たな審議機關を設けまして審議します
趣旨は、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、学校教育のみならず、いわばゼロ歳からの生涯にわたる教育全般について御審議をいただく、そのようにいたしますと、これまで学校制度につきましては、例えば文部省だけでやれる、いわば文部省の固有の事務について中央教育審議会とで審議していただいた、あるいは審議していただくということで作業は可能であるわけでございますが、そのように教育全般にわたります改革を行うためには、例として大臣からも申し上げましたように、例えば幼児期の教育の問題をめぐって幼稚園、保育所との関係、あるいは学校卒業後の雇用の問題、そういう行政各部の施策との関連が出てまいりますので、文部省固有の事務と他省庁との関連とも考慮いたしまして、総合調整機能を持ちます総理府にこの審議機關を設けるといふようにいたしましたわけでございます。そういう趣旨で御理解をいただきたいと思います。

○安永英雄君　その説明聞けば、今、文部省がやらなきゃならぬのは教育全般、全部じゃないですか。そうでしょう、今まで従来文部省がやってきたことはずっとやりますと言うんだから。そうすると、総理がとにかくこの教育問題にしゃしゃり出てきてね、そうしてそこでおれがやると、こうやってだね、そうして教育全般について本会議場で施政方針演説七項目、こういった問題についてはおれの手で解決をする、改正する、教育改革をやる、こういったら文部省は本来の任務なんというのとはなくなっちゃうんじゃないの。本来から私は文部省の解体論者ですよ。私はいいい時期が来たと思ってる。あの内務省が解体して、国家公安委員会、警察庁、自治省、あれは今、省になりましたけれど自治庁、こういうふうに解体された。今総理が考えておるような、二十五人なら二十五人、本当に国民の中で選ばれてきた人を中央教育

委員会というものにしたらどうだと私は思う。文部省は文部庁、私はその方が一番民主的だと思う。地方教育委員会は教育委員会がやっている。中央の方は文部省が依然として残っている。戦後文部省の解体は、これは論議になった。ちょうど六・三のあの問題が起こったものですから、省としての形とつかなないと、予算その他の問題があるからあれですけれども、あの当時教育委員会制度に全部かえてしまふ、中央も中央教育委員会制度にかえる、こういった形でいけばいいんで、二十五人、国民の中から二十五人民主的にこう選んで、そこで教育全般についての審議してもらつて、そこから決まったものを執行していくのを庁になったらどうかと私は思う。私は、念願、日ごろ考えておつたことが到来してきたと私はいつも思っている。私はいつそそこまでやつた方が民主的じゃないかというふうに考えます。これは私のあれで、大臣にそのことについての見解は聞きません。いや、まあ聞いたって大臣失業するのて……。どうですか、答えますか。

○國務大臣(森喜朗君) たびたび申し上げておりますが、二十一世紀という言葉はききざな言葉で、お耳ざわりかもしれませんが、十五年、二十年後と申し上げてもいいし、五十年後と申し上げていいのかもしれませんが。いずれにいたしましても、将来の日本の国を担ってくれる青少年のために、教育はどのようにあつたらいいのかという御議論を幅広くしていただこうと、こういうことでございまして、その御議論の中で安永先生がおっしゃったような御意見も出るやもしれません。それもまた一つの意見として、私は一つのやはり示唆に富む考え方かもしれません。もちろん最終的には皆さんでお取りまとめをいただいて、政府に御答申いただくことでございます。いずれにいたしましても、日本の教育全体について御論議をいただくことでございますから、先生はそういうお立場をとられるかもしれませんが、私はそのことが文部省が低下したとか、形骸化したとか、力がなくなつたとか、総理がしゃしゃり出てきて、文部

大臣そのけそのけと言っているというふうには私は受けとめていません。むしろ、いろんな教育問題は国会を通じて、各党会派の皆さんでも今日までいろんな御議論をいただきました。私も文部省が一番好きな役所です。私も当選をいたすつしましてから十五年間、党の文教部会の中にずっと籍を置いて、文部省の予算のことをお手伝いもしてまいりました。そして今ほど総理が、まさに内閣挙げて教育を大事にしようという姿勢を貫かれたということは、私は大変うれしいことだと思っております。そういう中で、先生、御心配いただくことは大変ありがたいけれども、文部省がどっかへ吹っ飛んでしまうような、そんなことにならないために、この設置法の中にも幾つもの工夫を凝らして、私は文部省のみんなが努力をしてこの法律の提案にまでこぎつけたわけでございます。今後とも新しい角度からいろいろ御議論をいただくものと思えますけれども、あくまでも教育は日本の国の行政あるいは政治の中の一的大事なものであるという、そういう認識で私は担当していき

たい、こう願っているところでございまして、いろいろ御意見をいただきましたことは、先生の教育に寄せる大きな今日までの業績の中における私どもに対する御心配、あるいはある意味では御激励であるというふうに受けとめながら、むしろ私は先生のそういう御意見は感謝をしてお聞きをしたい、こんな率直な気持ちでございしますので、どうぞ今後とも教育改革に対しますいろいろな意味での先生方の御指導や、また高邁なる御議論をぜひ国会の場でも御展開をいただきたい、このようにお願い申し上げておく次第でございます。

○安永英雄君　私は先ほど別に冗談で言ったわけじゃないんで、また大臣も率直に受けとめて、あるいは今度の審議会の中で、二十一世紀を目指して私が考えてるような民主的な教育行政というものができるかもしれない。私はこの点は一致しておると思うし、まあその文部省解体そのものについては意見が違うかもしれませんが、少なくとも民主的な私は教育行政というものが行われなきゃな

らぬという点については一致したと思うんです。

そこで、私もついでに申し上げておきたいと思ふんですけれどね、教育の荒廃という問題についてはいろんな論議がありました。国会の中でもあった。きょうも聞こうかとは思つたんですけども、もう時間がありませんので、大臣と私は恐らく同じじゃないかと思うんだけど、現在の非行とかあるいは暴力、そういう問題はどこから出てくるのか、どうしたらいいのかという問題が論議される、そのたびに、社会が悪いんだと、家庭が悪いんだと、これは家庭の責任なんだと、先生が悪いんだと。ひどいところになると、労働組合がつくっているから悪いんだ、日教組が悪いんだ、いろんなとにかく八つ当たりがあつちゃつちやに來ておつて、制度も悪いと、したがつてこういう幅広い検討をしましょうというふうなことになつてきると私は思うんです。その中で私はいつも忘れちゃならぬのは、そして至極話に出てこない——今の文部省解体論じゃないですけども、教育行政、文部省を中心にして、地方教育委員会も含めて、教育行政がこの荒廃の道に走つていく一つの大きな力を示しておたということを私は反省しなきゃならぬと思う。これが余り出てきていないんですよ。私は、教育改革の中で、今のいいやゆる中央教育委員会制度もさることながら、次のようなこともいままで長い間やつてきて、文部省も知らず知らずに、あるいは知つてかどうかしりませぬけれども、教育の荒廃の原因は私に言われれば文部省の教育行政にある、こう言つてもいいくらいなところを見詰めたきゃならぬと思う、反省しなきゃならぬと思う。その点を私は申し上げ

理屈は抜きにして、一番大きな文部省なり政府が教育行政の上で過ちを犯したのは、これは教育委員会の公選制をつぶしたことです、三十一年に。これが大きい。あれまでは教育という問題は一般行政と対立して、あの当時は教育委員長は教育知事と言われた。あの発足の精神に返らないといけないと思うんですよ。これが一つ。どうして

もこれは公選制、地方教育委員会は公選制——任命制じやいけません。そして、やはり教育問題については、教育予算の提出権もあったんだ、提案権もあった。そして知事部局等は予算のときには必ず教育委員会と合い議しなきゃならぬ。合い議も調わないということになれば、対立予算として議會でやった。私は何回も教育委員会の予算、出た予算が通過した体験を私は事実持っています。それくらいに教育の権威というものはあったし、またそれだけに国民に対して直接の責任を負うという教育基本法の精神、これがこれぐらい行政面で具体的に出来たものにはなかった。あえて私はこれを、公選制を切ったかという点についてはあえて触れませんが、これは大きな民主的な教育、いわゆる今では弾力性とかなんとか言いますがけれども、弾力性を失わしたのはここです。これが出発点です。

そうして次には、やはり教育課程の法的な拘束力というものを急に持ち出してきた。あの戦後の開かれた教育ということで、指導要領あたりも一試案と、教育現場でとにかく創意工夫をやつてやれと、こう言つたのが、今度は、法的な拘束力がある。それに伴つての教科書の検定制、昔の検閲です、これ。あるいは管理職を強化していく管理職制度。こういつたことで学校はいわゆる管理体制というものの中に入つてしまつて、その中で教員の自由な潤滑な教育ができますか。教員が強い、教員が悪いと、こういう批判もあります。文部省自身も持つてゐるんじゃないですか。どこから出てくるのか、こういうことが。こういうことを反省してもらいたい。これが二十一世紀に向かつての教育行政改革ですよ。これをやらないと、今の自由なとか何とかといううなことは生まれません。

時間がありませんから、そういった点の私は考
え方を持っているんですけども、改組とかなん
とかいうようなことじゃなくて、文部省が教育行
政上でやっていったことで、現在の日本の暗い、

あるいは今の非行問題とか、あるいは全般の教育の荒廃というものの中に、今後やっぱり考えなきゃならぬぞという点を多少申し上げたんですけれども、まだ述べれば幾らでもあるんですが、機会はああると思うんです。

総じて私は、文部省はけろっとしておる事態ではない。行政という問題から、それに携わる文部省としての反省はないか。地方教育委員会に対しても、これは皆さん方から希望がないか。こういった点についての所感をひとつ一括して文部大臣の方からお答え願いたい。

○国務大臣(森喜朗君) いろいろと安永先生から教育に対するお考えを承りました。大変、私自身も参考になることが多くございました。

しかし、冒頭に申し上げたように、日本の教育は私はすばらしい発展を遂げてきたと思います。そして、戦後の混乱の中から今日の繁栄を来したというのも、やはり教育が基本として国民の中に定着をして、そしてすばらしい人の和、そして人々の努力、そうしたことが自由、潤達、奔放に今日の国民の中に息づいて、そしてこれだけの世界的な国家になっていった。私はそう思っております。

そういう意味では、諸外国の皆さん方も日本の教育に対して大きな注目を集めてきております。それは何も文部省のみならず、地方教育委員会あるいは先生方みんなが努力して、ここまで日本の国の教育を定着したものだと思うんです。

私は、先ほど申し上げましたように、いかなる立派な諸制度も、やはり世の中の変化と社会の対応にある程度こたえていかなければならぬ。すばらしい学問も遂行できたし、学校も普及をしまし

たし、みんなが多く高等教育については、午前中の議論にもございましたように、三十数%を超えるという、高等学校については九〇%を超える、

こうした普及率を見たというのも、やはり日本の
国の教育の誇り得る成果ではございますが、その
反面、いろいろとまたひずみも出てきておりま
す。それが自閉症児あるいは登校拒否、乱塾時

たことは事実でございます。

したがって、基本的には教育はどうあるべきかということをお議論をいただくということで、今お願いをしておけることは、もうこれは繰り返しになりますので申し上げませんが、文部省も今日まで大変な努力もしてきたわけでございます。どうぞひとつ、今、先生がいろいろとお話をくださいました事柄なども、十分に文部省は踏まえて、さらに日本の教育がよくなるように、そしてまた子供たちが本当に適切な教育環境の中に学び取ることができるよう、そのようなことに私どもさらに努力をしていきたい、こんなふうに思っております。

公選制につきましては、いろいろ御議論もあることでございますが、ちょうど私が子供のころに、教育委員会の公選制時代も、いささか記憶をいたしておりますが、大変教育委員会の選挙をめぐって、いろんな形で私は政治的に大きな動きを子供ながらにも感じ取っております。

教育は政治的に中立をということがもちろん大事な基本的なことでございますだけに、かえつて政治の中からできるだけ遠ざけて、今日の公選連立の制度、いろんなその中に中立が侵されないような仕組みがしてありますので、この制度を維持していくべきだと私は考えております。

○安永英雄君 私は、端的に教育行政というものにも見直さなければならぬ面がたくさんあるんじゃないかということを申し上げて、今大臣がおっしゃった中に入っておったような気もするわけですから、これは真剣にひとつ考えていただきたいと思うんです。

大臣の所信表明の中にも、学校の中で校長を中心にしてうまく学校がいくようにという方針等も出ておりましたが、私はやっぱり行政関係もひとつと

つ反省をして、そして二十一世紀に向かつて全力を挙げて行政側も現場の先生方も一緒に進んでいくにかく教育の改革、こういうものに進んでいくという状態をつくらなければならぬ。そのため

には行政がどうすべきかというのは、やはり長い間の反省も行政側にも必要じゃないかということをお願いしたわけで、この点は先ほどの答弁の中に入っておったと思いますので、これはひとつ十分話し合いをやったり、具体的な策あたりも出していただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、九州産業大学の問題につきまして、多少質問を申し上げておきたいと思っています。

これも予算委員会とか、その他で出ておりますけれども、私は地元ですから詳しいんで、多少具体的に聞いてまいりたいと思います。

非常に簡単でいいですから、この九州産業大学の問題についての今日の文部省の指導というもののについて、概略説明していただきたいと思うんです。

○政府委員(阿部充夫君) 九州産業大学の問題でございますけれども、これまでの経緯を概況申し上げますと、五十七年の秋にいわゆる経費補助金の不正受領が発覚をしたというようなことを契機といたしまして種々問題が判明をいたしましたわけでございまして、この九州産業大学、これを経営しております中村産業学園に對しましては、まず文部省といたしましては五十七年度の補助金の不交付を決定いたしますと同時に、それまでの補助金のうちの相当額、総額にいたしまして二十六億円という金額の返還を命ずる。そしてさらに、それに加えて行政上の指導といたしまして、理事体制の刷新ということを中心に入学者選抜方法の改善等五項目についての指導を、これは五十八年二月に行ったわけでございます。

その後、同じ二月の末に中村産業学園からこれらの五項目についてかくかくしたいという回答があったわけでございますが、入試改善等の四項目については文部省の指導の方向に沿った改善を目指しているという状況がうかがえたわけでございしますけれども、最も重要な項目である理事体制の刷新につきましては数年後に考えようといううなたぐいの、文部省の指導方針に即しているとは到底認められない種類の回答があったわけでございします。

したがって、文部省といたしましては、いわばその回答を差し戻したと申しますか、これでは到底了解はできない、さらに検討を重ね、文部省の指導に沿ってほしいということを申し渡しをいたしました。以後、粘り強く指導を重ねてきたわけでございしますが、昨年の十二月十八日になりました、当該学園では当時の鶴岡理事長が退任をいたしました。後任に稲井鉄鳴氏という方が選任されたというような形で理事体制の組みかえが一部行われたわけでございします。

しかしながら、このような体制の変化と申ししますか、の自身につきましても、これまでの情勢その他諸般の状況を判断をいたしますと、実質的に文部省が言っているような改善ではないというふうに判断されましたので、これにつきましても、さらに社会の信頼にこたえられるような理事体制の刷新の問題について、引き続き真剣に検討し、早急に対応してほしいということで、ことしの一月に新理事長があらはれ見えた際にも、正面から御本人に對して失礼であったかとは思いますが、そういう指導を行ったかというようになことでも、その後さらに引き続き指導を重ねている現状でございしますが、まだ十分な回答を得るには至っておらないというのが現状でございします。

○安永英雄君 三月の七日の日に九産大の代表が文部省に來ているということですが、これは文部省の方が呼んだんですか、向こうが来たんですか。

○政府委員(宮地實一君) 先方から参ったものでございします。

○安永英雄君 そうすると、いまさっきの以降、文部省としては九産大に對して指導というのは、どういう形でやりましたか。これは自発的に向こうが出てきたんですか、三月の七日は、呼びつけたんじゃないんですか。

○政府委員(阿部充夫君) これまでの指導の仕方

として、呼んだ場合もございしますし、先方から事件がある当時、その関係で御報告に見えろという形もございしますので、両方の形態のものがまじっておるわけでございします。

○安永英雄君 この七日の日に文部省に來たのはだれですか。そして文部省はどなたが会われたんですか。

○政府委員(宮地實一君) 大村学長が三月六日に……

○安永英雄君 いや、七日のことを聞いて、三月七日。

○政府委員(宮地實一君) 七日には來ていないと申しておりますけれども、文部省で対応いたしましたのは、大学課の城倉企画官と加藤学校法人調査室長その他の係官でございします。

○安永英雄君 七日ですか。七日じゃないんじゃないんですか。

○政府委員(宮地實一君) 担当者から六日に見えたというぐあい聞いております。

○安永英雄君 この六日に來たのはだれとだれ、会ったのはだれとだれ、文部省の。

○政府委員(宮地實一君) 先ほどお答えしたとおりでございまして、大村学長がお見えになりました。文部省で対応しましたのは大学課の城倉企画官、管理局の加藤学校法人調査室長外係官二名というぐあいに報告を聞いております。

○安永英雄君 城倉さん以下五名、名前を後で私の方に知らしてください、会われた人の。

このときの話はこういう話でした。

○政府委員(宮地實一君) 卒業生の四名の単位認定に絡む問題で見えまして、六日に大村学長から、入学者選抜の実施規則の改正、成績原簿の点検、卒業までの日程などについて説明に見えたと報告を聞いております。

○安永英雄君 これは卒業式の問題等で、学長を首切ったという、あの時点の釈明に來たわけですか。

○政府委員(宮地實一君) 六日の日にはその話は聞いておりません。

○安永英雄君 学長の問題について、この学長はなかなか不慮で、だから処分したということとを言って、これは文部省の方として、別にこの問題について、なぜ切ったんだとか、それはいいじゃないかというふうなことは言わなかったという話ですが、それが一つ。それから理事会の刷新、これはやっておりますけれども、これ以上はなかなかできません。運営の刷新は、文部省の方から、その話はやめてくれと、こういうことでございまして、こういう話が既にこのときに來ておった産大の側から帰って報告があつておる。それから、大村というのには学長ですが、大村を中心とする先生たちのあり方、各部長教授会から拡大教授会、そして全学拡大教授会と聞いて、そして理事会の決定を覆すようなやり方については文部省も何とかしてきませんかと、こう言ったら、これは回答はなかったと。そこで、行った人に理事長が、それじゃ文部省の方の行政指導の結論は出なかったということかと、全然具体策はなかったと、こういう報告をやっておる。

そのほかたくさんあるんですよ。とにかく文部省の方では指導をしたところ言わけれども、今や学校の中はでんやわんやですよ。卒業式なんていうのは、もう学生や卒業生や、とにかく大声でどなりながら、理事長帰れと、こういう状態も起っておる。

かてて加えて、とにかく鶴岡理事長去った後、もうむちゃくちゃな業務命令等もやっている。人事その他についても私は時間があればもう少しやりたいと思うんですけども、人事についても、とにかくまだまだ前の学長の一連の連中が、教授会には口出しはさせない、人事の問題についてはこれは理事会の専決事項である、こういうことを業務命令で出して突きつけておる。こういう点とか、それから人事の妨害、それから役職員の選考あたりのやり方等についても業務命令を出して、そしてこれを変えさせようとする。これは私は明らかに学校教育法の五十九条の違反じゃないかというふうに考えるんですが、この点はどうか

すか。現在、指導をしているというのは、こういう実態を知って指導されておりますか。

○政府委員(宮地眞一君) 大学の中で、例えば教員採用の手続でございませうか、あるいは学生部長、教務部長等の役職の選考問題等については、大学側の状況についても私も状況は把握をいたしまして指導しているところでございます。

○安永英雄君 これ以上私は中身は言いませんけれども、文部省の名前を指して、上京していろいろ話しますけれども至極好意的であつたとか、文部省に行つたら知つておる人ばかりで、そういう人たちはそうまで、地元の新聞がたたくほど我々はその文部省じゃ人氣が悪くないんだとか、この議事録あたりもう少し見ますとね、今度は教員の首を切ると、首を切ると十年戦争になる、十年戦争になったら五年先の国からの補助金がもらえなくなる、ここに何か工夫はないか。今度首切つたりすると十年戦争になつて、五年分はもらいたいんだけれども、それが十年になつたときはもらえぬことになる、さあどうだろうかと言つたら、理事長あたり昂然と、五年先になつたらそういうものじゃないよ、五年先はまた交付金もらえらんだよと、こういうことを口走つておるところ等もありますから、私は少ししか言いませんけれども、しよつちゅう出てくるのが、彼らは文部省を甘く見ている。地元の新聞やら見たことあります。そんなことを向こうは口走るんだから、文部省も少々これはのませられてるんじゃないか、少々もらつてゐるんじゃないか、私学財団もそうじゃないのか。私学財団に行つたら、首になつたあの学長が、御苦勞さんと言つて玄關まで皆出迎えに来るし、帰りがけは玄關まで送つておる、そして学長頭張つてくだされと、こんなことまで言つてゐるというところは逐一出てゐるんです。私は文部省を信頼します。文部省がそんなことをするはずはない。ないけれども、余りに今さっきの対応を見てみると、私の質問も時間がないから言わなかつたけれども、あなたが言つたような指導じやだめですよ、あそこは。呼びつたり、向こうが

自発的に来てみたり、そういうことで指導しております。なぜ現地にいきません。もう少く厳しい態度でやらなきゃあな、あなたのところ五項目やつて全然内容が、向こうは計画ないじゃないですか。そこらあたりに、私は甘く見られてゐるところに一つの問題がある。事實はそういうことではないと私は確信しています。確信しているけれども、向こうはしたたか者ですよ。そういうことでも、向こうはしたたか者ですよ。そういうことでも、一番傑作は、もう質問があつたそうですけれども、莫大などにかく退職金三億六千五百万、あれだけ学校の名譽も傷つけ、教育をむちやくちやにやつた鶴岡前理事長に対して、出しも出したり三億六千五百万、それから、長崎で初めから自分のこれはもう別荘と思つて建てたんでしようけれども二九百万の、この名目は大学の研修所、大学当局によつて、これ学生でもここを利用したかといふと一通もない。自分の故郷の方に帰つてきたときの別荘ですよ、これ。初めからそんなんです。大学の研修所じゃないんですよ、これ。研修所名目に建ててゐるけれども、一通も使つたことはない。自分がお国入りしたときの別荘ですわ。みんなあの近くの者は別荘と思つてゐる。学校の研修所なんて思つてゐるのは一人もいない。それをまた御丁寧にこれも差し上げます。約四億に近いくにかく退職金を支払う。これは文部省の指導で、第一この鶴岡前理事長がずつとにかく年間六千万の給与をもらつておつた、それはひどいじゃないかといふことで文部省の方も今度は基準等を設けて、高く出したものはその分だけは交付金から差し引く、こういう基準になつたのは、この鶴岡のいつももらつておつた年俸ですよ、六千万になつてゐる。それにまたこれ四億つけ足しておるんですよ。私は文部省がなめられておると思ふんですよ、これ、あれだけ指導をして、依然としてあなたこれやつておるんですよ。近く、これ事実かどうか知りませんが、鶴岡前理事長なんといふのは前の学長の宿舎を依然として使つておる。学校の車は使つておる。悠然として使つておる。

。そして、最近では、何かまた学校の一部の仕事に返つてくるような話もある。そして、議事録は、いろんなことは読みませんけれども、あれはもう、今の学長あたり、たつき殺せ、こういうことまで、これは表に向こうは出してゐませんがちゃんとこつちはずつと聞いています。これじゃ私はどうにもあそここの学校、これは文部省が考えておるような刷新はできない、これは相当の手を打たなきゃならぬ、こういうふうに見えるわけですよ。したがつて、私は文部大臣の考え方を聞きたいと思ふんですけれども、この問題、文部省、本当に本気で乗り出して、この問題解決といふことに力を注ぐと——いつも質問をすると、調査をしますとか前向きでこの問題という話ですが、もう限界来てますよ。これは限界来てます。この点についてどう大臣思ひますか、九産大の問題についての解決法。

○國務大臣(森喜朗君) 昨日も久保委員から予算委員会の一般質問にもこのことの御質問もございました。今、安永先生大変憤つて御質問いたしましたが、決して文部省はのりくらりやつておるわけではないわけでありまして。ただ、基本的に私立大学といへども大学の自主性、大学の自治、これを正しく守つてやることは基本的な文部省のスタンスでなければならぬと思ひます。たとえ数少ない一、二校問題だとはいへ、文部省がそういう大学の基本的な立場を侵すようなことがあつた場合には、これは大学に対していい影響を及ぼさないと、このことにもなりますので、あくまでも当該大学の反省の中で文部省の指導に従つてもらいたい、こういう気持ちで今日まで取り組んできておるわけでございます。

先ほど阿部管理局長からも本人を前にかなり失礼ではあつたかといふことでありますが、国会用語でございませうから、自治体制の刷新というようなきれない言葉で表現しておりますが、端的に言えば、私が言つてもいいとこれは思ふんでありますが、あなたがやめなさいと、やめなかつたらこれは前進しませんよといふ、そうした意味のことを

はつきり今日まで文部省も指摘をしてきておるところでございます。ただ、今日までいろんな議論を踏まえてまいりますと、どうも世間で通用のしなないことが多過ぎる。今先生が新聞見ながらおつちやつた退職金のことなども、きのうも久保さんからも御質問ございましたけれども、どう考えても、これはやつぱり世間が納得しませんし、ましてや高等教育機関に携わる人々の模範にならなければならぬ人がこんなことをやるということは私も極めて遺憾なことでございます。ただ、この問題が大変残念なことでございます。ただ、この問題が起きました直ちに経常費補助の打ち切りをいたしました。経常費補助を打ち切つてしまふと、これも文部省の今の法律の中では弱いところでございます。逆に縁が切れてしまふわけでございます。調査とかいふようなことが現実の問題としてではできなくなる。逆に言えば、このことを盾に九産大がもし文部省を愚弄する、先生から御指摘がありましたようなことをもし、おやういふことをおやりになつておるとするならば、私は重大な問題として文部省も新たな対応を考えなければならぬ、私はそのように事務当局に指示をいたしておるところでございます。願わくば先生のこれだけの、しかも地元いらつちやつて極めていろいろ御精通をされた中で、この国会でこれだけの議論があるわけですから、この議論が学園に伝わつて、学園がみずから反省をしてくださることを私は切に望んでおりますけれども、既に新聞にも出ておりますから、ここで御質問はございませんでしたけれども、先生の時間も切れておるようでございます。先生から、国士館大学の問題につきまして、文部省と大学側のお互いの信頼感の上にこの大学行政というのがあるべきでございませうから、そのことを逆に悪用し、盾にして身勝手なことをなさるといふことであれば、文部省もそういつまでもなめられてはいかぬ。私は少なくとも大臣であり政治家

であります。しかも、私立学校振興助成法、私学財団法、命にかけて我々がつくった当事者でもありますから、そういう意味から言いましても、私学全体にこのことが影響を及ぼして、一般のまじめな大学にまで影響を及ぼすというようなことが、国民的な合意が得られないというようなことがあつては、私は重大な文部省の責任だといふよ

うに言わざるを得ない、こう思いまして、場合によつては立法的な措置で国士館大学について反省を求めるといふことのそういう段階へそろそろ入つたとしてもやむを得ないのではないか、こういういうことを私は衆議院の文教委員会でも申し上げたわけでありませう。もちろん今も申し上げたやうに、そういう議論を踏まえ、また私どももそういう気持ちになる、そういう感想までも持つというう事態を、大学側としても、もつと真摯に受けとめて、的確な改善をせむしてもらいたい、こう願うのは私の本心のところでございます。したがいまして、もし、こうした事態がいつまでも続くといふことになれば、国士館大学に対して私が申し上げたやうな答弁も、この九産大中村学園に対しても当然そのことが及ぶ事態になる、こう私は言わざるを得ないと思ひます。

○安永英雄君 終わります。

○高桑栄松君 私の先輩の方々の御質問で私が言おうと思っていること幾つか重なりましたので、それでは予告申し上げなかったようなアドリブ質問も加えさせていただきたいと思っています。それから、まだほんのつい最近まで大学の先生していましたので、若干レクチャースタイルが入るかもしれませんが、御寛容ください。

まず、アドリブ質問の第一は森文部大臣の身長、体重を承ります。

○国務大臣(森喜朗君) 最近はかつておりませんけれども、大臣に就任いたします前は九十五キロ、一メートル七十五ございました。最近は心労で大分減量されているのではないかとということを期待しておるわけでございます。

○高桑榮松君 九十五キロで百七十五センチとい

うのは大菱オーバークエートでございます。これでは健康管理がうまくいかないのではないかと。しかし、森さんはもちろん仕事をするタイプで、おられますから、一年後にどれくらい減るか、二年後には健康優良児に近くなるか、興味を持って見ておりますから、どうぞひとつ健康に御留意して頑張ってくださいと思います。

そこででございますが、さきに私が医学教育会議のお話をいたしました。これもアドリブ質問でございしますが、昭和五十五年に医学教育会議の設置についての勧告申し入れをいたしました。これは医学、私学、薬学、各界の全員とぞつての十年来の悲願でございます。昭和五十二年、つまり、その三年前には「医学教育制度の総合的運営並びに体制の整備について」という申し入れを行いました。つまりこれほど悲願をかけてやってきました。

ところが、私はみずからもやったわけですが、文部省に行くところは厚生省と、こう言われるんです。厚生省に行くと文部省と言われるんです。キヤッチボール、これでもう疲れ果てて、こちらはやめろという、いや、やめはしませんけれども、そういうことで本当に困ったものだと思っておつたら、今度、中曽根さんが復讐省庁にまたがるも

のについてということで臨教審ができる。私は、我々のアイディアを中曽根さんがつたのではないかと勘ぐったぐらい大変都合のいい場面に到達をしたと、こういうつもりでいるわけです。

これはお返事ももう一つもりじゃないんです。レクチャーになります。が、何遍も文部大臣に言っておくと、もう条件反射でぱっと出てくるのじゃないかと思ひまして、毎回この医学教育のことはち

よつとぐらい申し上げておいた方がいいという
ことで、臨調的スタイルでぜひこのことを御考慮い

「それでございますが、さっき安永さんの方の御質問で諺問のことがいろいろ出ておりました。私のお伺いしうかと思うものの一部分をもう質問があつてお答えがあつたんで困つたなと思つた

ので、レクチャー的なスタイルでお話したいしま

すが、私はリーダーシップをとる側というのは、たたき台になる原案というものを持っていないければいけないのだと、これは管理者の心構えだと思ふのです、あるいは経営者でもないんです。ですから、これは私は文部省がもし事務局を担当する主体であれば、早急に大項目ぐらい持った方がいいと思ふのです。

ちよつと申し上げますと、これは全く私のあさはかな私見でございますけれども、例えば諮問の大きな項目で、領域は生涯教育、それから地域に根差した社会教育、大きなこういう一つの領域があるのではないか。あるいは内容に類れば教育制度、教育内容、教育方法、こんなものがあるんじゃないか。少なくとも文部省は教育制度、教育内容、教育方法、これについての諮問はするんだらうと僕は思っているのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(森喜朗君) いろいろと先生の御見識で御指導、レクチャーをいただいておりますことを大変感謝をいたします。先ほどから安永先生にも少しおしかりもいただながら励ましていただいたわけでありますが、この臨時教育審議会に先ほども申し上げたように、当然、諮問事項というのは私どもでおつくりを申し上げて、もちろん

總理からされるわけでございます。先ほども申し上げた入れ物、入れ物というふうに申し上げたのですが、この設置法を御議論をお願いをして、そして審議会を設置をしていただかないと前に進ま

先生もこうしたお役所にもおられたことでもありますし、十分御存じのことでございますが、法

律の中には所掌事務というものがございまして、設置をいたしまして、所掌事務がはっきりと明確

に国会でお認めをいただきましてから、初めて具体的な中身を検討することになるわけでございまして、したがって、これまでの御答弁でございましたことを踏まえて、これから、アバウトというか、あいまいなお話を申し上げたの

は、実はそこにあるわけでございます。しかし、

さは言いながらも幾つか申し上げたように、二十一世紀を担う子供たちにとつてどのような教育がいいのか、ゼロ歳から生涯教育に当たるまでいろんなことを私も申し上げてまいりました。今、先生がおっしゃったような教育内容や方法やあるいは教育の制度も当然こうした中に、議論の中に入ってくるのであらう。当然これは予想されること

でございますし、むしろ、またそうしたことを避けて新しい教育の見直しはできないだろうと、こう思いますし、むしろそうしたことの自由闊達な御議論の展開をむしろ文部大臣としては期待をいたしたい、こんなふうに考えるところでございます。

○高桑栄松君　それではもう一つ、私は改革という言葉に少しこだわっているんですけども、改革というのは、リボリューションとかいうか、これ

はかなりラジカルな表現ですよね。ですから、今までのに少し変わった程度では、これは改善というか、そういうことだろうと思うので、私は今の申し上げた三つの制度、内容、方法という中で、改革と言うからには教育制度が変えられるのだらうと、そうでなければ改革という言葉は使わないで教育改善と言わなければならないのではないかと

と、そんなふうに思うんですがどうでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 当然、教育改革というお話も出ておりますし、私もときどき見直しというお話も申し上げております。これももちろん諮問

する事項がある程度決定をいたしましたからでございますが、御議論をいただく先生方の中で、いろんなこれから議論のやりとりの中から、かなりラジカルな改革という面も出てくるであります。

うし、ある意味では、今、先生から御指摘ありましたような改善というようなことも出てくるかも

しません。これはあくまでも改善だから弱いとか、その場限りのものであったとかということに私は必ずしもなるとは思わない。それぞれの制度や方法や内容によっては改善というような形のものもあるかもしれません。今の段階では、私

は、すべてのことを改善、あるいは改革、見直し、

どれに当てはまるのかということも申し上げるべき段階ではございませんが、事柄によつてはいろいろな見方、表現ができるのではないかとこのように考えます。

○高桑栄松君　そこでもう一つ、今の制度、内容、改革などですけれども、教育内容とか、教育方法というところ、どちらかというところは専門家の領域に属するのではないかと、教育制度ということになると、若干、素人のアイデアが加えられて卓抜である場合がある、こんなふうにはひょっとして、私も口挟むことができれば、大学医学教育は自分でも経験してそれなりの見解を持つてゐるつもりであります、小・中・高になると大分素人なんです。国会議員ということで勝手なことを言わしてもらへるのは大変ありがたいように思いますが、ひょっとしたら間違ふかもしれないと思ふんです。しかし、その制度というところは素人の発想があつた方がいいのかというふうな感じなんです。責任ある回答でなくて、お考えだけで結構です。

○国務大臣(森喜朗君)　先ほど申し上げたように、制度というのは絶対なものはないと思ひます。素人という言葉、先生おっしゃいましたけれども、そういう発想が案外ユニークで、また所期の目的を果たし得ることもあるのかもしれない。しかし、また、制度は制度でこれまで長い間定着して、みんな守つてきたものでございますから、それなりのやはり大きな成果もある、また、あつたと思ふわけでございます。

〔委員長退席、理事田沢智治君着席〕

したがひまして、御議論をいただく中で、今先生もいみじくも、私も発言をしたいなということをおっしゃつたように、総理も常々申し上げておられますように、この議論を国民的な広がり、ぜひいろいろなところでしていただく。もちろん外からこの議論をぜひというところは慎まなければなりませんし、高邁なる見識を持つ各界、各分野の皆さん方が十分お考えをいただくことでございましょうが、日本の国の中にあるいろいろな教育論

議は、当然私は参考になさる方々が非常に多いだらうと思ひます。例えば公明党さんから出ておりますようなパイロットスクールを一つの基軸にしましたような教育改革論も、少し私も勉強させていただきました。当然そういうことを御参考になさる方もありましようし、あるいは社会党さん、民社党さん、共産党さん、それぞれ教育に対するお考え方を国民の前にアピールされてゐるわけでありまして、そうしたことも当然御参考になされて議論が展開されるだらうと思ひます。

そういう意味で私は、教育改革へのこの高まりというのには、いろいろな分野で、いろいろなところで、端的に申し上げたら、マーケットの前で主婦の皆さんがお買い物かごを下げてお話し合ひでも、実は教育論というのはいくつかあります。し、そういう形の中でいろいろな国民的な広がり、意見がこの臨時教育審議会の中にいい意味で吸収をされてくる、いい意味で反映をされてくることを私は願つてやまないものでございます。

○高桑栄松君　そこで、まだ今の制度、内容、方法にうちよつと質問があるんですけれども、私が今申し上げたのにも賛成であるといへば、教育内容、教育方法というのには、どちらかといへば専門家のウェイトが非常に高い、これは中教審でやってきたんじゃないかと僕は思ふんです。すると、中教審でやれなかったこと、これも提案はしてあるが、文部省内の内輪の議論になった。それから、制度の問題になると、これは随分審議なんだという僕は認識を持てゐるわけです。そんな考え方、いかがでしょう。

○国務大臣(森喜朗君)　私は、広い意味で、制度も内容も先生がお話しになりましたので、すべてを含んでいふというふうには申し上げておりますが、基本的なスタンスとしては制度の見直し、制度の改善、改革だらう、こう思つております。ただ、その制度論をやれば、内容やあるいはまた方法についての議論は当然付随的になされる、私は、そういう意味で、広い意味で三つとも入つておる、こういうふうには申し上げられるかと思ひ

ます。

○高桑栄松君　そこで臨時教育の委員ということになるんだらうと思ふんですけれども、そうすると、臨時教育の委員というのには、今私が申し上げたような意味での専門的ウェイトのかかった人と素人的発想の卓抜な人とのくわいの割合で入るんではないかと。言葉ばかりとまりませんから、目の子でいかがでしょう。

○国務大臣(森喜朗君)　これも本場に正直に申し上げまして委員会御審議いただいて――これは本場に建前論じゃないんです、本場の話なんです。やはり私の性格もそういうところさうです。性格でございまして、法案が国会で御議論いただくにスタートしなければ、私は委員の人選などに手をつけるべきではない。総理も私と再三この問題について打ち合わせをさせていただくときも、常に委員の人選については、それは新聞等で競つてお書きをいただいている参考になるのもたくさんございまして、いろいろの自薦、他薦があるとかというふうな、新聞にも出ておりますが、確かにそれらもさういふこともございすけれども、しかしどういふ方をお選びするということとは目下のところは全く検討いたしておりませんが、全体的に二十五名以内ということをお願いをいたしておりますので、できるだけ幅広く各界各層というものを大前提としておりまして、教育の専門家とそうでない方のバランスがどうかというふうなことは、この際、先生に大変申しわけありませんが、全く今の段階で申し上げることは適当ではない、こんなふうには思ひます。ただ、先生の言わんとなさつて御趣旨やいろいろな角度でいろいろな御意見を持つ方を幅広く入れなければならぬということは、当然なことだと思つております。

○高桑栄松君　そこで、先ほど総理も言われたという国民総がかりということですね。私が質問しましたときに、文部大臣もおられたところでした。が、国民の代表の意見を聞いて総がかりで、大変言葉としてはいいわけです。しかし、具体的にどうなるのかと思ふんです。私は、国民合意というものはどういふことを言うのかとか、国民合意の形成とはどういふことを考へてみているんです。ですから、このことについてもし具体的にこんなふうなことを考へている――しかし、文部省とか文部大臣は一遍言つたら二度と変えられないと思はれるでしょうが、僕はそう思つてないんです。やっぱり、いいことがあつたら、なるほどと思つたら変えたいというのが論議なんだであつて、それが合意というのだと思ふんです。合意というのは、一致点があつたらみんなオーケーなわけですから合意なんか要らないんで、余り気にしないでひとつ考えを言つてみてください。

○国務大臣(森喜朗君)　私の浅薄な頭の中ではない知恵がなかなか出てきませんし、またスタートいたしましたから、審議会の皆さんに十分さういふノーハウを御検討いただきたい、場合によつちや国民の皆さんからどうしたら国民的合意を広げられるか、そんなこともお聞きするのの一つのことであり、あるいは国民的啓蒙運動になるのかも知れません。

そういう意味で、私は、ちょうど法律案を国会に提出をさせていただきました日に、たまたま、固有名詞入れていいかわかりませんが、NHKのインタビュアーがございましたので、審議の概要は適宜に公表して、国民の中の議論にできるだけ供したい、あるいは地方において公聴会等いろいろなティーチングとか座談会というふうなものでもできる限りこれは審議機関もおやりをいただくことも一つの方法でしようし、

〔理事田沢智治君退席、委員長着席〕
あるいはまたそれぞれのいろいろなグループが教育論議を高めるという意味でやりやうださること、それに文部省や政府がいろいろな形で協賛をしてもいいのではないかと。あるいは大変なことになつてしまふすけれども、私のところには随分今お手紙をたくさんちょうだいをいただきます。いろいろな教育に対する御熱心な御高見をたくさん記入をし

ていただきますと、こんなに多くの皆さんが関心を持っていらっしゃるんだなということを改めて感動もしておるわけですが、そういう意味からいいますとどういう形がいいかわかりませんが、多く国民の皆さんに改革に関する論文みたいなものを募集してみることも、また一つの考えてみる余地ではないだろうか。そんなようなことを私はNHKテレビのインタビューで申し上げたことを今思い出すわけでございます。

改めて、またどういう方法がいいか、いろんな意味で工夫を考えてみなきゃなりません、ぜひ新しい審議機関の皆様方で、国民的な合意を形成できるような、また国民的な広がりを持つ議論を展開できるように、そうしたノウハウをぜひお考えをいただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

○高桑松君　今のお話も半分そうかなと思ひながら、半分よくわからないところがあつたんです。この前、私が伺つたときには、やっぱり総理のお答えは、會議が終つた段階で、あるいは区切りがついたその都度報告をする。そのままとりますと、これは上意下達ということではないか。いかがだ国民は、というふうに聞いて、それに対する反応を求めているように私には見えるんですが、国民の合意形成と言うからには、もちろん審議會が出発をしたら、それはちゃんと審議は開始されるでしょうが、同時に結論が出る前に、あるいは結論に持つていくための資料を吸収するための、そういう前段階というものがあるべきだと思ふんです。つまり、国民の関心を振起していかなければならない。今、改革のムードが高まつて、これは国民のだれしも思うことだと。しかし、方法論はよくわからないようだと、こんなうなごとながとがよく言われますが、これも国民が本当にムードを自分勝手に高めたのか。私はやっぱり刺激されたからだと思う。刺激されるまでは、何かもやもやしておつても、そこまではいつてなかつた。あきらめだとか、都合がいい人はこれでいいと思つていますしね。ですから、そういう意味ではや

っぱり注意を喚起して、つまりもうしちやったんだから、今度は具体的にどういうことになるぞということで、まず関心を高めなさいかぬと思うんです。そして、相互理解というものを深めていて、その中に多様な意見が出てくる。それを吸収してこそ、出た結論を報告できていくんじゃないかなと思うんですが、その部分がいままでのお答えには欠けているように僕は思うものだから、いかがでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) これは私の表現力がまずかったんだと、こう思いますが、高桑さんのおっしゃるとおりなんです。ただ、総理の答弁、そういう私もちよつと思ひ出しましたけれども、一区切りついたらというような表現がありましたけれども、その一つの問題が一区切りについて意見がまとまりましたといつて概要を公表するという

のではないと思ひます。私もそういう——こればもちろん私が今とやかか言うべきことじゃないんですけれども、あくまでも審議機関の皆さんにお聞き下さい。考えただくことです。希望とすれば、いろんな議論があつて、全く入り口のところでやつていいのを一々外へ出すのもいかなものかと思ひますが、ある程度こういうような議論がございまして、したよというふうなテーマで一つこうよと、出てきたら、そういうことを決定するんじゃないくて、決定したものを出すんじゃないくて、そういう議論の概要みたいなものを外に向けて公表すると。そのことについて国民がまた議論が出てくるわけでしょう。そしてまた、そのことについて新聞やテレビ等でもいろんな意見も出してくださるわけでしょう。それをまた吸収して、審議機関でまた、あるいは、そういうテーマがある程度出てきたら公聴会なども開いたりして、多くの皆さんの意見もちょうだいしながら、最終的にまた議論を踏まえてまとめ上げていくと。私はこういうつもりで申し上げたつもりでございますので、先生の御指摘されたこととそう私は違つてないと、こう思ひますが。

○高桑榮松君　まあ、そうだとは思つていたんで

すけれども、一応確かめておきませんといけな
 と思っただけです。

そこで、公聴会ということがありましたが、私
 は公聴会非常に必要なものだと思うんです。つま
 り上意下達ではないと、下意上達、それから相互
 理解、そういうものを含めて、意見というものが
 フォードバックをされていってまた戻ると。ど
 つかで集約しなければだめなんですから、集約を
 するのが、ある意味では原案を出しながら集約し
 ていくのが中央の審議会なんだろうと僕は思いま
 すので、ただ、そのときに、どういう人たちから、
 公聴会で受けとめてというか、吸い上げるとい
 うのか、いろいろですね。だから何かどうい
 うふうに選びますか、公聴会の人を。

○國務大臣（森喜朗君）　そこまではまだ具体的に、これは当然新機関の事務局でお考えいただく

てでしようが、むしろ審議委員の先生方の意見を聞いて、私かえになることであらうかと思ひます。したがって、私から今どうこうということございせんが、公聴会も、できるだけいろいろな予算委員会等、あるいは行革のことなども、地方公聴会などもございいたしますし、そういう形もいいのかもしれないが、時々、何かわかつた人たちが、決まつた人たちが来てやつてゐるという御批判もあるわけでございいたしますから、教育の場合、非常に幅広くございしますから、子供たちの話もあるでしようし、先生方の話もあるでしようし、それから親の話もあるで

しょうし、あるいはそうした教育を経て社会に入るわけですから、そういう受け入れる立場の方のお話もあるでしょうし、それこそ幅広くいろんな角度、あらゆる分野の方々の御意見を聞くというやり方が見出せるんじゃないだろうかというふうに思います。無作為にだれか抽出するということにいいのかわかりませんが、できるだけ、できる限り議論を重ねて、そしてできる限り努力をして、先ほど先生のおっしゃったように上意下達にならないように、多くの意見がフィードバックするような、そういう仕組みは十分にこれから工夫

をしていかなければならぬと、こう思つております。

○高桑榮松君　それで公聴会という言葉が出ることに私は気になるのが、産業立地地とか火力発電プラントですね。ああいうのをつくるときに非常にヒアリングがもめますね。だから、ああいう形で教育が論じられてもらいたくはないと。さっき大臣指摘されたように、私も教育現場に長くいた人間ですので、教育というものは、そういう特定のグループというのかな、特定の目的を持った集団、いろんながあると思うんですよ、宗教も含含めまして、企業も含めて。みんなそれぞれ特殊目的を持った集団がある。その集団の勢力拡大とか、その利益追求のためにそっちの方にくみするようなことではいけないと思うんですよ。二十一世紀とおっしゃっているのは、これからどうなっていくか、世界の変わり目と同じように日本も変わらない。だれかが言っているけれども、人類は一つになるのかもしれないね。そういうことがあるわけで、したがって、われわれは、ここ五年、十年の利益追求のために、そういうもので主張していくような教育ではだめだと。まあ、大臣同じだと思えますけれども、同じだと言っちゃ返事を強要したことになるからうまくないですけれども、そういうことで、いわゆるヒアリング、恩恵出すようなヒアリングでないということを何かしなきゃいけないと思うんです。どうでしょう

○國務大臣(森喜朗君) 先ほどから申し上げておりますように、今、私がどういうやり方がいいというふうなことをこの場で申し上げてしまうことは、かえって越権だと思いますが、先生からいろいろ御指摘がございましたように、できるだけフールドバックしやすいうな方策は見出していかなくてはならぬと思っておりますし、それからもう一つは、今御指摘がありましたように、かなり長期の問題も、これは当然のことでございますし、うし、むしろ、そのことが主であらうと思ひます。が、それだけではないので、短期的な問題として

て、ある程度考え方を國民の前に公表して、政府としてそれに取り組んでいける、そういうものも出てくるだろうと思います。そういう意味では、長期的な課題と短期的な課題というふうに表現しただけのいいのかわかりませんが、私は仮に自分がそういう委員になつて、もちろん浅薄な知識の中でいろいろ考えてみると、当然、長期のものと短期のものというものが出てくるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

○高桑榮松君　今言われたこと私もそう思っています。短期的なものは多分改善ということでしょ
うね。長期展望というのが本来の改革なんだろう
と思うんです。そういうことでございますが、私
は今の公聴会なり中央の委員会なり同じことなん
ですけれども、委員を選ぶというのは大変大事な
ことで、これは中立性と本来一緒なんですよね。

中立性つまり国民合意、中立みんなここにかか
つてくる。だから委員をどう選ぶかということが
問題で、私はやっぱり各方面というふうになつて
とさつき申し上げた私の私見ですけれども、カ
バーする領域で言えば生涯教育をカバーできると
いう代表が要るんじゃないか。もう一つは社会教
育、つまりローカルですね。社会というものはそ
の地域に根差した歴史なり風習なり言葉なりがあ
りますから、だから、そういう地域社会の意見が
入ってくる。それから専門家としては教育方法、
教育内容があるだろう。それから今言つたよう
に、子供を育てて学校に入れたお母ちゃんを含め
て、教育制度をいろんな人が論ずるかもしれない
んです。だから、こういう内容、カバーする領域
等を含んで、私は中立というものの今の考えで
す。まだ、もうちょっとすると、また変わるかも

しれませんが、今、私考えているのは、我
たちは、たまたま党議拘束を受けませんので自由に
発言をしています。これが中立だと僕は思ってい
るんです。ですから、その委員に出る人は党議拘
束を受けない、一つの政党という意味ではありま
せん、一つのグループという意味です。ある目的
集団から出てくると、その目的集団の、何とい

んですが、そういう目的に縛られるから、そして、それに拘束を受ける。それは僕はあっちゃいけません。ただ思想というのはだれでも持つていますから、その人の思想を無にするなんていうことはあり得ないんで、その思想というのは必ず発言の基礎になつてくるわけです。ただ、私の言いたいことは、その個人の脳で考えてやってくれ、ほかの雑音を入れないで、本当に自分で考えたもの、その考えたものは今までの蓄積の中か

らしいろんな影響を受けて出てくるわけですからそれはしょうがない。しかし、少なくともグルーブ目的に拘束をされないと、そういうことが条件でなければならぬと思うんです。一札取ってもいい。それくらい、私はそれが中立性というものでないかなと。そういう人たちの委員、そういう人たちの代表を含めまして、もっと広いいろ

全部総がかりというのは方法論の問題で、私は隣
教審が国民の信頼を得るかどうかというのは、こ
の委員をどうするかということだと思ふんです。
だから、国会任命承認人事ですか、これがいいか
どうか、私もだんだん考えたら、やっぱりこれと
そ党派の拘束を受けるものではないかなと思つ
て、このごろ、どれが本当なのかわかんなくなつ
てきているんです。だから、私は今思っているの
は、ちよつとレクチャーじみて申しわけありますが
んが、私の考えは、ちゃんと理論的に考えたこと
をお話してお考えも承りたいし、それから、何
というか、そういうことも考えの中に入れていた
だけるんであれば、私は大変幸いだと思つて今御
質問をしたわけです。

お願ひします。

○國務大臣(森島助君) 教育の中立性を確保するということは、今後におきます教育の改革を推進するに当たりまして最も大切なところであるところ、これは常々国会の御御議の中でも私は申し上げてきておるところでございます。したがって、委員の皆さん方の、それこそ自由御潤達な議論といふのが一番大事だと思う。よく御質問をいただきたい。

て、審議をそのまま公開しろ云々という、そういう御意見をよく出されるわけですが、そのうち、いまま公開制に仮にすれば、今、先生が御指摘をされたように、どうしても御自分の持つておられる考え方や思想が入っていると、これは先生もおっしゃったとおりですから、むしろ、そのことが言いにくなっていく、そういうこともあると思いいますので、私どもとしては、さっきるる申し上げたような形で適宜に内容を公表していくという者

え方が面白いと察しておられます。また人選につきましても、今先生からも同じお話がございましたように、これを、この人がいいかあの人がいいかというようなことを各党の皆さんにお一人お一人お聞きすること自体が、政治的にやばいいろいろな意味で制約を受けてくるということになるわけでございます。したがって、今いろいろとレクチャー

選については十分、なるほどなあと、それぞ
れの分野でそれぞれの人生経験、あるいは単に人
生経験だけを考えますと、どうしても高齡になつ
てしまひますので、これから新しい躍動する日本
の教育を考えてくださるにふさわしいような
方々、そういういろんな角度から人選を考えてい
かなければならぬ、こんなふうに思うわけでござ
います。

○高桑栄松君　今の大臣のお答えの中で適宜とい
うのが私は気に入らなかつたんです。しかし、後
でなるほどなあと国民が思うと、これは僕大事だ
と思ひますね。やりやうがどうしてもないかもし
れないし、僕なんかわからないんです。どうして
選ぶのかと質問するのは勝手に言えますけれども
も、する側は困るんだらうと思うんです。だから

せんけれども、国民がなるほどなあと、つまり抑
須与一ですよ、敵も味方も船べりをたいて喝采
したと、こういう人事が僕要ると思うんです。そ
れがまず第一に本当に大事なことでないかと思
います。

それから合意という。どこで合意をさせるか、

一〇〇%の合意というのは多様な人を入れたらな
いだろうと思う。だから、どうしても、どうする
のかなあと思うんですが、民主的ルールに従えの
五一%でもいいわけだ。しかし、教育はそんなもの
だろうかと、これは何となく漠然とした恐れを抱
きますね。だから、そういう漠然とした恐れを抱
くようなものでなくて、やっぱり議決ということ
でいくのかしらんかと思ったり、といつて一致する
ということが一〇〇%というのはいいふうううと
思ったりする。どれば場合でも一〇〇%の

には傷つけます。それと似た場合でも、Cの意見は正しい。そうしますと、やっぱり一致点は意見はだれではない。そうしますと、やっぱり一致点は意見はだれでも協力はすると言うんです。不一致点は意見が分かれるんだから、その意見の分かれるところを明かに整理をしていくというか、それはちゃんとしたテーマにまだなり得ると思うんです。そして、それもまた議論していく間に自分の考えの至らな

か。たつた。と。知。つ。た。り。な。い。に。出。し。た。方。な。い。か。だ。め。だ。つ。た。と。思。つ。た。か。も。し。ら。な。い。そ。う。い。つ。た。相。互。理。解。と。い。う。か。が。出。て。く。る。と。思。う。ん。で。す。そ。れ。か。ら。デ。ィ。ス。カ。ッ。シ。ョ。ン。し。て。い。く。う。ち。に。許。容。度。と。い。う。か。そ。う。い。う。も。の。が。生。ま。れ。て。く。る。と。僕。は。思。う。ん。で。す。よ。で。す。か。ら。そ。う。い。う。こ。と。で。き。る。だ。け。多。数。の。賛。成。者。が。欲。し。い。で。す。か。ら。私。は。中。立。だ。と。か。国。民。合。意。と。か。と。言。う。か。ら。に。は。や。つ。ぱ。り。過。半。数。で。は。な。く。て。一。知。り。ま。せ。ん。よ。ど。れ。が。い。い。の。か。知。り。ま。せ。ん。が。三。分。の。一。と。か。四。分。の。三。と。か。い。ろ。い。ろ。な。考。え。方。が。あ。る。と。思。う。ん。で。す。が。最。終。的。に。議。決。を。す。る。と。な。れ。ば。少。な。く。と。も。過。半。数。と。い。う。も。の。じ。や。な。い。過。半。数。で。あ。つ。た。ら。と。や。め。る。こ。れ。は。も。う。ち。よ。つ。と。合。意。を。得。な。き。や。い。け。な。い。ん。じ。や。な。い。か。と。い。ふ。な。ふ。う。に。思。つ。て。合。意。形。成。と。い。う。ふ。う。な。こ。と。に。つ。いて。の。私。の。考。え。方。今。述。べ。き。し。て。い。た。だ。い。た。ん。で。す。が。い。か。が。で。す。か。

○國務大臣（森喜朗君）　合意を最終的に取りまゝめていくということは、非常に、今、先生からいろいろな角度の御指摘がございましたように、大変難しいことでございますが、しかし、これも別に逃げるわけじゃありませんが、審議機関の皆様方が十分にお考えをいただく、という形で合意

を形成するかということは大変大事な課題であると思ひますから、少なくともおまとめになるにふさわしい会長の人選を申し上げなければならぬ、こんなふうな思ひわけでありますが、審議に参加なさるそれぞれの立場の審議委員の方々、それぞれいろんな御意見を述べた上、またいろんな国民的な反応といひますか、意見も聞きつつ、最終的には取りまとめを立派にやってくたさると思ひます、そういうことを期待したいと思ひます。

○高桑栄松君 それで思ふんですけれども、一つは、国会は、そうすると、この教育臨調にどうかかわっていくのかということがあるんです。これは国会でその全部を決めるということではないと思ふんです。なぜかという、教育改革について、国会議員になられた方々が全部国民の委託を受けてきた、そんなことはないと思ひますよ。何だか知らないけれども、声を出して、ワッとやって入ってきているわけですから、教育を論議して、やあ森さん立派だ、おれは森さんに入れると言ったんでなかったはずなんだわ。いや、森さんは言ったのかもしらない、教育の専門家でおられるから。ですから、やっぱり我々は、本当に背景にある国民の教育に関する意見を代表しているかという自省があつてもいいと思ふんです。そうすると——いや、ここで一遍、やっぱり返事を聞いた方がいいな。いかがでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) もちろん私も、今こういう立場でありまして、国民のすべて、あるいは仮に、代議士ですから、私の選挙区の代弁者になるわけですから、選挙区の皆さんが、仮に、私を入れた人が皆すべて私にこのことを、こうだと、任じたというふうなそんな恐いことを私自身は考えておりません。常々、もし行き過ぎがあれば、また、誤ったことがあれば、次の選挙には当然そのことに対する反応が出てくるわけでありまして、常に謙虚に考えながら行動をしていかなくやならぬ、政治家というのはそういうものだ

ろうと、こう思つております。

○高桑栄松君 今のお話聞いて、森さん、私はやっぱり安心しましたわ。やっぱりそういう人だから文部大臣をやつていただくの大変ふさわしいんじゃないかと。みずから文部行政の第一人者だと思つていちゃいけないですよ、いけないと思ふんです。そうだと思ひますけれどもね、自分でそう思つちやいないということですよ。

そこで、国会議員の立場というのは、国民合意形成のためのルールをつくるのが内容じゃないかと、どういう形でルールをつくるのかと、そのルールづくりが私は政治家の責任ではないかと、みずから教育の専門家でないと思ふすれば、国会議員は何に携わるんだと。手を挙げて賛成と言つただけじゃだめなんだ、国民合意形成のためのルールを国会で審議をして、そして決めておく。それは、長期展望に立つた——二十一世紀といふのは格好いい言葉ですけども、十五、六年で来てしまふんですよ。そんなものではなくて、やっぱり長期展望ということでしょう。ですから、こういう価値観の多様化というのが、レボリューションというものが、国ではなくて、人類として近い将来起きるかもしれないし、そうしたら、もうがらりとまた変わるかもしれない。ですから、そういう意味で、やはり短期と長期に分けてその先を見通していく、それは本当に知恵を絞つてもらわなければいけない。そういうことで、我々はルールづくりを国会で審議しなきゃいけないんじゃないのかなと思ひ思つてゐるんです。

これはこの前総理大臣に伺つたように思ふんですが、御返事なかつたように思ふが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 大変先生の難しい御質問で、どうも私のような力では先生の講義を受けるのが精いっぱい、総理もお答えできなかったことを私が答えられるはずはございません。ただ、ルールづくりをするということは当然だと思ひますから、そのルールをつくる過程にあつ

て、国会議員として、政治家として、賛否両論いろんなやりとりの議論が出てくるわけでありまして。現にこの文教委員会、きょうでも随分安永先生初め皆さんからいろんな御意見をいただいております。これは議事録に残っております。国民もこれは見るのができます。当然、これからこの新機関で委員として選任をされた方は、国会でどういう議論があつたんだろうかということも当然私は参考になるであらうと、こう思ひます。

ルールをつくるということとは、ある面では先生のおっしゃるとおりかもしれないし、しかし、その過程にあつていろいろと教育の議論が出てくる。そのいろんな教育の議論が、また教育のこと、心配するといふ意見もあるでしょうし、そういう意見が当然各先生方の中にいい意味で、さつきある成果を得るようになるんじゃないかと。そういう意味では、国会議員の役割もまた極めて大事だし、大変重要なものになつてくると、私はこう思ひます。

○高桑栄松君 もう一つ、これも総理に質問をしてお答えが余りなかつたみたいですので、大臣も聞いておられたあの場合から……。私は総理に、本気でやるんですかと、念のため申し上げたんですが、今の質問わからなかつたと思ひます。で、僕立ち上がったから、知らないで立つたら三十秒ぐらい質問時間を損したというように、一生懸命やるといふ言葉で返つてきたと思ひます。僕はそんなことを聞いたんじゃないんですよ。一生懸命やるのでなかつたらこんなに皆さんが一生懸命にやれないわけだ、大体が。だから、一生懸命やるといふ言葉を期待したんじゃないんです。そうじゃなくて、本気でやる気だつたら財政的裏づけはちゃんとしなきゃいけないんじゃないか、どれくらい考えているのかというところだ。法案が出たからには、これに対する見通し、予測、目の子でもいいですけども、あると思ひ

んですね。どれぐらいの財政的裏づけをお考えでしょうか。裏づけというのか、予算ですね。

○国務大臣(森喜朗君) ちよつと、お答えをする前にお尋ねをさせていただいていいのか、国会では政府側が聞いちゃいかぬのかもしれないが、財政的裏づけというものは、この審議機関の裏づけという意味でございませうか。

○高桑栄松君 いいえ、審議機関は——ああ、それも教えてください。臨調自身の予算はどうか。もう一つは、この改革をやるにはどれぐらいの投資が要するのか、そういうことですよ。

○国務大臣(森喜朗君) 審議会に対する財政的なものはどの程度かということについては後で審議官からでもお答えをすることにいたしますが、私は、総理から教育改革をいかにして、数回にわたつて総理とも議論をいたしました。少なくとも、先ほど先生からありましたように、本気でやる。まさに日本国の将来を左右する大事な問題でございまして、それだけに当然、内閣を挙げてやるというものは、総理大臣としての大きな責任においておやりになることは、これは疑い余地もありません。したがつて私は、これは総理に申し上げたことは、いろんな議論をしていただかなきゃなりませんが、教育を大事にするんだというその姿勢、そしてそのことは、いろいろな意味で財政的なものも当然伴つてくることも、どうぞひとつ、十分御認識しようというつもりでやっております。教育改革を進めていく上においては、当然ある意味では、合理的に節約する面も出てくるかもしれないし、また、古きものを乗り越えて新しいものをつくるということにおいては、あるいは逆に財政的には案になる面もあるかもしれない。しかし、御意見をいただいて、総理が答申を受けて、それを施策として国会の中で問ひ、政策として取り上げていくということになれば、当然財政的な問題がそれに伴つてきますよ、そのことも十分御承知をおきいただいで、このこととしまして教育の問題に取り組むとい

○國務大臣(森喜朗君) 當時、与野党の御決議の中で三年たつて見直していこうというような議論であつたというふうに伺つておりますが、ちょうどこの議論をしておりましたとき、たまたま私は政府の方の仕事をしておりまして、文教委員を離れておりました時期でございましたので、どういう経緯があつたかはちょっと定かではございませんが、与野党の中から出てきた御決議として大変

私も実は喜んでおりました。与党の立場でござい
ますから、決められたのを十二年、正直申し上げ
て長いという気持ちも私自身もありましたし、
当時最初の五十五年のこの計画を設定をいたしま
したときの党の責任者でもございましただけに、
そうした御決議があったということについては私
は大変喜んでお一人でございます。ただ、そ
の後行革関連法というのが出たのはその当時とし
ては全く予測しなかったものでございました。した
が、いまして、この三年間で抑制されたというこ
ろについて、端的に申し上げれば新しく、新規
で、そこそこの改善がなされなかったというこ
とでございますから、私の立場から言えば大変
残念だ、こう申し上げざるを得ないわけござい
ます。

したがって、今後どうするかということにつ
いては、さつき久保議員も、それが不満だから、も
う一遍聞くとおっしゃったわけですが、先ほど久
保さんに私が申し上げたその信念で貫いていくと
いうことしか、この場では申し上げる方法がない
わけでございます。御理解をいただきたいと思
います。

○粕谷照美君 それで、そのときに出されました
この改善計画でけれども、全体計画の中に二つ
ありまして、一つは、学級編制の改善ですから、
四十人学級、もう一つが教職員定数等の改善にな
っているわけです。こればらばじゃなくてセッ
トというふうに私どもは理解をしてきたわけであ
れば、これはある程度一つの目的が達成できます
よということではないと思いますが、どうでしょ
うか。

○政府委員(高石邦男君) そのとおりでございま
す。

○粕谷照美君 では、セツトというふうに考えて
おきます。

出してくるわけでありまして。五十五年、五十六年は
一応その数字に当てはめたなあとという感じがしま
すけれども、五十七年に入りまして、改善増の中
では養護教員ゼロ、事務職員ゼロ、学校栄養士が
ゼロになっているわけですね。この三つだけをな
ぜ落としたのか、こういう疑問が出ます。そし
て、その翌年のつまり五十八年はその中でも事務
職員だけがゼロであります。そして、これは事務
職員が六人で学校栄養士が十二人、ふえたとい
うことはいいことなんですから、しかし、全
体的に見てみますと、今までのこの計画の中から
言えば養護教員は五千二百二十二名、事務職員は六
千三百九十二名ふやしまして、学校栄養士は四
千四百七十五人ふやしまして、特殊教育諸学校
は五千二百二十四人ふやまして、何でゼロの
ところが出たり、わずかに一けた六なんというの
が出たり、二年間連続ゼロなどというような数字
が出てくるのか、その辺に何か意図が働いている
のかどうなのか、お伺いします。

○政府委員(高石邦男君) 行革関連法案ができた
際に、とにかく、最も必要な順位を考えていかざ
るを得ないということで教職員、教員ですね、教
諭、これを最優先としてやっていく。それから
養護教諭、それから学校栄養職員、事務職員、そ
れはある意味では次のランクに位する、こういう
ような考え方でもございまして、教員を最優先とし
て最小限の改善はやっていくという姿勢がこうい
う形になっているわけでございます。

○粕谷照美君 それは大変な考え違いと私は指摘
をしないわけにはまいりません。今、非行、暴
力、それから性の問題が学校の中で非常に大きく
取り上げられております。また地域でも大問題に
なっているわけです。そういうときに子供たちが
一番信頼をして物が言え、相談ができるというの
は養護教員ですね。それが五十七年度にはゼロで
あった。今回は五十九年に伸びましたから、その
こと自体は私は結構なことだというふうに思いま
すけれども、そういう教員と養護教員と事務職員

は差があるんだとが、こういう問題ちよつといけ
ないんじゃないでしょうか。

○政府委員(高石邦男君) これは確かにおっしゃ
るような考え方でもございますが、非常に苦しいと
きに市町村の教育委員会とか県の教育委員会の意
見を聞きますと、何となくも教員は最優先で確
保してほしいという声になってあらわれるわけ
でございます。また次に出てくるのは、養護教諭
は、これはぜひ必要だ、そういうことで、二年目
から入るというような形でやってきておるもんで
すから、全体の発想は基本的には同じでございま
すけれども、優先順位を考えた際にそういう差が
若干出たということでございます。

○粕谷照美君 それでは事務職員と学校栄養職員
はどうですか。最近地域ではセンター方式の給食
がどんどん進んでいる。なかなか養護教員採用で
きないんだ、栄養士の人たちが大変な危機感を感
じているわけですね。私も自校方式が一番いい
というふうなふうに思われるから、ぜひ栄養
士も伸ばしていただかなければならないと思いま
すけれども、しかし、この栄養職員の改善は四千
四百七十五が計画の中に上がっている。それより
も多い六千三百九十二名の学校事務職員の定数改
善計画が栄養士の半分だということは、一体どう
いうことですか。

○政府委員(高石邦男君) 事務職員については、
一定の大規模学校については複数配置という措置
が講じられているわけでございます。したがっ
て、まず基本的に基幹的な職員は最小限各学校に
一人は配置していきたいというようなことからこ
ういうような形になっておりました。何も全体計
画をこれどうこうするんじゃないで、抑える
ときに、学校に養護教諭もい、栄養職員もい、そ
れから事務職員もい。その場合に複数配置にな
っているところが、一時的にそういうところに振
り向けられるというような対応ができるというこ
ろから、事務職員の対応が若干三段目のスタ
ートをしているという状況でございます。

うのは実に微々たるものでしてね。足りないか
ら、みんなPTAでお金を出し合ったり、それか
ら市町村の職員を学校に回したりしてやっていると
いうことも、局長、一番御存じじゃないです
か。そういう意味で、均衡ある増員などというの
は、下からの意見も聞くことも非常に大事であ
りますけれども、しかし、数字でばつと見た場合
に、なぜこんなに差別をするんだらうか、こうい
う感じがしてなりませんので、御注意をいただ
きたいというふうに思っております。

次に、五十七ページにあります学校法人の運営
に関する調査指導費八百万円についてお伺いし
たい。これは学校法人運営調査委員会を設ける
というのですけれども、これどういふことをやる
のですか。

○政府委員(阿部充夫君) 学校法人運営調査委員
の仕組みでございますが、これ仮称でございます
けれども、昨今、先ほどおしかりをいただきました
九州産業大学問題、その他学校法人の運営に関
しまして種々問題の発生を見ていること。大要選
任に存じておるわけでございますけれども、こう
いった不祥事が発生をいたします要因といたしま
して、種々、各役員等の学校法人経営に対する姿
勢の問題でございますとか、あるいは制度そのも
のに対する理解が十分でないとか、いろいろな問題
があるかと思うわけでございます。これまでの
文部省の制度といたしましては、学校法人の運営
につきましては、これを新設いたします際に私立
大学審議会においていろいろ審査をし、その後数
年間アフターケアということで現地へ行って状
況等も見るといふようなこともしておるわけで
ございますが、その後は、まあ、いわば言葉は悪い
でございますけれども、それに対して積極的な
調査、指導をするということとはやっておらなかつ
たわけでございます。

一方、先生よく御存じだと思えますけれども、
同じ私学に対する行政につきましても、教務面の
問題につきましては、大学局に私学委員という制
度がございます。大学の先生方をお願いして、

何年かは一週ということになりますけれども回つていって教學の状況等を拜見をし、いろいろ助言を申し上げるというような仕組みでの運営も行われておるわけでございます。そういう意味では、学校法人關係について同じような仕組みをやはり考えていった方がいいのではなからうか、その方がいろいろな問題の発生を未然に防ぎ、実態の改善に役立っていくことではなからうかということで、こういう仕組みを考えたいものでございます。

この委員には、学識経験者の中から、学校法人経営あるいは私学経営について理解と認識をお持ちの方々を広く求めまして、いわば非常勤の形で文部省の委員をお引き受けいただき、手分けをして全国の私学をできるだけ回って歩きまして、状況を聞き、内容面での助言等していただく、こういうようなものを考えたいわけでございます。

○粕谷照美君 何かこの方々、法制度で選ばれるということになりますか。

○政府委員(阿部充夫君) この委員の選び方につきましては、文部省におきまして広く各界の中から適任者をお願いをしたいということできやうかと思っております。

○粕谷照美君 いえ、こういう意味なんです。私大などに入っているって調査をし指導するわけですから、相当の権限というものを持たなければならぬと思うんですよ。何か知らないけれども学識経験者が来て、文部省でこういうような人が選ばれたから来ましたということで本当に調査ができ指導ができるのだらうかという不安があるものですかとお伺いしているわけです。

○政府委員(阿部充夫君) 学校法人に対しましては文部省自体が法令上指導、助言をするという権限は持つておるわけでございますので、この委員の方々はそういった文部省の指導、助言の権限を文部省の委嘱を受けて実施をしていただくという立場でやるわけでございますので、これまでの各種の審議会の委員が大学等をこらんだくというようなケースと同じように、権威を持ったもの

として迎えていたかどうかということに期待しておるものでございます。

○粕谷照美君 全学校法人大体五百七十ちよつとあると思いますね。何人選ばれるのかわかりませんけれども、一年間にどのくらい指導なさるのでしょうか。一めぐり全部終わるというのは大体何年ぐらいいかかるという見通しになっておりますか。

○政府委員(阿部充夫君) 委員の数といたしましては予算上二十名程度予定をいたしておるわけでございますが、この先生方に全国の私学、五、六百人がございますけれども、毎年その一割程度のところへ行っていたかどうかということでございます、それぞれ全部の大学、非常に数の多い大学にすべて行くということは到底不可能でもございます。何年か一回ということにはなるわけでございますけれども、そういう制度で行っていたかどうかということによりまして、それぞれの学校の経営にもいろいろみずから注意をしていたかどうかということにもなりましようし、あるいは他の学校法人に對しまして、そういう制度があるということに注意をして運営をしていたかどうかという面での影響ということもあらうかと思ひます。そういう面での効果を考へておるわけでございます。

○粕谷照美君 私は決算委員会であつたと指摘したことがあるんですけども、九州産業大学に会計検査院が検査に行っているんですね。そしてこれを見抜くことができなかった、専門ですよ、それができなかった。実にそれよりも巧妙なんですよ。さらにまた、あそこの先生方にお伺いをいたしますと、それはそうだと言うんです。わかからないと言うんです。経営者だけ連れて回りますから、例えば、そのところこういう研究室があります、人間がこれだけいます。そのときはいると言うんですよ。だから、会計検査院はそうだろうと思つて帰ってくる。しかし、現実にはそんなのは前の日につくられてしまう。そういうことを考えてみますと、委嘱を受けて、相当權威を保持つておっしゃいますけれども、本当にそれを

やれるのだろうか。しかも十年に一回ですね。一割ぐらいというんですから、十年に一回という計算になろうかと思えますけれども、本当に十分な効果が上がるとは思ふまいという私は心配を持つわけです。逆に言うと、文部省がやらなきゃならぬ仕事をこういう運営調査委員に転嫁をして責任を回避するということになりはしないか。これはいかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) 私学に対します文部省の關係をいたしましては、先ほどの他の委員の先生に対して大臣の御答弁にもありましたように、やはり自主性を尊重するというのを一つは重要な要素として考えていかなければならないと思うわけでございます。そういう意味で、例えば補助金を出すにいたしましても、私学振興財団という私学關係者の集まりを中心にしたような組織を通じて出すと。個々の大学に対する補助金を幾らにするということは文部省で直接扱わないというような方式も工夫をしてやっておるわけでございますので、こういった各私学に対する日常の指導につきましても、特に問題等が起った場合には文部省が直接やらなければならないケースも多いかと思います。が、むしろ、こういった一般の私学の關係者の方あるいは学識経験者の方という方にそういう立場でいわばクッション的にそういう役割を果たしていただくということの方が適切ではなからうかと、そういうことを考えているわけでございまして、文部省として逃げたとか、そういうつもりは全くないわけでございます。

それからもう一つ、つけ加えさしていただきたいと思うわけでございますけれども、この学校法人運営調査委員というのはそういう性格のものでございまして、例えば、会計検査院がやりますような経費の一本がどうかというようにすることは到底難しいわけでございますし、私どもはむしろそういうことよりは学校全体の運営の姿勢やなんかがどうなっているかというように、非常にごまかしのきかないといえますか、言葉は悪いですけれども、例えば教員の人事に関する規

定なんかちゃんを整備されているかどうかという
ようなことを見ていただくとか、すぐ目につくところ
もあるわけでございます。あるいは理事会等
も何回かちゃん行われているかどうか。いろん
なことを全般的に見ていただいてその運営の姿勢
について指導をし、助言をしていただく、こんな
ことを考えておるわけでございます。

○粕谷照美君　　そういうふうにおっしゃられ

ば、素直にああそうか、そうかと思えますけれども、しかし、私学関係者が私学の中へ行つてみて、本当にそういう指導ができるのかどうなのかという点では私は非常に不安があります。

昨年(の)一月十一日の新聞なんですけれども、東日本学園大学で設立要件の資金が寄附ではなくて借金であったと。この判断を下したのが札幌地検なんです。札幌地検が、これは設立要件であった資金が寄附じゃなくて借金だったと。その金額は幾らかといえ五十六億円。この大学は佐々木真太郎という同大学会頭の寄附金、それをもとにして文部省が認可をしたものであります。ところが、五十三年の七月に大学の定期預金十二億円がその佐々木会頭名に変更をされた。さらに五十四年四月にも十四億円が口座に振り込まれていた、こういうことが明るみに出ているわけであります。まず最初に、この問題点はどうかだったんです。文部省、認定は間違いがあつたんです。地検の方が間違っているのですか。どうでしょう。

○政府委員(阿部充夫君) 東日本学園の設立に関する経費につきまして、ただいま御指摘をいただ

きましたような、個人の方からの相当額の寄附が前提になってでき上がったものでございます。この寄附金につきましては、その寄附金の当時に寄附の申し込み書、預貯金等の証明書、入金伝票、役員会の決議録といったようなたぐいのものをすべて精査をいたしまして、寄附金として明確に処置されているということで、この学園の設立基金として認め、学園の創設を認めたというものでございます。なおその後、先生御指摘がございまして、たように、その個人の方に対しまして、これは大

学からの貸付金でございますけれども、何とい
ますか、寄附をまた寄附したというんでしょ
うか、そういうことではなくて、個人の方に對する
貸付金として五十三年度十二億、五十四年度十四
億の貸し付けを行ったということがあるわけでござ
います。これらにつきましましては、学校法人の
措置と経営上の処置といたしましては極めて不適
切であるというように指導をいたしまして、
その後、この金額につきましましては全額返還を
されまして、学校法人の方に完全に入金され、戻
っているというようになっておりますのでござ
います。

なお、地検の判断ということもお話ございま
したけれども、私どもとしては、その当時の事情
から見まして、これを寄附金として認定をし、そ
の金につきましても、最終的にはやはり学園に戻
ったというようにございまして、これを
寄附金であると考えておるわけでございませ
う。

○粕谷照美君 学校法人が、会頭であつ
たといへば、学校の金を貸し付けるなどというこ
とはあるんですか。そういうようなことはアフ
ターケアをしてはいるはずですから、文部省にはわ
かつていなきやうなことが、それがなぜわから
なかったんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) これがたまたま先生お
っしゃいました、アフターケアによりまして私立
大学審議会の委員が行つて、こういう事実を発見
したわけでございまして、それからこの問題が起
こり、その返還の措置を講じたというところで
ございまして、まさに視学委員がアフターケアで
こういうことを見つけていただいたということござ
います。

○粕谷照美君 先ほど安永委員が取り上げられま
したけれども、本当に残念なことですよ。九州
産業大学の問題、それから国士館大学の問題です
ね。国士館なんかこの参議院の文教委員会でも初め
て取り上げられたのが昭和四十八年ですから、十
年間連絡として、なぜ一私立大学をこれほどまで
になどと言つて私どもしかられましたけれども、

しかし、そういうことをきちんとしていかない限
り正しくならないのではないかと、こういうことも
思つてきたわけであります。この辺のところにつ
いて、この調査を実施することによつて今の東
日本学園大学のように是正されていくであろう、
自浄能力が発揮されていくであろうという判断を
されてこの措置でありましようか。

○政府委員(阿部充夫君) こういう指導、助言と
いう仕組みにつきましましては、会計検査院の検査と
違ひますので、頭から、どこか悪いところが、言
葉が悪いかもしれないけれども、あるだろうから、
それを見つけてやろうという構えでいくので
はなく、それぞれの私学の運営をできるだけよ
くしてあげたいという意味で助言をしていくとい
う体制で臨むべきものであらうと思つてござい
ます。そういう中では、したがひまして、いろ
いろなことがあるいは裏で行われていたというよ
うな場合に発見できないというやうなことがある
いはあるかと思ひますが、全体として、
そういう体制をしいていくことが私学全体をよく
していく一つの手段、いろいろな手段があると思
ひますけれども、そういう一つの手段として
役立つのではないかと、これを期待しておる
わけでございませう。

○粕谷照美君 私学がみんなそんなことをやつて
いるなんて思つてもいけませんけれども、しかし、
大変な国民の税金を使つていくわけですから、正
しく使つてもらいたいのです。私どもとして
も、私学助成がこれでいいんで、今回だつて減
らされていくわけですから、全然思つてないわけ
です。まだ満足して間もありませんし、長い年
月かけて私学の基盤というものをきちんとしてい
かなければならないという考え方に立っているわ
けですが、どうしても、それならそれなりに私学
自身の態度というものを改めたらわななきやなら
ないと思つていくわけですが、やっぱり予算のこ
の審議に当たつての資料を拝見いたしますと、制
裁措置を文部省が強化をした。それで昭和五十八
年度において制裁措置を適用した事例というの

で、中村産業学園大学、つまり九州産業大学と九
州造形短期大学、国士館は国士館大学と短期大
学、三宅戸というんですか、これは東邦音楽大学
と東邦音楽短期大学、福田学園、これは三つ持っ
ておりまして、東邦大学、純真女子短期大学、埼
玉純真女子短期大学、この三つが制裁措置を適用
されているわけですね。九産大と国士館は有名で
ありますけれども、その他の二つの学園について
はどんな状況の中で制裁措置を受けております
か。

○政府委員(阿部充夫君) いろいろな事情ござ
いますので、的確にお答えできるかはあれでござ
いますけれども、例えば三宅戸学園というのは東
邦音楽大学という大学とそれから短期大学とを設
置しておる大学でございまして、卒業生の卒業
の際に卒業を条件としてある程度寄附金を出せば
卒業させてやるというやうなたぐひのことをした
というやうなことで報道されたものでございま
して、その後内部の実態等いろいろ調べました結果
、例えば教員の体制が極めて不十分で教授会等が十
分行われておらないとかいふやうな運営上の不
備が発見されたわけでございまして、それに伴ひ
まして、これに對しましては厳正な指導をするこ
と、同時に先ほど御指摘がございましたやうな補助金
の上での厳しい措置を講じたわけでございませ
う。三宅戸学園につきましましては、その後文部省の指導
に従ひまして理事長が退陣をするといつて理事長
の刷新等がある部分図られるといふやうな改善
が行われておるわけでございませう。

他のケースはまことに恐縮でございませうけれど
も、ただいま手元に資料を持っておりますので、
お許しいただければ後日、先生に御説明をさ
せていただきますと思ひます。

○粕谷照美君 五十八年度にその制裁措置を適用
した事例というの、そういうことになつていま
すけれども、文部省が毎回発行されるんでしよ
うけれども、不交付校一覧表なんというのがありま
すね。それから事由とかいろいろあるわけであ
れども、その中で私大変なやつになっているのがあ
るんですよ。長期滞納なんというのは不交付校
一覧の中でも明確にこう出ていますけれども、
(参考)としまして「申請のないもの」と、こ
うあるんですね。東日本学園大学(北海道)、ずう
つとこう日本歯科大、東京音楽大、日本文化大、
こういういろいろありますけれども、日本歯科大なん
というのはお金がいっぱいあつて助成金要らない
から申請しないわけでしょう。そういう学校と、
問題があつて、申請したつて、どうせ通らないや
というものを、こつと問題なんではないんですか、どう
ですか。

○政府委員(阿部充夫君) 私どもも、常日ごろ、
その書き方には若干の疑問は感じておるわけで
ございませう。ただ、申請がなかったというだけ
で、文部省として非常に厳しい権限を持つてい
るわけでございませう。その大学の事情を十分調
べた上で、これは悪いから申請しなかつたんだと、
こちらはその関係がないけれども、要らない
という、私学の経営の方針として国の補助金は
もらわないというので申請しないんだというの
を区別するのは大変難しいやうなことです。常識的
には、もちろん、先生おっしゃつたやうなことを
私どもも念頭に置いておるわけでございませう。
けれども、そういう意味で事柄として極めて形式的
に申請がなかったといふことにいたしておるわけ
でございませう。内容は確かに先生がおつ
しやるように必要でないといふものと、それから
申請してももらえそうもないから申請しないとい
ふものとが混在しておるわけでございませう。

○粕谷照美君 その中に松本歯科大学が入つて
いるわけですね。これも数年前この文教委員会でも
取り上げられたわけですが、その後、つづれ
るかと思つたらちゃんとやつていくといふので
すから、お金ももらわなくてもきちんとしていく
体制、力を持つていくのかと思つていました
ら、きのうの新聞に学債を発行したと。私ども、
あの時代に学債がこのまま卒業のときには強制的
な寄附になるのではないかと、したがつて、それは

きちんとしたお金なんだから契約を結ぶようにすべきだというような意見も出したと思っているわけですが、新聞によりますと十六億円だと、お父さんやお母さんたちが、学生を人質にして何だと、しかし、それを出さなければ卒業させてもらえないということになれば、もう、嫌でも仕方がない、オーケーをせざるを得ないというような記事が載っておりましてけれども、これ事実なんだろうか。

○政府委員(阿部充夫君) 松本医科大学の件につきましては、私も昨晩新聞で読んで初めてそういうことが問題になっているのかということを知った段階でございまして、まだ十分事実関係を把握をしておらないわけでございますが、ただ、文部省といたしましては、従来から学債の応募は任意でなければならぬということ、それから学債を引き受けた父兄等に対しては、これを寄附金に充ててくれというようにすることを引き受けるときに、あらかじめ約束をせよとか、あるいはその後交換を要するというようなことは一切してはならないということを事務次官名通達によりまして各大学を指導をしておるわけでございます。

したがって、この報道されているようなことが事実だとすれば大変遺憾なことでもございますので、大学当局に事情を確かめ、必要な指導はしてまいりたい、かように考えております。

○粕谷照美君 必要な指導といいますが、大学当局は、ああそうですか、わかりました、これで終わつたんですか、必要な指導というものは、もっと具体的に本場に一人一人の生徒に、あなたはこの寄附をするのかしないのかということとをちゃんと応答をとるか、学校が見たら、これはうんと言わないから卒業させないぞなんてことがあるかもしれないから、そういうきめ細かなことまである程度指導してあげないと、何かわかつてもらえないような気がしますが、その辺はどうでしょう。

○政府委員(阿部充夫君) 一々の私学につきまして、それぞれの学生等にまでの対応を文部省でやるというのは大変無理なことでもございますし、また、そこまで文部省が立ち入るのもいかに感じ悪いかわかりませんが、しかしながら、学校法人側から状況を聞きまして、こういうことをしてはいけないとか、あるいは父兄会を通じてであっても、そういうことはやっては困るとかいうようなきめの細かい指導はぜひしたいと思っております。

○粕谷照美君 次は、専修学校振興に関する質問でありますけれども、今回は随分予算も増額になっておりますけれども、専修学校というのは全国的にはどのくらいあるんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 専修学校でございますけれども、昭和五十年に議員立法という形でこの制度をおつくりいただきました以後、大衆社会のニーズに適合したということで拡充がなされてまいりました。

昭和五十八年の五月一日現在でございますけれども、国公私立を合わせまして、学校数で二千八百六十校、学生、生徒数で申しますと五十一万人余りが全体で入学をしておるわけでございます。なお、たまたま申し上げましたのは、専修学校の中には先生御案内のように一般課程、専門課程、それから高等課程、高等学校程度のもので、専門課程程度のもので、それから学歴を問わないものという三種類がございますけれども、それを全部合わせました合計数で申し上げたわけでございます。

○粕谷照美君 この設置認可ですけれども、ちょっと緩やかなのではないかと、問題のあるところがあるのではないかとという声が聞こえてまいります。

例えば、募集広告を見て学校を訪ねて行って、そしてびっくりして帰ってくる人たちがいるわけですから、この辺に大きな相違がある学校があるわけですから、これはどういふところで調査をしておりますでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 専修学校につきましては、先ほど申し上げたようなことで、ずっと各学校がかなり増設をされ、学生数も相当集まっております。

ておるわけでございますが、これの認可につきましては、文部省で基本的なことだけは通知等の格好で用意はいたしておりますけれども、そういう範囲内で各都道府県が監督庁でございますので、各都道府県において認可をしておるというよう制度になっておるわけでございます。

先生の御指摘にもございましたけれども、私も専修学校がこれまで発達をして量的に拡大をしてきたと、この段階から以降は中身の問題と、これは先生のおっしゃいますような関係で、学生がどの専修学校を選ぶかということの判断が十分的確にできるようにしていくという、この二つの点が非常に重要なことではなからうかと思っております。それでございまして、各都道府県に対する主管課長会議等におきまして、監督庁である各都道府県を指導いたしますと同時に、専修学校の団体等に対しまして、毎回のようその二点についていろいろ御注文を申し上げておるわけでございます。

そういった結果といたしまして、最近では大変いい例といたしましては、例えば東京都関係では東京の専修学校関係の団体と東京都の高等学校の先生方の間で、年に何回か進路指導の協議会というふうなものを開きまして、お互いに意見交換をするというふうなことで、専修学校の実態も高等学校の先生方に十分わかり、生徒指導を間違わないで済むというふうなこともできるようになっていようなことも進められておりますし、さらに、このような傾向は広がって、専修学校側と全国の高等学校の進路指導協議会との間での協議というふうなことも始まっておるわけでございます。もう一つ、この二つの問題を通じて専修学校の内容の充実と、それから進路選択の適正化というあたり、この二つの問題を逐次いい方に向けていきたいと、こんなふうに考えております。

○粕谷照美君 二十七ページにいましまして、公立学校の施設整備の面からお伺いをしますけれども、随分減額になっていきますね。この減額の理由は何何ですか。

○政府委員(阿部充夫君) 公立学校の施設費の補助金につきましては、これは毎年度府県を通じて各市区町村等の計画をとりまして、その計画に適合できる額を予算要求をし、確保をしておるわけでございまして、明年度の予算につきましてもそういった体制で確保をいたしております。これは、先生も御承知のとおりでございますけれども、昭和五十七年度をピークにいたしまして中学校児童生徒の数が減少に向かったということと、これまで急増対策等かなりの学校施設の整備が行われておりましたものが、その必要が地域によってなくなってきたというふうな結果でございまして、金額といたしましては、各地方団体が極めて不満を持つというふうな形の結果は決してないということでございます。

○粕谷照美君 しかし、地方団体の要望が全部取り入れられた金額であると、こういうふうな理解できないのではないかと、どうですか。

○政府委員(阿部充夫君) これは完全にということとが言えるかどうかは別でございますけれども、従来から各市町村の御計画をいたしまして、それが実際に実行の段階になりますと一年後になりますので少し計画が動いてくるようなケースがございます。そのようなことも考えながら予算を組んでおります関係上、完全一〇〇%とまで言い切れない年もあるいはあるかと思っておりますけれども、一〇〇%に近いような形で各県の御要望に対応してきておるわけでございます。したがって、五十九年につきましても、これまでの経緯からしまして、おおむね御要望にはこたえられるというふうに私も判断をしております。

○粕谷照美君 やっぱ予算委員会にいたしたこの資料なんですけれども、公立小中学校の危険校舎の状況というのがあります。これは二十八ページの(8)になるんでしょうか。随分危険校舎があるんですね。北海道の数を最高にして、私の

ところの新潟県などというのは二番目に位置しているわけだ。こういう危険校舎を放置しておくということは非常に問題だというふうに思いますが、これは市町村がやらなければ文部省はお金を出さない、こういうことになるかと思ひますが、大分、市町村も財政底をついてるんでしょか。

○政府委員(阿部充夫君) 公立小中学校の木造危険建築物の改築につきましては、従来からその促進に努めてまいるところでございます。特に昭和五十二年の第二次補正予算以降はこの改築を一層促進するという観点から、それまで改築補助対象の基準を四千五百点以下と定めておりましたものを千点引き上げて五千五百点以下のものまで対象にするというような措置等も講じまして各市町村を指導し、その解消に努めてきたわけでございます。そういったことから、最近では木造建築物そのものがずつと減つてまいりまして、鉄筋化率で申しますと八九割、つまり木造のものが一割ぐらいしかもう残っていないところまでまいりました。その木造建物の中で約三分の一ぐらいが危険建物でございます。残りの三分の二はそれほどではないというものでございます。したがって、今、量的にはたしか五百万平米くらいが残つておるかと思ひますけれども、これらにつきましては各市町村から御要望があり次第それに対応するという構えで、文部省として予算措置をしていくわけでございまして、全体の予算が、本年度の公立文教予算が一〇%ほど減少している中ではございまいけれども、この危険建物については前年同額を計上して対応しようとしておるのでございます。

○粕谷照美君 この時の豪雪でも三つの学校の体育館が倒壊をいたしましたね。あの場合は子供たちに死傷事故がなかったから本当に助かったと思ふんですけども、この辺については、もっと積極的に各自自治体で努力するように、また、その努力をすることができるよう文部省としても対応を考えていただきたいということでございませう。

す。

その次にマンモス校について伺います。このマンモス校解消のために今回措置をとられたということには私も賛意を表したいと思ひますけれども、このマンモス校を解消するということは教育的に問題があるからこそ解消しなければならぬ、こういうふうな理由を文部省として考へていらつしやいますか。

○政府委員(阿部充夫君) マンモス校の問題点につきましては、私もいろいろ問題があると感じておるところでございます。機会のあるごとに各都道府県の関係者あるいは現場の人たち等の御意見等も伺ひ、問題点を耳にするようにいたしておるわけでございます。

いろいろありますので、ざつと申し上げさせていただきますと、まずはマンモス校の場合、どうしても施設が基準等に比べて非常に少ないというケースになつてまいりますので、例えば土地が一般のものに比べて五割程度しか校地がない、そういった中で生徒を入れるために校舎をつくつてまいりますので、校舎の配置がどうしても複雑になつてまいりまして、防災等の見地からなかなか問題があるというふうなケースもございまして、例えば運動場が狭いために十分体育の授業が組めないというふうな問題もございします。あるいは学校行事面で、運動会とか文化祭とかいうようなたぐいのものが、全校一統の運動会ができないから、何回かに分けて運動会をやるというふうなケースも出てまいります。さらには、人間関係の面におきまして、職員室が二つに分かれていて、三つに分かれていてというふうなことから、校長と各教員の間の意思疎通が十分行われなかつたか、あるいは職員相互の意思疎通も十分でない。また、そうなつてまいりますと、子供たちも、余りマンモス校ですと、子供たち相互の交流も十分にならないといったようないろいろな問題があるわけでございます。そういった問題をできるだけ解消し

ていきたいということで、文部省としてもかねてから、この過大規模校解消問題に取り組んでまいつたわけでございしますけれども、特に昭和五十九年度からは、さらに従来の仕組みを一步進めまして、残された課題に取り組もうとしておるわけでございします。

○粕谷照美君 このマンモス校解消のために、解消する計画があると、こう市町村の報告をもらつていて資料を私は今見ておるわけですが、いろいろ問題はあつても、こういう点、こういう点で解決をしていくというのには非常にいいことだといふふうに思つておりますが、しかし、この周辺に用地がなく、通学区の調整も困難なために新設校の建設はできないものというのが小学校で九十、中学校で七十七、合計百六十七あるんですね。これは大変なことだと思ひます。一体、こういうところに対してはどのような措置をとればいい条件ができるのだろうか。それから三番目に、過大規模校、つまり三十一学級以上の学校であるけれども、用地も建物も基準以上であるために新設校建設は予定していないというのが小学校で六十、五、中学校で八十一、合計百四十六あるんですね。これはもう今まで、つまりそれは三十一学級以上であつても、基準に合つていますよと言へば、ほとんど建て替へるわけですね。今後はそういうことがないような基準にするのですか。

○政府委員(阿部充夫君) 先生、御指摘がございましたのは、昨年の四月一日現在で私も行ひました調査の結果に基づいてのお話であらうかと思ひます。この調査によりまして、三十一学級以上のいわゆるマンモス校が二千四百四十四校という数字になつてまいりました。そのうち、先生のお話もございましたように、これまでの補助制度等によつて解消する見込みが立つてゐるというふうなこと、あるいは児童生徒が間もなく減少してしまふので解消するというふうなたぐいのものが千五百校余りで、大体七五%はそういう形で解消するということが見込まれておるわけでございませう。

そのほかに先生のお話にございましたような周辺に土地が全くないというふうなケースでございますとか、あるいは過大規模校であるけれども、校地、校舎等十分用意してあるから解消することは考へていないというふうなケースのものが約三百校でございます。私も、周辺に用地が全くないというのを、物理的に存在しないものをどうするかというのは大変難しいわけでございしますけれども、それにいたしまして、何らかの工夫がないものかということで、各都道府県を通じて、あきらめないで考へてほしいということを各市町村にもお願いをしておるわけでございします。それからまた、どうしてもそういう状態にある場合には、管理運営上、各市町村としても特別の配慮、学校としても特別の工夫ということもいろいろ考へてほしいというふうなこともあわせてお願いをしておるものでございします。

以上申し上げた数字のほかに約三百校が何らかの新しい措置があれば解決することができるとはなないかというものがございします。その部分についての措置を五十九年度から新たに開始しようということをやつておるわけでございまして、先生、御指摘のございました、あきらめてゐるようなケースにつきましても、あきらめずに粘り強く考へてほしいという指導をしておるということでございします。

○粕谷照美君 大臣にお伺ひいたしますけれども、大臣もいろいろ学校、随分見てこられたと思ひますけれども、最高のクラスというのはいくつあると思ひますか、一学校で。

○国務大臣(森喜朗君) クラスの数はさうです。

○粕谷照美君 教えちゃだめじゃないですか。

○国務大臣(森喜朗君) 教えてもらひました。五十九クラスというのが最高ださうです。

○粕谷照美君 そうなんです。大阪で五十九クラス、二千三百三十人の小学校、それから同じ大阪で、中学校では五十六クラス、二千四百二十六人。まあ、これではとても教育なんという条件ではないと思ひますね。校長先生は、それでも一カ

月たつと覚えてもらへるやうですけれども、教頭先生は一学期たつても覚えてもらへないやうです。何か話したり注意したりすると、どこのおじさんだと、こういうふうに言われて、もう教師の權威も何もあつたものじゃない、こういうふうに言つて嘆いておられましたけれども、このマンモス校解消というのは非常に重要な問題ですが、文部省の考え方が三十一学級以上、こういうふうになっていきますね。大臣としては、適正な規模の学校というのは一体どの程度のことだというふうにお考えになっていますか。

○國務大臣(森喜朗君) 適正な規模というのは大体十二から十八、ないし二十四というのが大体標準になっておるように承知をいたしております。もちろん、設置者が、二十五を超えなくても分離をしたいというそういうお考えであれば、文部省としては積極的に、今の仕組みの制度ではございませんけれども、従来の分離方式で措置をしてきたものでございませう。しかし、現実には設置主体者が大体三十を超えないと、分離という気持ちににおなりになっていないようでございしますが、それにはいろいろな事情もたくさんありますが、単に用地だけではなくて、通学区域の問題、特に新しい、こうした大阪等では余りないようでありますけれども、地方の方に参りますと、昔からの意識みたいなものがございしますから、そういう地域住民の考え方を調整することにも非常に問題があつて、はかばかしく進んでいないということでございますが、当面は先ほどから管理局長が申し上げておりますように、まず最大のネックは用地を確

と、ころでございます。文部省といたしましても、少なくとも、当面積極的に過大校解消をしていただくであろう、そういう事業量だけはしっかりとこの予算で確保しておるつもりでございます。

○粕谷照美君　次いで十六ページに移ります。

「幼稚園教育の普及充実」というところでございますが、幼稚園教育要領に関する調査研究費というのが三百万円等がつてますね。先ほどこれについての指摘もあったと思いますが、これは本当のところ、まだこの予算を組むところは、教育臨調なんという構想が出ていなかったと思うわけです。何を考えて予算計上したんですか。

○政府委員(高石邦男君) 現在の幼稚園の普及状況が、保育所を入れますと九〇%、保育費ができたのは、たしか三十年台でございます、もう二十数年の歳月が流れておる。そういうことが一つと、それから現実的に子供の保育の内容が、ほとんどの幼稚園に入っている子供がある程度字を知っているとか、覚えているとか、数字がある程度教えられるというような実態の変化というのが、あるわけでございます。したがって、前々から、現在の保育内容はこれでいいかということが、現在の保育内容になっていまして、そういう角度から協力者問題になっていまして、そういう直しをやっていくことを考えて要求していただくわけでございます。したがって、新しい制度の問題といたしまして、今後のものに關係なく、そういう基礎的なデータは十分調査して実態をつかんで、そして研究していく必要があるという気持ちで予算をお願いしていただくわけでございます。

○粕谷照美君 私は海部文部大臣のときに、予算委員会での質問をしたことがあるんです。東京あたりの小学校になりますと、大体八つから十幾つぐらいの幼稚園から小学校に入ってくる。それに保育園から入ってくる。さまざまなレベルの子供たちを小学校一年生で持つ担任の苦労なんというのは大変なものなんです。それで、もう落ちこぼれが一年生の段階から出てくる。それで、小学校一年生に入るまでには大体どのくらいのこと

を、文字ですね、覚えきたらいいのかと伺いましたら、森文部大臣だったら、どういってお答えになりますでしょうね。

○国務大臣(森喜朗君) 私も不勉強でございます、さつきも五十人クラスを教えてもらったほどでございます、大変申しわけないんですが、実は、たしか高石局長だったと思いましたが、幼稚園で字を教えちゃいけないのかと言つて実はお尋ねをしたんです、正直なところ。系統立つて教えてはいけないうんだ、こういうことでございまして、どうも私は、そういうところが、現代のこ

ういう社会の情勢から見ても、家庭状況から見ても、若干ちよつと今異を唱えたいという気持ちです。現実には、昔はテレビなんというのは家庭になかったわけですから、もちろん絵本とかそういうものを見て字を覚えたと思いますが、最近、やっぱり子供たちはテレビを見て、コマージュルで

ばつと漢字が入ってくるわけですね。ですから、そのこと自体だって、もう幼稚園児はしょっちゅう出てくるコマージュナルなどは大体覚えてしまふ。そういうことを考えてまいりますと、どうも実情にちよつと合っていないという感じがいたしまして、もう一遍きよう、高石さんにつき確認をしたら、会話だとか物事の事象を見て、ああ、お月様だとか、お菓子だとか、御飯だというような形で覚えるのはいいんだと、こういうことでございましたから、私は、こういう調査をこれからしていくということでございましたならば、幼児教育の中での実施なども現実に照らし合わせて、何らかの形で工夫を凝らしていくということ

が大事なんじゃないかなというのが、いろいろ、私は——粕谷先生、どういうお気持ちで私に御質問をいただいたのか、ちよつとその辺わかりませんが、私は、もう率直な気持ちとして、そんな感じを持っておるといふことを申し添えておきます。

○粕谷照美君　私も、みんなそれで悩んでいるんだと思うんですね。現場の小学校教師は、覚えてきたら教えることがなくなる、教えなきゃならな

ということ、私に、文部省はやっぱり遊ぶといふことを大事にしていけないんだなあと、こういう話をしておられました。

この「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作」、こういう教育要領を、もっともつとんと、学習体系立つた方向に持っていこうとするものなのかどうか、その辺をお伺いしたい。

○政府委員(高石邦男君) いろんな意見がありまして、先ほど来話がありましたように、字を書く、数字を自然に覚えていく、そういうような実態があるんだから、余り強制にわたらないで、ごく自然な形で覚えられるような形のものも保育内容にあつていいのではないかと御意見もあります。また、今、御指摘のありましたように、そういうものの以前に、もっと情緒を安定させるような遊びであるとか、そういう情緒面の教育を充実すべきではないかという意見もございます。したがって、そういうものも実態がございまして、いままで、一回、この経費で国公立を通じた、一体どういふような形になっているかということの詳細に調査してみたいと思ふんです。その上に立ちまして、専門家によるいろんな意見をお伺いするといふような形で、この内容の研究を深めていきたいと思ひます。したがって、今の段階でどちらの方向で、どうこうするということを申し上げる前に、まず基本的な基礎データの調査研究を十分やって討論を深めていきたいといふふうに思つております。

○粕谷照美君 そうしますと、その教育内容については保育所と大体足並みをそろえましょうといふことで、ずっとやってきているわけですね。厚生省の方も実態調査をしてもらわないと困ると思ふんですね。片方だけ突出をして実態調査をして、片方、文部省だけでその教育要領の見直しを考へていくといふことは問題なんです。両方連絡をとり合うことになっておりますでしょう。

○政府委員(高石邦男君) 建前としては保育内容は、保育所においては、それに準じて教育をやる

という形で、どちらかといいますと、文部省サイドでの幼児教育がどうあつたらいいかという角度の論議が展開されてきて、そしてそれを保育内容として定めていくと、その定められた内容を幼稚園教育で展開すると、同じような内容を保育所で展開してもらふ。こういう仕掛けになっているわけでございます。したがって、そういう角度から、現在、六歳児で言いますと六割強で、保育所は三割強というような実態になっております。そういう仕掛けになっていることが一つ。それから、保育所に対して文部省のそういう調査を行うということがスムーズにいくかどうかという問題もございまして、今の御指摘もございまして、厚生省とも連携をとりながら、文部省としては、先ほど来申し上げているような観点での実態把握に努めたいと思つていふので、保育所の側でも協力してもらふものかどうかと。協力してもらふものならば、それに準ずるような調査は考えられるのではないかとこのように思ひます。

○粕谷照美君 教員免許法と私は関連して考えてみますと、幼稚園の教員も、もうちょっと単位をたくさん取りなさいと、こういうことになりましてね。そうしますと、保育さんとの格差というのはいくぶん大きくなるんですね。ますます幼稚園有利になりはしないか。片方だけもうほとんど事実が先行していく。そういうことについて非常に懸念をするものであります。母親が働いているから幼稚園に出すことができてなくて、保育園に行つた。保育園が幼稚園に準じてである。そして、幼稚園の先生はうんと学歴で言えはいいという思想があるわけですから、そういう意味で、何か子供に申しわけないと思う、あるいは劣等感を持つような、そんな状況をなくするような、すべての就学前の子供たちは同じような状況のもとに保育をされる、教育をされるという条件をつくつていただきたいという要望をしておきたいと思ひます。

最後に、時間がありませんから一つだけお伺い

をいたしますけれども、この国立大学の整備に関する部分であります。整備に関するといひながら、実質的には四十八億九千万円もマイナスになっている予算であります。特にそのマイナスになっている予算の中で、基準的教育研究費というのが二十八億五千万円も減つております。この部分については、研究費というのは学生、それから教官当たりの積算校費、この単位が据え置かれるわけですが、物価がどんどん値上げして、上下水道も光熱費も運賃も図書も上がるといふことでは、実質的には研究費が低下をしていふ。それじゃあ何のための整備充実かと、こういうふうにならぬないわけにはまいりません。この辺について、文部大臣はどう考えていらつしやるか伺ひます。

○政府委員(宮地實一君) 教育研究の基幹的経費でございますが、学生当たり積算校費、教官当たり積算校費の単価改定が行われなかつたわけでございまして、私ももといたしましては御案内のとおり五十九年度予算が一般歳出を前年同額以内に圧縮するといふ大変厳しい状況下で編成をされたわけでございまして、定年制実施に伴う退職手当等、人件費の義務的経費の増といふような要素もございまして、そんな点で物件費がどうしても圧迫を受けるというふうな事柄がございまして、教育研

究の基幹的経費としての学生当たり積算校費、教官当たり積算校費については一応前年同額を確保するといふことにいたしましたものでございまして、なお、特別なプロジェクト研究を推進するため特定研究経費を充実するといふことや、あるいは学生の教育に必要な実験、実習、特別経費についても増額措置は講じているわけでございまして、大変厳しい中で教育研究水準の維持向上には努めておるつもりでございまして、今後とも、それらの点については十分留意してまいりたいと、かように考えております。

○粕谷照美君 終わります。

○委員長(長谷川信君) 本日の質疑はこの程度といたします。

明日は午前九時から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十八分散会

三月二十八日内閣から左の議案の修正について、国会法第五十九条の規定に基づき衆議院の承諾を求めた旨の通知書を受領した。

三月二十九日衆議院から、同案の修正を承諾した旨の通知書を受領した。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案中修正

国立学校設置法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項中「昭和五十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項に見出しとして「(文部省設置法の一部改正)」を付し、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和五十九年度に北見工業大学、図書館情報大学、高知医科大学、佐賀医科大学若しくは大

分医科大学の大学院又は長崎大学医療技術短期大学部に入学した者は、在学年数の計算に關しては、昭和五十九年四月一日から当該大学院又は短期大学部にそれぞれ在学していたものとみなす。

附則に次の一項を加える。

(国立学校特別会計法の一部改正)

4 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の二部を次のように改正する。

附則第十四項を次のように改める。

14 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正前の文部省設置法第十四条に掲げる国立遺伝学研究所は、昭和五十九年四月一日から改正法による改正後の国立学校設置法第九條の二第一項の表に掲げる国立遺伝学研究所であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で改正法の施行の日の前日までに一般会計の昭和五十九年度の暫定予算に基づいてしたものは、この会計の同年度の予算に基づいてしたものとみなし、これに係る収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の同年度の歳入とみなす。

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案)

共済組合からの年金の額の改定に關する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十四の次に次の一条を加える。

(昭和五十九年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額の区分の別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は障害年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の二)」とあるのは「三分の二」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の二」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十五第二項又は第三項」と読み替へるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替へるものとする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十四の次に次の一条を加える。

第二条の十五 前条の規定の適用を受ける年金のうち、法律第四百四十号附則第四項第一号(法律第四百四十号附則第十項において準用する場合を含む。)に規定する旧長期組合員であつた期間を有する者に係るもの(次項において「旧長期組合員」という。)については、昭和五十九年三月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額を平均標準給与の年額と、同条第一項又は第二項の規定による年金

の額の改定の基礎となつた法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にその額が別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百四十号又は法律第四百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金のうち、旧長期組合員であつた期間を有する者に係る年金については、昭和五十九年三月分以後、その額を、その組合員に係る法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にその額が別表第九の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額とし、その額が五百二十八万円を超えるときは、五百二十八万円を限度とする。)を法律第四百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百四十号又は法律第四百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 前条の規定の適用を受ける年金又は昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十九年四月分以後、その額を、同条第一項若しくは第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又はその組合員に係る平均標準給与の年額にそれらの額が

第四條の十二の次に次の一条を加える。
(昭和五十九年度における旧法の規定による退職年金等の最低保障に係る改定)
第四條の十三 第一條の十五の規定の適用を受ける年金については、同條の規定による改定

第六條の十の次に次の一條を加える

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで

足三食二〇一六〇五〇五〇一三六〇

別表第二の十七(第三条の十五関係)

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から 一〇一、二〇〇円まで	六〇五、一〇〇円
一一五、〇〇〇円	六六二、六〇〇円
一二九、六〇〇円	七四六、八〇〇円
一五〇、〇〇〇円	八六四、三〇〇円

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九(第一条の十五、第二条の十五、第六条の十一関係)

金額の区分	率	金額
一、二〇〇、〇〇〇円未満	一・〇二一	
一、二〇〇、〇〇〇円以上五、〇五二、六三二円未満	一・〇一九	二、四〇〇円
五、〇五二、六三二円以上	一・〇〇〇	九八、四〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	七五、〇〇〇円	七五、五〇〇円未満
第二級	七六、〇〇〇円	七五、五〇〇円以上 七八、〇〇〇円
第三級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円

未満	第一級	七七、〇〇〇円	七八、五〇〇円未満
未満	第二級	八〇、〇〇〇円	七八、五〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満
未満	第三級		

「第四級」を「第三級」に、「第五級」を「第四級」に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、

級に、「第三十四級」を「第三十三級」に、「第三十五級」を「第三十四級」に、「第三十六級」を「第三十五級」に、「第三十七級」を「第三十六級」に、「第三十八級」を「第三十七級」に、「第三十九級」を「第三十八級」に、「第四十級」を「第三十九級」に、「第四十一級」を「第四十級」に、「第四十二級」を「第四十一級」に、「第四十三級」を「第四十二級」に、

第四十二級	四四〇、〇〇〇円	四三五、〇〇〇円以上 四四五、〇〇〇円未満
第四十三級	四五〇、〇〇〇円	四四五、〇〇〇円以上

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「五百二十八万円」を「五百四十万円」に改め、同項第二号中「五・六四九」を「五・七六二」に、「二万二千六百円」を「二万三千元」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)以下「改正後の法律第四百四十号」という。附則第八項第二号の規定は昭和五十九年三月一日から、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。第二十二條第一項の規定及び改正後の法律第四百十号附則第八項第一号の規定は同年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十九年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が八万円以下である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万八千五百円以上であるものを除く。)又は四十四万円である標準

給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十四万五千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法律第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十九年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

6 改正後の法律第四百十号附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年二月二十九日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、同年三月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「五百四十万円」とあるのは、「五百二十八万円」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本育英会奨学金制度の改悪反対等に関する請願(第八六九号)

一、高校新増設費国庫補助増額等に関する請願(第八七二号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第九〇一号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第九一五号)

一、高校新増設費国庫補助増額等に関する請願(第九二二号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第九七五号)

一、生徒急増地域の高校増設促進等に関する請願(第九七八号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第九七九号)

一、教育条件の整備等に関する請願(第九八〇号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一〇四五号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(一一〇二号)

第八六九号 昭和五十九年三月十六日受理
日本育英会奨学金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市赤松町七ノ二ノ六ノ五〇五 寺崎弘昭 外百六十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八七二号 昭和五十九年三月十六日受理
高校新増設費国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都国分寺市西恋ヶ窪三ノ二二ノ一六 土屋綾子 外千名

紹介議員 安井 謙君

中学卒業生の急増により受験競争が激化しているが、希望するすべての子どもが行き届いた高校教育を受けられるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、高校新増設にあたり、国庫による建築費補助制度を継続・確立し、補助金を大幅に増額すること。

二、私学に対する公費助成を大幅に増額して、教育条件の充実と、父母負担の軽減を図ること。

三、高校教育を希望するすべての障害児に就学を保障するための予算を大幅に増額すること。

四、一学級当たりの児童・生徒数を減らし、教職員定数の増加を図るなど、教育条件の改善を図ること。

第九〇一号 昭和五十九年三月十六日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七六 千葉勇

紹介議員 赤桐 操君

一、障害児者の就学にあたり、普通学校、特殊学校の選択は本人又は親が行い、学校はそれを受け入れること。

二、日本学校健康会法に年金制度を導入すること。

三、学校の施設は障害者でも利用できるようにし、そして、就学中に障害者になった者を学校は積極的に受け入れること。

理由 (一)障害児を養護学校で教育することには利点もあるが、次のような弊害がある。(1)障害児ばかりの養護学校では、身体的な機能面において健全児の機能が、そのまま一般健全児、一般の成人と同一であると思ひ込む。(2)健全児のなかで障害児を教育すると、障害児が健全児に引つ張られ、心身両面にわたって大きく伸張するが、養護学校では自分が障害者であると萎縮してしまい、将来成長して社会へ進出する際、一般健全者との間に隔絶感が生じ、自立して社会生活を営むことが困難になるおそれがある。(二)生徒、学生のときに体育の

実技で失敗して終生不治の脊髄損傷になり、成人して現在障害福祉年金を受給している者は、この年金の水準が低いので生活が困窮している。体育の実技は、学業の科目として教師の指導監督のもとに実施が義務づけられているものであり、失敗して重度身体障害者になってもその筋からの年金が支給されないというのは、無責任である。これらの者を救済するため、日本学校健康会法に年金制度を導入し、そして、これを各種学校、大学にまで拡大すべきである。(三)生徒(学生)が就学中に交通事故、体育実技などで脊髄損傷になつて車いすを使用するようになると、こうした設備が学校側に皆無のために、学校側は車いす使用の生徒(学生)の就学継続を拒否する。しかし、車いす使用の生徒(学生)が利用できる施設のある学校はなかなか見つからないので、就学継続の断念を余儀なくされる。こうした生徒(学生)を救済するため、就学中の生徒(学生)で車いす使用者が発生した場合は、これに対応する学校の設備を速やかに新設して就学を継続できるようにし、また、障害者となつた生徒(学生)を学校は積極的に受け入れるべきである。

第九一五号 昭和五十九年三月十七日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(五通)

請願者 北海道旭川市五条西八丁目 下川 原正己 外四千九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第九二二号 昭和五十九年三月十七日受理
高校新増設費国庫補助増額等に関する請願

請願者 東京都小金井市桜町二ノ一ノ二三 井筒雅子 外千名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第八七二号と同じである。

第九七五号 昭和五十九年三月十九日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第九〇一号と同じである。

第九七八号 昭和五十九年三月十九日受理
生徒急増地域の高校増設促進等に関する請願

請願者 大阪府高槻市栄町一ノ一八ノ一六 栗村源一郎 外五千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第九七九号 昭和五十九年三月十九日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(五通)

請願者 札幌市白石区厚別中央一条四ノ三 朝倉哲男 外四千九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第九八〇号 昭和五十九年三月十九日受理
教育条件の整備等に関する請願

請願者 大阪府豊中市新千里南町一ノ一ノAノ一七〇六 森岡清 外三千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。

第一〇四五号 昭和五十九年三月二十二日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(五通)

請願者 北海道岩見沢市北四条西八丁目 長谷川勝治 外四千九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第一〇二二号 昭和五十九年三月二十二日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 横浜市中区戸塚区舞岡町二一 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第九〇一号と同じである。

第九九二号 昭和五十九年三月二十二日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(五通)

請願者 北海道旭川市五条西八丁目 下川 原正己 外四千九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第九九三号 昭和五十九年三月二十二日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(五通)

請願者 北海道旭川市五条西八丁目 下川 原正己 外四千九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第九九四号 昭和五十九年三月二十二日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(五通)

請願者 北海道旭川市五条西八丁目 下川 原正己 外四千九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第九九五号 昭和五十九年三月二十二日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(五通)

請願者 北海道旭川市五条西八丁目 下川 原正己 外四千九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第九〇一号と同じである。

四月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、学校教育法の一部を改正する法律案(衆)
- 一、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(衆)
- 一、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(衆)
- 一、学校教育法等の一部を改正する法律案(衆)

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項ただし書中「又は事務職員」を削り、同条第二項中「必要な職員」を「養護助教諭その他必要な職員」に改め、同条第十二項中「養護助教諭に代えて養護助教諭を」を削る。

第五十条第一項中「教諭」の下に「養護助教諭」を加え、同条第二項中「養護助教諭」を削る。

第一百三十三条「当分の間」を「高等学校には、第五十条の規定にかかわらず、昭和六十四年三月三十一日までの間」に改める。

第百四条を次のように改める。

第百四条 小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部には、第二十八條の規定(第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。)にかかわらず、昭和六十四年三月三十一日までの間、事務職員は、これを置かないことができる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八條第二項及び第十二項の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。
- 2 政府は、速やかに、養護助教諭の資格を有する者の不足を解消するため、その養成について計画を樹立し、これを実施しなければならない

い。

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公立の幼稚園に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて幼稚園の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「教職員」とは、園長、教頭、教諭、養護助教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。第六條において同じ。)及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一条第二項の規定に基づいて置かれる職員であつて次に掲げるものをいう。
一 学校栄養職員(幼稚園における給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう。第八條において同じ。)

二 事務職員(幼稚園における事務に従事する職員であつて地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当するものをいう。第九條において同じ。)

三 学校給食調理員(幼稚園における給食の調理に従事する職員をいう。第十條において同じ。)

四 学校用務員(幼稚園の環境の整備その他の用務に従事する職員をいう。第十一條において同じ。)

(学級編制の標準)

第三条 公立の幼稚園の学級は、同じ年齢(学年の初めの日の前日における年齢をいう。以下この条において同じ。)の幼児で編制するものとする。ただし、幼稚園の幼児の数が若しくは少ない

場合においては、政令で定めるところにより、異なる年齢の幼児を一学級に編制することができ。

2 公立の幼稚園の一学級の幼児の数は、次の表の上欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準とする。

学 級 編 制 の 区 分	一学級の幼児の数
年齢が三歳である幼児で編制する学級	二十人
年齢が四歳である幼児で編制する学級及び年齢が五歳である幼児で編制する学級	二十五人
異なる年齢の幼児で編制する学級	十人

(教職員定数の標準)

第四条 公立の幼稚園ごとに置くべき教職員の定数は、次条から第十一條までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(園長の数)

第五条 園長の数は、一とする。

(教諭等の数)

第六条 教頭、教諭、助教諭及び講師の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 学級数に一・五を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下この条において同じ。)

二 心身の故障が政令で定める程度以上の幼児が在園する幼稚園について、一(当該幼児の数が四人以上であるときは、一に当該幼児の数から三を減じて得た数に三分の一を乗じて得た数を加算した数)

(養護助教諭等の数)

第七条 養護助教諭及び養護助教諭の数は、一とする。

(学校栄養職員の数)

第八条 学校栄養職員の数は、給食(政令で定めるものをいう。第十條において同じ。)を実施する幼稚園について、一とする。

(事務職員の数)

第九条 事務職員の数は、一とする。

(学校給食調理員の数)

第十条 学校給食調理員の数は、給食を実施する幼稚園について、一とし、当該幼稚園の幼児の数が百一人以上であるときは、一に当該幼児の数から百を減じて得た数を二百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を加算した数とする。

(学校用務員の数)

第十一条 学校用務員の数は、一とする。

(教職員定数の算定に関する特例)

第十二条 第四條の規定により公立の幼稚園の教職員の定数を算定する場合において、当該幼稚園の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該幼稚園において保育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情があるときは、第四條の規定により算定した数に政令で定める数を加えるものとする。

(分園についての適用)

第十三条 第六條から前条までの規定の適用については、本園及び分園は、それぞれ一の幼稚園とみなす。

(教職員定数に含まない数)

第十四条 第四條に規定する幼稚園の教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者
二 女子教職員の出席に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者
三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第十五条第一項の規定により臨時的に任用される者
（政令への委任）
第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
2 公立の幼稚園の学級編制については、昭和六十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項の規定にかかわらず、幼児の数及び幼稚園施設の整備の状況を考慮し、同項の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該幼稚園を設置する地方公共団体の教育委員会がその基準を定める。
（教職員定数の標準に関する経過措置）
3 第四条に規定する公立の幼稚園の教職員の定数の標準については、昭和六十四年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の幼稚園の幼児の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 学級編制及び舎室編制の標準（第三条）
（条一第六号）
第三章 教職員定数の標準（第七号・第二十条）
第四章 雑則（第二十一条・第二十五条）
附則
第一章 総則
（目的）
第一条 この法律は、公立の障害児教育諸学校に關し、学級編制及び舎室編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学級編制及び舎室編制並びに教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて障害児教育諸学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。
（定義）
第二条 この法律において「障害児教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。
2 この法律において「教職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。第九条において同じ）、寮母、事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者）をいう。第十二条において同じ。及び学校教育法第七十六条において準用する同法第二十八条第二項（同法第四十条において準用する場合を含む）、第五十条第二項又は第八十一条第二項の規定に基づいて置かれる職員であつて次に掲げるものをいう。
一 寄宿舎看護婦（寄宿舎において児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の看護に従事する職員をいう。第十三条において同じ。）
二 学校栄養職員（学校給食又は寄宿舎における給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう。第十四条において同じ。）
三 通学用自動車運転職員（障害児教育諸学校の児童等の通学のために必要な自動車（以下

「通学用自動車」という。）の運転に従事する職員をいう。第十五条において同じ。）
四 通学用自動車添乗職員（通学用自動車を利用する児童等の乗降の介助等に従事する職員をいう。第十五条において同じ。）
五 学校給食調理員（学校給食の調理に従事する職員をいう。第十六条において同じ。）
六 寄宿舎給食調理員（寄宿舎における給食の調理に従事する職員をいう。第十七条において同じ。）
七 汽かん職員（学校において政令で定めるボイラーの取扱いに従事する職員をいう。第十八条において同じ。）
八 学校警備員（校舎又は寄宿舎の警備に従事する職員をいう。第十九条において同じ。）
九 学校用務員（学校の環境の整備その他の用務に従事する職員をいう。第二十条において同じ。）
第二章 学級編制及び舎室編制の標準
（学級編制の標準）
第三条 公立の障害児教育諸学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚園の学級は、同学年の児童若しくは生徒又は同年齢の幼児で編制するものとする。
2 各都道府県ごとの、公立の障害児教育諸学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害児」という。）で学級を編制する場合にあつては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。
3 公立の障害児教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、八人（専門教育を主とする学科にあつては七人、重複障害児で学級を編制する場合にあつては三人）を標準とする。
4 公立の障害児教育諸学校の幼稚園の一学級の幼児の数は、五人を標準とする。
（学級編制）
第四条 公立の障害児教育諸学校の小学部又は中

学部学級の学級編制は、前条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。
（学級編制についての都道府県の教育委員会の認可）
第五条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する障害児教育諸学校の小学部又は中学部に係る前条の学級編制について、あらかじめ、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更に ついても、また同様とする。
（寄宿舎の舎室編制の標準）
第六条 公立の障害児教育諸学校の寄宿舎の舎室は、部の別及び男女の別に従い編制するものとする。
2 前項の寄宿舎の一舎室の児童等の数は、小学部、中学部又は幼稚園にあつては五人、高等部にあつては三人を標準とする。
3 前項の児童等の数は、重複障害児が入室する舎室については、当該重複障害児一人を三人として計算するものとする。
第三章 教職員定数の標準
（教職員定数の標準）
第七条 公立の障害児教育諸学校ごとに置くべき教職員の定数は、次条から第二十条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。
（校長の数）
第八条 校長の数は、一とする。
（教諭等の数）
第九条 教頭、教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。
一 障害児教育諸学校の小学部について、当該部の学級数（重複障害児で編制する学級の学級数を除く）に一・八四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）と当該部の重複障害児で編制

する学級の学級数に二を乗じて得た数とを合算した数に、当該部の学級数が十二学級以下であるときは一を、当該部の学級数が十三学級以上であるときは二を加算した数

二 障害児教育諸学校の中学部、高等部又は幼稚園について、次の表の上欄に掲げる部の別ごとに、当該部の学級数に同表の下欄に掲げ

部の別	乗ずる数
中学部	二
高等部	二・八三
幼稚園	三

三 高等部を置く盲学校若しくは聾学校について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に六を乗じて得た数又は高等部を置く養護学校について、当該部に置かれる学科の数に六を乗じて得た数

四 障害児教育諸学校について、二と当該学校に置かれる部の数とを合算した数（当該学校に置かれる小学部、中学部及び幼稚園の学級数が七学級以上であるときは当該合算した数に当該学級数から六を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数を、当該学校に置かれる高等部の学級数が四学級以上であるときは当該

る数を乗じて得た数（中学部にあつては、当該部の学級数が一学級及び二学級であるときは五とし、当該部の学級数が三学級であるときは八とする。）に、当該部の学級数が十二学級以下であるときは一を、当該部の学級数が十三学級以上であるときは二を加算した数

合算した数に当該学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数

五 養護学校について、二と当該学校に置かれる部の数とを合算した数

六 肢体不自由者である児童等を教育し又は保育する養護学校（以下「肢体不自由養護学校」という。）について、当該学校の児童等の数に八分の一を乗じて得た数

七 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、次の表の上欄に掲げる寄宿する児童等の数の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数

寄宿する児童等の数の区分	教諭等の数
八十人以下	二
八十一人から二百人まで	三
二百人以上	四

八 派遣教員（疾病により療養中の児童又は生徒に対して教育を行うため派遣される教員をいう。以下同じ。）により教育を受ける児童又は生徒が在学する障害児教育諸学校について

て、三（当該児童及び生徒の数が六人以上であるときは、三に当該児童及び生徒の数から五を減じて得た数に三分の一を乗じて得た数を加算した数）

（養護教諭等の数）

第十条 養護教諭及び養護助教諭の数は、盲学校又は聾学校については、当該学校に置かれる部の数とし、養護学校については、当該学校に置かれる部の数に二を乗じて得た数とする。この場合において、当該学校のうち学級数が十一学級以上の学校については、当該数に一を加算した数とする。

部の別	乗ずる数
小学部	二
中学部	二
高等部	一
幼稚園	三

（事務職員の数）

第十二条 事務職員の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 障害児教育諸学校（高等部のみを置くものを除く。）について、三（当該学校の学級数が十六学級以上であるときは、三に当該学級数から十五を減じて得た数に十五分の一を乗じて得た数を加算した数）

二 高等部のみを置く障害児教育諸学校について、五（当該学校の学級数が七学級以上であるときは、五に当該学級数から六を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数）

三 障害児教育諸学校に置かれる部の数に一を乗じて得た数

四 高等部を置く盲学校について、一

五 派遣教員を置く障害児教育諸学校について、一

六 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、当該寄宿舎の舎室の数が十七室以下であるときは、一、当該寄宿舎の舎室の数が十八室以上であるときは二（寄宿舎看護婦の数）

た数とする。

（寮母の数）

第十一条 寮母の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、次の表の上欄に掲げる部の別に応じ、当該部に係る寄宿舎の舎室の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数を合計した数（その数が十に達しないときは、十とする）

第十三条 寄宿舎看護婦の数は、寄宿舎を置く肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童等を教育し又は保育する養護学校について、十とし、当該寄宿舎の舎室の数が十九室以上であるときは、十に当該舎室の数から十八を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数とする。

（学校栄養職員の数）

第十四条 学校栄養職員の数は、学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。第十六条において同じ。）を実施する障害児教育諸学校のうち、寄宿舎を置く学校について二とし、その他の学校について一とする。

（通学用自動車運転職員及び通学用自動車添乗職員の数）

第十五条 通学用自動車運転職員又は通学用自動車添乗職員は、通学用自動車（乗客を運ぶ障害児教育諸学校について、それぞれ、当該自動車の一を乗じて得た数に当該自動車の数に五十分の一を乗じて得た数を加算した数とする。）（学校給食調理員の数）

第十六条 学校給食調理員は、学校給食を実施する障害児教育諸学校について、三（肢体不

自由養護学校については、四とし、当該学校の児童等数の数が二百一人以上であるときは、三肢体不自由養護学校については、四に当該児童等の数から二百を減じて得た数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。次条において同じ。）を加算した数とする。

（寄宿舎給食調理員の数）

第十七条 寄宿舎給食調理員の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、六（肢体不自由養護学校については、八）とし、寄宿する児童等の数が百一人以上であるときは、六（肢体不自由養護学校については、八）に当該児童等の数から百を減じて得た数を五十で除して得た数を加算した数とする。

（汽かん職員の数）

第十八条 汽かん職員の数は、ボイラーを備える障害児教育諸学校について、三とする。

（学校警備員の数）

第十九条 学校警備員の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について六とし、その他の障害児教育諸学校について三とする。

（学校用務員の数）

第二十条 学校用務員の数は、障害児教育諸学校について、二とし、当該学校の学級数が十三学級以上であるときは、二に当該学級数から十二を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数を加算した数とする。この場合において、当該学校のうち寄宿舎を置く学校にあつては、二又は当該加算した数に、当該寄宿舎の居室の数に六分の一を乗じて得た数を加算した数とする。

第四章 雑則

（非常勤講師に関する特例）

第二十一条 第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の障害児教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、同条の規定により算定した教諭等の数から政令で定めるところにより算定した数を減ずることができる。

（教職員定数の算定に関する特例）

第二十二条 第七条の規定により公立の障害児教育諸学校の教職員の定数を算定する場合において、当該学校の教職員を教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情があるときは、第七条の規定により算定した数に政令で定める数を加えるものとする。

（分校についての適用）

第二十三条 第九条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

（教職員定数に含まない数）

第二十四条 第七条に規定する障害児教育諸学校の教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により臨時的に任用される者

三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第十五条第一項の規定により臨時的に任用される者

（政令への委任）

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（学級編制の標準に関する経過措置）

2 公立の障害児教育諸学校の小学部又は中学部の学級編制については、昭和六十五年三月三十一日までの間は、第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同項の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

3 公立の障害児教育諸学校の高等部又は幼稚部の学級編制については、昭和六十五年三月三十一日までの間は、第三条第三項又は第四項の規定にかかわらず、生徒又は幼児の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、これらの規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

4 第七条に規定する公立の障害児教育諸学校の教職員の定数の標準については、昭和六十五年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の障害児教育諸学校の児童等の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（教職員定数の標準に関する経過措置）

5 昭和六十年四月一日から昭和七十二年三月三十一日までの間においては、第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の障害児教育諸学校の高等部で、学校教育法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第五十条第二項（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による実習助手を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、第九条の規定により算定した教諭等の数から当該高等部に係る教諭等の数を減ずることができる。

6 （公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第一条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第二条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「校長及び教頭（特殊教育諸学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。）並びに教諭」を「校長、教頭、教諭」に改め、「養母」「及び第十三条の二」及び「第十四条」を削り、同項を同条第一項とする。

第三条第一項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「少い」を「少ない」に改め、同条第三項を削る。

第四条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改め、「又は第三項」を削る。

第五条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改める。

第七条第一項中「（第十一）条において、校長及び教諭等」という。を削る。

第十条から第十四条までを次のように改める。

第十条から第十四条まで 削除

第十五条中「及び第十一）条から前条まで」及び「及び特殊教育諸学校教職員定数」を削り、「行なわれて」を「行われて」に改める。

第十六条第一項中「第十一）条から前条まで」を「前条」に改め、同条第二項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「行なつて」を「行つて」に、「第十一）条から前条まで」を「前条」に改める。

第十七条中「及び第十）条」及び「及び特殊教育諸学校教職員定数」を削る。

第十八条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改める。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

7 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十三年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「定めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校及び特殊教育諸学校の高等部」を「定め、もつて高等学校」に改める。

第二条第一項中「及び教頭(特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。以下同じ。並びに教諭)」を「教頭、教諭」に改め、「寮母」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六章及び第七章を次のように改める。

第十四条 削除

第七章 削除

第十五条から第二十一条まで 削除

第二十二条中「又は第十七条」及び「又は特殊教育諸学校の高等部」を削り、「これらの」を同条の「に」改め、「又は当該高等部」を削る。

第二十二條の二中「及び第十七条から第二十一条まで」及び「寮母」を削り、「又は特殊教育諸学校の高等部にそれぞれ」を「に」に改める。

第二十三條中「及び第十五条」及び「及び特殊教育諸学校高等部教職員定数」を削る。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

8 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公立義務教育諸学校の学級編制及

び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第二条第三項を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)」に改める。

第二条に規定する学校栄養職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十九年法律第 号)

第二条第二項に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条に規定する事務職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律第二条第二項」に改める。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第二条第三項」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第二条に規定する学校栄養職員及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十九年法律第 号)第二条第二項」に改める。

9 (義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正) 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改め、「標準により算定した学級の数の下に」及び「公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和五十九年法律第 号)」に規定する学級編制の標準により算定した学級の数(盲学校及び聾学校の小学校及び中学校に係るものに限る。))を加え、「行なう」を「行う」に、「同法」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改め

る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

10 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

附則第三項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改め、「小学校又は中学校」を削る。

附則第四項の見出し中「義務教育諸学校」を「小学校及び中学校」に改め、同項中「又は新標準法第十条から第十四条までの規定による特殊教育諸学校教職員定数」及び「又は特殊教育諸学校」を削り、附則第五項を削る。

附則第六項中「新高校標準法」を「第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(次項において「新高校標準法」という。))に改め、「又は新高校標準法第十五条から第二十一条までの規定による特殊教育諸学校高等部教職員定数」

及び「又は特殊教育諸学校の高等部」を削り、同項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、昭和六十年度において約九十三億円の見込みである。

学校教育法等の一部を改正する法律案 学校教育法等の一部を改正する法律 (学校教育法の一部改正) 第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中、「実習助手」を削り、同条第三項を削る。

第七十条及び第七十の八中「第五十条第五項」を「第五十条第四項」に改める。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正) 第二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十三年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「実習助手」を削る。

第九条第一項第四号中「九学級以上の全日制の課程」を「六学級以上の全日制の課程又は定時制の課程」に改め、「上欄に掲げる課程」の下に「の別に従い、同表の中欄に掲げる課程」を加え、同号の表を次のように改める。

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	六学級から八学級までの課程	一
	九学級から十七学級までの課程	二
	十八学級から二十四学級までの課程	三
	二十五学級から二十九学級までの課程	四
	三十学級の課程	五
	三十一学級以上の課程	六

七

定時制の課程	六学級から二十四学級までの課程 二十五学級以上の課程
	二 一

第九条第一項第五号の表を次のように改める。

学科の区分	算 定 の 方 法
農業に関する学科	当該学科の数に三を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級から十七学級までの全日制の課程については一を、当該学科の学級数の合計数が十八学級以上の定時制の課程については二を、それぞれ当該乗じて得た数に加える。
水産に関する学科	当該学科の数に三を乗じ、当該学科の学級数の合計数が六学級から十七学級までの全日制の課程及び当該学科の学級数の合計数が十八学級以上の定時制の課程については一を、当該学科の学級数の合計数が十八学級以上の全日制の課程については二を、それぞれ当該乗じて得た数に加える。
工業に関する学科	当該学科の数に四を乗じ、当該学科の学級数の合計数が一学級から十七学級までの定時制の課程については一を、当該学科の学級数の合計数が十八学級以上の全日制の課程については二を、それぞれ当該乗じて得た数に加える。

「九学級から十七学級まで
十八学級から二十九学級まで
三十学級以上」

「九学級から十四学級まで
十五学級から十七学級まで
十八学級から二十九学級まで
三十学級以上」

七学級まで
十二学級から十四学級まで
十五学級から二十七学級まで
二十八学級以上

三
四
五
に改める。

「九学級第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校に係る授業を行うものの数に一を乗じて得た数」

第十一条を次のように改める。

第二十一条 削除
第二十二條の二中、「実習助手」を削る。

附則に次の一項を加える。

11 昭和六十年四月一日から昭和七十二年三月三十一日までの間においては、第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の高等学校で、学校教育法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第五十条第二項（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による実習助手を置くこととするものがあるときは、政令で定めるところにより、第九条の規定により算定した教諭等の数から当該学校に係る教諭等の数を減ずることができる。

（教育職員免許法の一部改正）

第三條 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項の表第二欄イの項中「修得すること」の下に、「高等専門学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること」を加え、同表第三欄中「教諭の職務を助ける職員」を「助教諭」に改め、同表備考第二号を次のように改める。

二 看護実習を担任する教諭の二級普通免許状を受けようとする者については、イの項に掲げる基礎資格を有する者には保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けた者を含むものとする。

附則中第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項を第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 第十七條第一項の免許状は、昭和七十二年三月三十一日まで、第五條第一項本文及び第二号並びに第三項の規定にかかわらず、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる

同法による改正前の学校教育法第七十六条において準用する同法第五十条第二項の規定による実習助手で文部省令で定める資格を有するものに対して授与することができる。

附則第十三項の次に次の一項を加える。

14 第十六條の第三項の免許状は、昭和七十二年三月三十一日まで、第五條第一項の本文の規定にかかわらず、学校教育法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の学校教育法第五十条第二項（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による実習助手で文部省令で定める資格を有するものに対して授与することができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律の施行の際現に実習助手である者については、この法律の施行の日から起算して十二年を経過する日までの間は、改正前の学校教育法第五十条第二項及び第三項（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（他の法律の一部改正）

3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五ロの備考中「鴻巣郡」を削る。

4 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「、常勤の講師及び政令で定める実習助手」及び「常勤の講師」に改める。

5 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「実習助手」を削る。

6 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中、「及び実習助手」を削る。

第三条の見出し中、「及び実習助手」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条（見出しを含む。）中「及び実習助手」を削る。

7 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「実習助手」を削る。

第四条第六号中「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律」を「農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律」に改める。

8 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中、「実習助手」を削る。

（他の法律の一部改正に伴う経過措置）

9 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の学校教育法第五十条第二項（同法第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による実習助手については、この法律の施行の日から起算して十二年を経過する日までの間は、改正前の教育職員免許法附則第十一項の表第三欄及び同表備考第二号の規定、改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第五の備考の規定、改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五条第一項の規

定、改正前の女子教育職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第二条第二項の規定、改正前の農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第一条、第三条第二項及び第三項並びに第四条の規定、改正前の国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第二条第二項及び第四条第六号の規定並びに改正前の義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第二条第三項の規定は、なおその効力を有する。

四月五日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は二月二十一日）

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

第三号中正誤

改正	誤	正
六	から	終わり
一	場会	場合
二	二カ国語	二カ国語
四	ございますて	ございまして
元	大学会館	人文棟
四	人文棟	大学会館
三	大学会館	二・五m
三	南西面	人文棟
三	南西面	南東面

昭和五十九年四月十九日印刷

昭和五十九年四月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局